

令和6年度学生向け法教育セミナー 実施報告書

日時: 令和6年8月22日(木) 13:00～17:00
8月23日(金) 13:00～17:00

主催: 法務省

【目 次】

1. 学生向け法教育セミナー概要	
1) 開催概要	3
2) プログラム	3
2. 開会挨拶(8月22日)	4
法務省大臣官房付	奥村 寿行
3. 基調講演(8月22日)	5
①学校における法教育の意義ー中学校における授業実践を通してー	
お茶の水女子大学附属中学校 教諭	寺本 誠
②弁護士から見た法と学校とのかかわり	
神奈川県弁護士会所属 弁護士	須藤 公太
4. 模擬裁判(8月22日)	
1 実施概要	19
2 模擬裁判の内容等について	19
5. 教員と法曹とのクロストーク・意見交換会(8月22日)	20
神奈川県弁護士会所属 弁護士	須藤 公太
清瀬市立清瀬第十小学校 副校長	窪 直樹
東京学芸大学附属世田谷中学校 教諭	金城 和秀
東京都立世田谷泉高校 統括校長	沖山 栄一
法務省大臣官房司法法制部 部付	加藤 邦太
法務省大臣官房司法法制部 部付	江原 佑美
6. 参考(8月22日)	41
7. 開会挨拶(8月23日)	43
法務省大臣官房付	奥村 寿行
8. 基調講演(8月23日)	44
①学校における法教育の理論と実践	
埼玉大学教育学部(社会講座) 准教授	小貫 篤
②弁護士から見た法と学校とのかかわり	
神奈川県弁護士会所属 弁護士	須藤 公太
9. 模擬裁判(8月23日)	
1 実施概要	57
2 模擬裁判の内容等について	57
10. 教員と法曹とのクロストーク・意見交換会(8月23日)	58
埼玉大学教育学部(社会講座) 准教授	小貫 篤
神奈川県弁護士会所属 弁護士	須藤 公太
清瀬市立清瀬第十小学校 副校長	窪 直樹
東京学芸大学附属世田谷中学校 教諭	金城 和秀
東京都立世田谷泉高校 統括校長	沖山 栄一
法務省大臣官房司法法制部 部付	加藤 邦太
法務省大臣官房司法法制部 部付	江原 佑美
11. 参考(8月23日)	84

【1. 学生向け法教育セミナー概要】

1) 開催概要

日 時：令和6年8月22日(木) 13:00～17:00

8月23日(金) 13:00～17:00

場 所：法務省赤れんが棟第1教室(東京都千代田区霞が関1-1-1)、東京地方裁判所

主 催：法務省

後 援：文部科学省、最高裁判所、最高検察庁、東京都教育委員会、日本弁護士連合会、
日本司法書士会連合会、日本司法支援センター(法テラス)、株式会社日本教育新聞社

会場参加者：8月22日(木)35名(欠席者11名)

8月23日(金)36名(欠席者3名)

オンデマンド配信申込者：141名(9月19日(木)正午～10月18日(金)正午まで配信)

2) プログラム

■ 第一部		
13:00	開会挨拶 法務省大臣官房付	奥村 寿行
13:05	基調講演(8/22) ○学校における法教育の意義—中学校における授業実践を通して— お茶の水女子大学附属中学校 教諭	寺本 誠
	○弁護士から見た法と学校とのかかわり 神奈川県弁護士会所属 弁護士	須藤 公太
	基調講演(8/23) ○学校における法教育の理論と実践 埼玉大学教育学部(社会講座) 准教授	小貫 篤
	○弁護士から見た法と学校とのかかわり 神奈川県弁護士会所属 弁護士	須藤 公太
■ 第二部		
14:10	模擬裁判 東京地方裁判所法廷内 法務省大臣官房司法法制部 部付 法務省大臣官房司法法制部 部付 神奈川県弁護士会所属 弁護士	加藤 邦太 江原 佑美 須藤 公太
■ 第三部		
15:50	教員と法曹とのクロストーク・意見交換会 清瀬市立清瀬第十小学校 副校長 東京学芸大学附属世田谷中学校 教諭 東京都立世田谷泉高校 統括校長 埼玉大学教育学部(社会講座) 准教授 法務省大臣官房司法法制部 部付 法務省大臣官房司法法制部 部付 神奈川県弁護士会所属 弁護士	窪 直樹 金城 和秀 沖山 栄一 小貫 篤(8/23) 江原 佑美 加藤 邦太 須藤 公太
17:00		

【2. 開会挨拶（8月22日）】

法務省大臣官房付 奥村 寿行

皆様はじめまして。法務省司法法制部で大臣官房付をしております、奥村と申します。

令和6年度学生向け法教育セミナーの開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本日来場の皆様におかれましては、御多用の中また急に天候が悪くなったりと足元も悪い中、本セミナーに御参加いただき誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

またこのセミナーは、オンデマンド配信等のハイブリット形式で実施しておりまして、映像を御覧いただく皆様におかれましては、御多用の中御参加いただき深く感謝申し上げます。

法務省では、法的なものの考え方を身に付ける法教育を通じまして、自由で公正な社会を支える人材を育成することを目指し、法教育の普及と推進に向けた様々な取組をこれまで行ってまいりました。

その間、平成28年には選挙権年齢が、また一昨年には成年年齢と裁判員対象年齢がそれぞれ18歳に引き下げられたところでありまして、法教育の重要性はますます高まっているところであります。

近年ではいじめ問題や著作権など、学校現場において法に関わる場面が多く、教職に携わるに当たって学校、教員と法との関わりや法教育の意義、役割を考えることは重要であります。

そこで本日のセミナーでは、まず第一部として弁護士の須藤公太先生、それからお茶の水女子大学附属中学校教諭の寺本誠先生のお二方をお招きし、それぞれ基調講演をいただきます。

講演では、須藤先生におかれましては弁護士、寺本先生におかれましては現役教員の立場からお話をいただきます。

次に第二部といたしまして模擬裁判の見学を行います。

この模擬裁判では、東京地方裁判所の実際の法廷を利用しまして、法律実務家が模擬裁判を実演させていただきます。

模擬裁判を傍聴していただいた後、グループ討論を行う予定であります。

最後に第三部といたしまして、学校現場に関わる法的な問題や学校現場における法教育の在り方などをテーマに、学生の皆様と現役教員、法律実務家を交えた意見交換会を予定しております。

本日のセミナーが皆様や学生の皆様にとって意義のあるものとなることを祈念いたしまして私の挨拶とさせていただきます。

【3. 基調講演（8月22日）】

お茶の水女子大学附属中学校 教諭 寺本 誠
神奈川県弁護士会所属 弁護士 須藤 公太

〈司 会〉

これから基調講演に入らせていただきます。

基調講演では、お茶の水女子大学附属中学校教諭寺本誠先生、それから神奈川県弁護士会所属須藤公太弁護士から御講演をいただきまして、その後御講演いただいた内容に関しまして質疑応答の時間を設ける予定でございます。

それではまず現役の教員であります寺本先生から、「学校における法教育の意義、中学校における授業実践を通して」と題しまして御講演をいただきたいと思います。

寺本先生、よろしくお願いいたします。

〈寺本先生〉

お茶の水女子大学附属中学校から参りました寺本と申します。よろしくお願いいたします。

私は中学校の教員ですので、学校の現場の教員として今日お話しすることがあればなと思いまして参りました。

こういう場に立っている教員だからきっと法律に詳しい教員が来ているだろうと皆さんお思いかもしれませんが、私の経歴を簡単に御紹介します。

このように、実際、私は法と関わるような教育に携わったことは学生時代ありません。

現場に出て初めて法について学び始めたという状態です。

学生時代、皆様はどういう専門が分かりませんが、実際に私は教育もやっていなかったし、むしろ映画論という、すごく楽しそうなことをやっていて、実際一番楽しかったです。

それじゃあちょっとまずいかなということで、学生を終えまして大学院でちゃんと社会科教育について勉強してからというふうになったわけですが、このように別に法に詳しいから法教育をやっているというわけではないということで皆さんも御了解いただければと思います。

ただ幸い、中学校の教員になってから、法務省の方々と一緒に協力しながら教材を作る経験だとか、それから司法法制部の方に学校にお越しいただきまして一緒に授業をするという経験を何度か重ねていくうちにこのような場に呼ばれるようになったのかなと思っています。

2024年8月22日（木）
法務省法教育セミナー

学校における法教育の意義 －中学校の授業実践を通して－

お茶の水女子大学附属中学校
寺本 誠



講師について

1999年～都内の私立高校で世界史教諭として在職
2004年～現在 お茶の水女子大学附属中学校社会科教諭として在職

- ・大学時代に比較文化士の学位取得
- ・卒業論文は映画学、政治学、社会学を絡めたテーマで執筆
- ・卒業後 修士課程社会科教育コースに進学 本格的に社会科教育学を学ぶ
修士論文はアメリカの社会科教育、特に社会参加学習をテーマに執筆
- ・現任教赴任時より、法務省や弁護士会と協働する機会を多く経験。
- ・2004年法務省『はじめての法教育』作成に携わる。
- ・2006年～現在 中学校社会科教科書の執筆に携わる
- ・日本社会科教育学会、日本公民教育学会、法と教育学会、日本教育方法学会、日本教科教育学会、中等社会科教育学会所属



早速ではありますけども、皆さんこのような問い、尋ねられましたらどのように答えますか。

10秒だけ考えてください。

考えました？ほんとうでしたら一人一人聞いていきたいなと思ったんですけれども、時間の関係でこういうふうにさせていただきたいと思います。

この括弧に入るのはこういう意味です。憲法の中で一番大事な条文は何条ですかと言われたときに皆さん自身どういうふうに考えますかという問いです。

よくね、私も大学生相手に授業をするときは、こういう問いから始めることがあるんですけれども、いろいろありますよね。

皆さん詳しい方もいらっしゃると思いますので、あれもこれもどれもみんな大事だと思われるかもしれません。

私は条文どれも大事だよという教え方を中学生に對してしていても、実際に子どもたちはふーんで終わってしまいますので、じゃあこういう問いがあった場合にどんな教材を使ってどういうふうに子どもたちと学べればいいのかということちょっと皆さんに御紹介したいなというふうに思っております。

この画像(略)を御覧ください。皆さんこれを見て分かりますか。

ぱっと思いつく方は、かなり詳しいのかなと思います。

これは9.11テロのときのホワイトハウスの様子です。このときには大統領のブッシュさんはちょうどフロリダの方に行ってらっしゃいましたので、副大統領を中心にアメリカ合衆国始まって以来と言われるような緊急事態に対して協議をしている場面です。

もう何度も御覧になっている方いらっしゃるかもしれません。

私はちょうどこのときには高校の教員でしたので、子どもたちを連れてアメリカにおりましたので、もうこの映像は何度も何度も朝から晩まで繰り返し見ておりました。

概略を簡単に申し上げます。

4機の飛行機がハイジャックをされて、先ほど協議していた場面というのはちょうど、分かりますかね。

ペンシルベニア州南部の所にバッテンがありますけれども、この飛行機がどうやらワシントンD. C. に向かっていらしいという情報を聞いて、ホワイトハウスの中で幹部たちがいろいろ相談をしているという緊迫した場面なんです。

こちらになりますよね。

この事件を題材に子どもたちにこのような授業を行ってきました。

先ほどの協議の場面、実際に後の情報によりますとホワイトハウスの方では、戦闘機を配備しまして追走していたということが明らかになっております。

つまり、もし本当にワシントンD. C. に近づいてきて大きな被害をもたらすということがあったら、おそらくそういう決断をしたんだろうと思われますけれども、実際にはそうならず乗客の勇気ある行動によって墜落したというふうに伝えられております。

皆さんは生徒に、()と聞かれたらどのように答えますか。
そして、どのような教材を選択して、その大切さを伝えますか。



皆さんは生徒に、**憲法の中で一番大事な条文は何条ですか?**と聞かれたらどのように答えますか。
そして、どのような教材を選択して、その大切さを伝えますか。



多くの人の命を助けるためには、少数の犠牲は仕方ない。

テロに遭った時点で、いずれにしても乗客は亡くなる。

国家が国民の命を奪ってもよいのか。



ただこういう場面になったら本当に、どんな判断をするかって非常に難しいなと私自身も考えました。それを子どもたちと一緒に考えたという授業です。このように問いますと子どもたちは、割と多くの子たち、こう答えます。

もう少数の犠牲はしょうがないんじゃないかというふうに、だいたい感覚的に7割くらいの子たちはこう答えるかなと思います。

なぜかと言うと、もうそのテロにあった時点で亡くなることはほぼ間違いないという状況の中で、だったら、地上にいる人を救うためにはなるべく犠牲を減らす方がいいんじゃないかという判断です。

一方でこういう意見もありました。政府が判断していいんでしょうか。

政府というのは国民の命を守るもの、それが国民の命を奪っていいんだろかというふうな意見もあったりしまして、こういう題材を出したときに子どもたちが盛り上がって議論していたのを覚えております。

こういう状況になったときにじゃあどうするかということの本気で話し合った国があります。

それはドイツなんですね。ドイツでは航空安全法という法律を定めました。

というのは、ドイツの方でもこのテロ事件があった後にそれに近い事件が勃発しまして、もしこうなったときにどうするかという対処を国会議員さんたちが一生懸命話し合って法律を決めたんです。

簡単に抜粋しますとこういう状況です。国防大臣の権限によって、ドイツ連邦軍が着陸を強制したり、その次ですね。撃墜したりすることを認めています。

ドイツの方は法律上可能であると判断をしました。しかしその1年後、ドイツには憲法裁判所というものがあるそうなんですけれども、憲法裁判所ではこのように判断をしました。

つまり違憲です。なんで違憲なんでしょう。

これも簡単に抜粋しますとこういう理由です。

乗っ取り機の乗客の人々の命を、救うための単なる物体とするということについては、人間の尊厳に反しているんじゃないかということで、結局この法律は1年後になくなってしまったということになります。

私が最初に括弧付けで皆様にお示しした内容。きっと、皆さん色んな条文を頭の中に浮かべたかなと思うんですけども、私は子どもたちに憲法って大事ななんですよっていう教え方はせずに、みんなは何が一番大事だと思う？と逆に尋ねていきます。

そしてその中でいろいろ挙げていって、いろいろ大事なんだけれども、じゃあ先生は何？と言われたらこう答えるようにしています。

憲法第13条です。なんで第13条かというと単純な理由で最大の尊重を必要とするというふうに書いてあって、これは条文全文御覧いただければ分かるかと思いますが、「最大の」としているところは実は13条だけなんですね。

ドイツ航空安全法（2005年1月施行）

ハイジャックされた航空機が武器として使用されるおそれがあるとみなされた場合には、国防大臣の権限により、ドイツ連邦軍がこれに着陸を強制したり、**撃墜したりすること**を認めている。



ドイツ憲法裁判所の判断

○ドイツ航空法は**ドイツ憲法に違反している**。
(違憲である)

○判決理由

乗っ取り機の乗客を他の人々の命を救うための単なる物体としてしまい、**人間の尊厳（基本的人権）、生存権に合致しない**。



事件の概要



＜被告人＞
数万人を救うために数百人を犠牲にすることが正しいと考えた。



日本国憲法第13条

すべて国民は、**個人として尊重される**。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、**最大の尊重を必要とする**。



条文上これを見る限り一番大事なんだろうなというふうに読めますけれども、もちろん他の条文が大事ではないという意味ではなくて、いろんな考えがある中でじゃあ憲法の大事さを考えるときにこういう題材で子どもたちと一緒に議論していて、その中でこの憲法の条文の大切さを伝えることは、非常に子どもたちにとっては大きいのかなと考えてこういう授業を作っております。

今日のテーマである模擬裁判についてなんですけれども、お読みいただいている方もいるかもしれませんね。

『テロ』いう本があるんですよ。

先ほど紹介しました、ドイツ航空法をテーマにしている本なんです。

右側にある写真(略)は、これは日本での公演の場面なんですけれども、なんと最後に観客の中から選ばれた人たちが壇上に上がりまして、有罪か無罪か判断するという、そういう劇なんです。

本の方も二つ結末があります。どういう内容かと言いますと、ちょっと詳細は省きたいと思いますが、この小説の中では実際にパイロットが撃墜したというそういう結末になっているんですけれども、そのパイロットの行為について有罪か無罪かを判断させるという、模擬裁判を中学校3年生対象に行いました。

たまたまこの本を知ってこれだったらできるかなと思いついたところから着想を得て始めたものです。資料(略)の方を御覧ください。

簡単に時系列で見ていきますとこういう感じですよ。

いきなり撃墜したわけではなくてハイジャックが発生してからこのように戦闘機に乗っていたパイロットはいろんな方法を使ってなんとかしようとしていたわけなんです。

でもスタジアムに近づいているという状況に接しまして、このようにミサイルを発射して撃墜したということになります。子どもたちが被告人のパイロットに対してどういうふうに判断するかという内容なんですけれども、被告人の方はこのような主張をしています。

数万人を救うために数百人を犠牲にすることは正しいと考えた。だから撃墜したんだと。

これは2時間構成の授業で行っております。

簡単にまとめておりますので御覧いただければなと思っております。

この模擬裁判におきまして、実際に裁判の手順を一つ一つ辿っていくことよりも、子どもたちがこういう事件に対していろんな見方、考え方を用いながらどのように考えて根拠を持って理由を付けて判断するか、その過程が一番大事かなと思っております。

私がこのパイロット役になってもいいんですけども、それだちょっといつも知っている人なのであまり緊張感がないということで、非常に無茶ぶりではあったんですが、当時の司法法制部の方々に連絡を取りまして、こういう授業をしたいんですけども、手伝っていただけませんかということで快諾を得ました。

これは2018年にお越しになっている場面(略)です。

このように職員の方にお越しいただきまして、サポート役の方、そして被告人役として子どもたちの尋問を受けるという役割を担っていただく方と分かれていただきましてこのようにお手伝いいただきました。

これは弁護側と検察側に分かれて議論をしている場面なんですけれども、子どもたちには職員の方いらっしゃるとアナウンスすると結構事前に調べている子もいまして、緊急避難について考えてきて臨むという子たちがいまして、それについて結構詳しく職員の方々に質問をするという場面もあり

授業の展開	
第1時	第2時
◆ 9. 11テロ時の航空機撃墜命令 「ハイジャックされた飛行機を撃墜することは許されるのか」 ◆ ドイツ航空法の成立 →一年後の違憲判決について 「なぜ違憲判決が出されたのか」 ◆ 『テロ』に基づいて作成した、ラース・コッホ供述調書を読む。 ◆ 模擬裁判に向けての準備 検察官・弁護人に分かれて、被告人質問を考える。	◆ 法務省大臣官房司法法制部より3名の職員を特別講師として招く。 ◆ 検察官・弁護人に分かれて、被告人質問案を再検討する。 ◆ 検察側・弁護人に分かれて被告人への質問を行う。 (被告人役は特別講師) ◆ 被告人を有罪とするか無罪とするか小グループで話し合う。 ◆ 講師による講評
ラース・コッホに対する被告人質問の様子	
検察官側	弁護人側
・ もし大切な人が乗っていたら？ → 分からない ・ スタジアムの人々が逃げている可能性は？ → 自分で見て逃げていないと分かった ・ 飛行機の乗客164人の命を考えて行った行動なのか。→ より多くの命を救うためにより少ない命を犠牲にするのは正しいと考えた。 ・ 命令センターとの話し合いはあったか？→ なし。命令が出ていないことを確認した。撃墜すれば煙に落ちることは分かっていた。	・ 後悔しているか→ していない。正しいことだった。 ・ 最後まで両者（航空機の乗客、スタジアムの観客）の命を助けたいと考えていたのか。→ 考えていた。人権を考えている。命は数だけではなく、武器になっている。 ・ 飛行道路の妨害と警告射撃をもっと多く行えば、スタジアムに墜落しない状況になったのでは？→ 機長の反応無く、機内の様子も分からなかった。

ました。

最終的に証人尋問をして自分の判断はどうかということを決めるという授業展開でした。

最後に職員の方にお話をさせていただいてという形で終わりました。

実際に裁判官を務めてらっしゃる法務省の職員の方に講評をいただくということになりました。

当時の被告人質問の様子について簡単にまとめておりますので御覧ください。

子どもたちは、有罪・無罪それぞれいろんな理由をつけて判断したんですけれども、いくつか御覧いただきたい部分だけ皆様に紹介をしたいなと思います。

これは有罪とした子どもの意見で、7万人の命を救うための単なる物体として捉えていて基本的人権を尊重していないと。だから有罪ですというふうに判断した生徒、164人の可能性を摘んだという表現で有罪とした生徒もありました。

それから無罪とした子どもの意見で、被告人役の裁判官の方がギリギリまで自分は助けたいというふうに思っていたんだというふうに話をしました。

その気持ちを見て純粋に助けたいという気持ちがあるんだからということで無罪という判断だったり、人権を考えた上で最善の行動だったんじゃないかというふうに意見をまとめた子がいました。

それから非常に難しいなということでこういう意見を言っている子もいました。

狙われている側の人権も大切にしなければいけなかったということと、自分の大切な人が乗っている飛行機だったとしても撃つと言っていたので命の重みは同じだと認識している。

それくらいの覚悟を持ってやったということについて、このパイロットの方も悪くはないんじゃないかなというふうに判断した子どももいました。

それ以外の意見で自分の身に置き換えたとしたら撃墜してほしいと思うと、言った子もいました。

つまり間接的に7万人の人を殺すんだったら、だったら自分が犠牲になってもいいというふうに言った子もいました。このように有罪か無罪か分かれましたが、子どもたちがいろんな考え方を持って判断したということは、授業として非常におもしろく、そして実際に法務省の方にお越しいただいたことによりまして、ある程度緊迫感のあるやり取りができていて、その上でこの裁判としてのおもしろさ、自分自身が自分事としてとらえて判断する、価値判断をして意思決定するとそういうことの楽しさを感じられた授業であつたんじゃないかなと思います。

被告人を有罪とした生徒の意見①

・状況を判断して単純に犠牲となってしまう人々の人数を考えたら7万人よりも少ないリフトハンザ機164人の方が良いとなるかもしれないが参考資料の違憲判決に書いてあるようにそれは乗っ取り機の乗客を7万人の命を救うための単なる物体としてとらえていて基本的人権を尊重していないから。また、理由があつたにせよ164人の命を殺したことは事実であり、たとえサッカースタジアムに突っ込んで死んでしまう可能性が高かったが死ぬ前まで命は生存権として尊重しなければならないため乗客を単なる物体として見て攻撃するのはおかしいと思ったから。



被告人を有罪とした生徒の意見②

・そもそも164人を殺した事実は変わらないことだし、それによって164人の可能性をつんだことにもなる。ラース・コッホがミサイルを発射しなかった時の可能性を否定できない。数字以前にも人殺し、自覚がある時点で殺したことを認めていることになるのに軽い刑ではしめしがつかない。話題をすりかえなければ大量殺人をしてしまったことになることは無視できない。



被告人を無罪とした生徒の意見①

・いずれにしろ、飛行機の乗客は死んでいた。→スタジアムの観客まで死なせずに、できるだけ多くの人を助けられる方法を選んでいたら。ぎりぎりまで行動を起こさなかったことから、被告人が最後まで飛行機の乗客とスタジアムの観客の両方を助けたいと思っていたことが分かる。被告人は浅はかな考えではなく、純粋に人々を助けたいという気持ちから悩んだ末に行動を起こしており、仮に撃墜しなかったとして、これより良い状況になるとは考えられないから。国家航空安全指揮・命令センターから撃墜してはいけない理由や他の策を考えているかなどの説明がなかったので、自分で考えて動いた被告人は正しい。



被告人を無罪とした生徒の意見②

・乗客164名の人権を考えた上で最善な行動だったと思います。スタジアムの人々が逃げないことや畑に落ちることが分かっていた、より多くの命を救いたいと考えていたため罪ではないと思う。ラース・コッホが乗客164名を殺したことは事実だが、彼に殺意はなくまたより多くの命を守るための行動で、撃墜させる直前まで乗客の命とスタジアムの人の命を考えていた。



どちらとも言えない

・まず、ラース・コッホさんは自分が機内からすることのできる最大限のこと（進路妨害、警告射撃）を行っていたにも関わらず、テロリストからの反応がなく、ハイジャックされている飛行機が落ちて機内の乗客が全員死んでしまう確率の方が高くなっていたこと。2つ目に、テロリスト達の言う満員の7万人がいるスタジアムからたった52分間で飛行機の破片もこないほど遠くへ全員避難させるのはほぼ不可能だということ。（パニックになってしまったり、お茶中からすぐそばのグラウンドに逃げるまでたった300人ちょいが5分もかかっていることを考えて）これら2つの理由から、人を殺していることに変わりはないので、無罪にはできないが、執行猶予、という考えにした。ドイツの航空安全法では、2006年に違憲判決で撃ち落としてはならない、とされているが、このまま落とさない限り7万人以上が亡くなってしまふ大事故にもなりかねないし、「狙われている側の人権」も大切にしなければならなかった。仕方なかったと思う。また、質問で「自分の大切な人が乗っている飛行機だったとしても撃つ」と言っていたので、命の重みは一緒だと認識している。なので私は、ラース・コッホさんは執行猶予で良いと思った。



最終的に各クラスの統計を取ってみますとこのようになりました。最初話をしたときには、これは撃つてもしょうがないんじゃないかというふうに言った子もいましたけれども、いろいろ議論をしていく中で割と有罪派、つまり人間の尊厳、個人の尊厳を守るということについて考えた生徒が多かったのかなというふうには思いましたが、もちろんこれはどちらを選んでもいい悪いは関係ないと考えております。社会科の授業では、この中で社会科を志す方もいらっしゃるのかなと思いますけれども、いろんな子どもたちの意見を出して意思決定をしていきます。

私自身も話合いの授業なりを行っているんですけども、この意見もいいね、あの意見もいいねというふうにどの意見もいいよ、いいよだとなかなか中学校2年生、3年生くらいになると、じゃあなんなの？となってくるんですよ。

やはり法的な見方考え方を培いながらそれに基づいて判断するという、そういう経験は非常に大事だと思っておりまして、どういう判断でもそれに至る過程がどうだったのかなということを我々教員の方は見てあげることがとても大事だと考えております。

ただそうは言っても発達段階的に中学生の意見ですので、まずその事件の内容を理解し、そして法的な判断のための見方、考え方を働かせてとなるためにはある程度、中学校社会科の場合には中学校1年生、2年生は地理や歴史を学習する内容になるんですけれども、その段階でもこういった法的な見方、考え方を培えるような授業をしていって、そして3年生の公民的分野につなげていくことも大事なのかなというふうに思っております。

最後に、社会科との関係でお話をしたいと思います。

そもそも法教育と社会科教育どういう関係なのかなということなんですけれども、私はこのように理解しております。

もともと私がちょうど中学校の教員になった頃、裁判員裁判が始まるということでかなり法務省の方も裁判所も検察庁も、この司法制度改革について力を入れていらったかなというふうに思います。

そういった改革が始まる前から各弁護士会の方でも、模擬裁判のシナリオを作っていってらっしゃったりして、盛んに行っていたということも承知しております。それから社会科教育の関係者の方も、アメリカの法教育のテキストなどを参考にしながら研究したり実践したりということが始まっていました。

その法教育が盛んになっていった理由としましては、従来の憲法教育への批判があったのかなというふうに私は捉えております。

これは社会科は、社会科学的内容を内容面の方から理解させるということを重視する傾向に昔はあったんじゃないかなと思っております。

つまり、社会科学的内容を教えることの方が大事で子どもたちがそれぞれ意見を交わしていきながら色々な考え方を構築していくという部分についてやや乖離があったのかなと考えております。

その他の意見

・まず、法だけみて判断したら違法である。そもそも私は、ドイツ航空法（の違憲判決）がまちがっていると考えてる。ハイジャック機はハイジャックされた時点で武器となるからだ。人権を尊重することは最優先だとは思いますが、ハイジャックされた時点で国が守れる人権ではなくなってしまいそれを武器（物）として扱わねばならないのは仕方ないのではと思う。そして自分の身におきかえたとしたら撃墜してほしいと思う。撃墜されず、7万人の中につこんで武器となって間接的に7万人殺すよりは自分が死ぬことで7万人を助けたいと思うと思った。また、遺族もそのように考えてくれると考えた。



討議後の判決結果

	有罪	無罪	どちらとも言えない	合計人数
松組	18	7	1	26
蘭組	14	13	0	27
菊組	18	7	0	25
梅組	20	10	0	30
計	70	37	1	108



授業を終えて

●「みんなちがってみんないい」を超えて

→価値判断に基づく意思決定も重要

模擬裁判は法的な見方・考え方を培い、論理的に思考・表現する力、意思決定する力を養う上で有効

◆生徒が検察官・弁護人の立場で、より有益な情報を引き出せるような質問項目を考えるにはじっくり考える時間が必要。



○法教育の流れと社会科教育における位置づけ

・司法制度改革による必要度の高まり

・従来からの弁護士会等による実践

・社会科教育関係者による研究・実践



従来の憲法教育への批判
…社会科学の成果としての内容理解の重視



法教育が社会科教育の中に入ってきて、リンクするようになっていって、こういう変化があったように考えております。

憲法以外の実定法の学習の充実。

例えば、刑法とか民法とか中学校の教材や教科書にもかなり入れられるようになってきました。

私も「初めての法教育」という法教育の本を作ったときには、恥ずかしながら民法ってそもそも何？というところから始めていきました。

中学校の中には、こういった民法をどう教えるかということは全然なかったんですね、蓄積として。

社会系教育学者の方、弁護士の方、それから法務省の方にいろんなお話をさせていただきまして、あ、民法ってそういうふうになっているということが分かって、やっと教材化できるという段階になってきました。

それから法的な見方、考え方。これはリーガルマインドというふうに呼ばれるものかもしれません。直接、法とか条文とかというよりも、その法のもとも持っている価値、正義であったり権威だったり公正という考え方だったり、そういったものを学ぶような教材ができるようになっていったんじゃないかなということ。

それから法を動的に捉える、つまり法はもう決まっているもので、それをひたすら受け入れるのではなくて、自分たちで考えながら利害を調整していくものですよと。

そして自分たちでこれは当てはまらないかなと思ったら、ルールを自分で作ったり変えていったりできるものですよと考えていけるような、そういった社会科教育がかなり浸透していったんじゃないかなと思っております。

これからの法教育実践について。

これはあくまでも中学校の教員としての見方ではありますけども、法的な見方・考え方に基づく判断基準はもちろん大事。

ただ先ほど私が紹介した授業のように子どもの生活経験に基づく判断基準もあるんですね。

子どもたちは生活しながら自分たちなりの理があります。

その理について実際に社会科学的にはとか、法的にはと言ったときにジレンマが生じます。

そういったジレンマが一致しないときにじゃあなんで一致しないのかなとか、どのように考えればこうなっていくのかなと考えられるような、そういった違いを元にするることによって法的な資質能力と、それから社会的な見方・考え方が培われるんじゃないかなと思っております。

いくつか実践を紹介しました。

私的には、法教育を実践することによってこういう意義があるというふうに考えております。

価値の対立する課題ってたくさんたくさんありますよね。

それは小学校も中学校も高校も子どもたちなりにこれおかしくない？ということはあると思います。

○社会科教育における法教育

- ・憲法以外の実定法の学習の充実
→刑法、民法など
- ・法的な見方・考え方の育成
→法的価値（正義、権威、公正など）
- ・法を動的に捉える
→利害の調整（調停、交渉など）、ルールづくりなど



○どのような法教育実践が求められるか

・法的な見方・考え方に基づく判断基準

ジレンマ

なぜ一致しないことがあるのか、考えることで法的な資質・能力を磨くことができる

・子どもの生活経験に基づく判断基準



法教育の意義－実践を通して－

- ・価値の対立する課題に対して、価値判断・意思決定を行う学習を通して、生徒は多様な見方・考え方に気づき、思考を深めることができる。
- ・価値の対立する課題の解決に向けて法的な見方・考え方を活用することにより、社会認識を深め、思考したり、判断したりする力を身に付けることができる。

↓
法的な思考を培うことで、現代社会の様々な問題をとらえる見方や考え方の基礎を養い、主体的に社会に参画する資質の育成につながる。



そういうときにそうだよね、じゃあどういうふうを考えようかということを授業として社会科教育の立場でやることによって、子どもたちが将来社会に出たときに、そしてますます変化が激しくなるこの社会において、じゃあこういうときにはこういうふうにしていけば解決できるんじゃないかなと思えるような、社会参画するような資質をこの中学校の社会科教育、法教育を通じて培えたらなと考えております。

私の話は以上です。ありがとうございました。

〈司 会〉

寺本先生、ありがとうございました。現役の教員であられる御知見とそれから法教育の実践ということで御講演いただきました。

ありがとうございました。

〈司 会〉

続きまして御講演の2番目としまして須藤弁護士の講演に入らせていただきます。

「弁護士から見た法と学校とのかかわり」と題しまして御講演をいただきます。

須藤弁護士お願いいたします。

〈須藤弁護士〉

皆さん、こんにちは。今日は土砂降りの中、お越しいただきましてありがとうございます。

私ですね、日本弁護士連合会市民のための法教育委員会の委員を務めています、弁護士の須藤といいます。よろしくお願いします。

私ですね、日頃は横浜で弁護士をしています。

神奈川県弁護士会というところの法教育委員会というところの委員も併せて務めているということになります。

簡単に自己紹介しますと法教育委員会というのは、さっきの寺本先生がおっしゃったような法教育をしている委員会なんですけれども、それと一緒にですね、私、暴力団対策とかもしてましてですね、全然関係ない二つのことをメインでやっていて、午前中に暴力団の組事務所の明け渡しの執行をして、午後に中学生とわいわい戯れるみたいな波乱万丈な1日を送ったりということもあると。そういうふうな弁護士をしています。

私の今日はレジュメ、ペライチ皆さんにお配りしていると思いますが、そちらを見ながら進めていきたいと思います。

先ほど寺本先生が非常に素晴らしいパワーポイントで30何ページというものをお作りいただいていたんですけれども、私の資料はこのA4の紙1枚でございますので、弁護士のITリテラシーの低さが分かっていたかなというふうに思います。

私ですね、弁護士として日頃民事訴訟、刑事裁判をやったりとかですね、あとは契約を作ったり交渉事で喧嘩をしている当事者間の間に入ってこの紛争の解決をどうすればいいのかというのを一緒に考えたりとか、ときにはですね、海外の会社さんとどういうふうな契約をしようかという話をする中で、そういうときには国を越えますので民法・刑法だけでなく条約とかそういうものも一緒に考えながらいろいろと仕事をしているということになります。

まとめますと私の仕事の飯の種は法というわけですが、今日始まってから30分ちょい経ちましたけれども、何回「法」という言葉が出てきたか分からないくらい「法」という言葉が出てきています。

じゃあ「法」ってそもそもなんだろうかというふうなところから今日は皆さんに考えてもらえたらなというふうに思います。

皆さん「法」ってなんだと思いますか。「法」のつく言葉、何か思いつくものがあったら誰か挙手とかしてもらえませんか。

厳しそう？憲法とかありますよね。民法とか。他に何かありませんか。法律関係なくてもいいですよ。方法とかね、文法とかね、ありますよね。

弁護士から見た法と学校とのかかわり

日本弁護士連合会 市民のための法教育委員会 委員
神奈川県弁護士会 法教育委員会 委員
弁護士 須 藤 公 太

1. 法とは何か

憲法13条：すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

人は本来自由な存在であり、自身の幸福を追求するもの。

幸福追求行為の衝突が起きてしまうことを調整する必要がある。

力や暴力によらず、理性的に、お互いを尊重し合い、お互いの利益をできるだけうまく調整するものが「法」である。

；

2. 法が法であるための要素

①明確性 ②自由を過度に規制していないこと ③平等

④手続の公正 ⑤ペナルティ

；

3. 学校で

- ・校則
- ・掃除当番決め
- ・グラウンド割り
- ・何をして遊ぶか

それじゃあ「法」という漢字がつく言葉、何か共通しているもの。おそらくね、それね、ルールなんですね。方法というのはまさにルールですよ。

文法というのは日本語を話すための助詞とか助動詞とか名詞とかそういうもののルールになります。

民法、憲法、刑法、これも同じなんですね。結局ルールはルールなんです。

ただこの法律、憲法含め、法律に関するルールというものの作り方というのは少し特殊な考え方を使わないといけないというふうに私は考えています。

レジュメの方に先ほど寺本先生もパワポで全文載せていただいていたけれども、憲法13条という条文を私も全文引用をしました。

これは基本的人権の尊重というすごく有名な憲法上の条文になります。

先ほど寺本先生もですね、これが一番大事だというふうにおっしゃっていましたが、私もこれが一番大事だというふうに思います。

なぜか。憲法の三原則言える人いますか。基本的人権の尊重ですよ。あと二つ言える人いますか。いるでしょう？国民主権と平和主義ですね。これで三つが三大原則です。

じゃあ国民主権と平和主義って基本的人権の尊重がなされない国家において成立するのか。

おそらくないんですね。これはあくまでも基本的人権が尊重されるという前提があるから平和主義だったり国民主権だったりということが成立していくと。

つまりこの根底にあるのはこの基本的人権の尊重なんじゃないかというふうに私としては考えています。

でも多分皆さん小学校くらいから、基本的人権は大事だというふうに山のように教わってきたんじゃないかと思います。

じゃあ基本的人権の尊重ってなんでしょう。すごいざっくりしていませんか？ものすごい曖昧な言葉ですよ。

これを今日少しかみ砕きたいと思います。

この考え方というのが皆さんが教育学部にね、今日行かれている学生さんも多いといふふうに聞いていますので、学校現場でそれをどういうふうに使えるのかというふうにお話をつなげていきたいと思います。

そもそもですね、この基本的人権とは何か。

そもそも人間というのは、生まれながらにして自由なんです。たとえば赤ちゃん。

ぼくも生後1カ月の息子がいますけれども、赤ちゃんなんてもう自由の塊みたいなもんです。

泣きたいときに泣く。夜中だろうが僕が横で寝てようがギャンギャン泣く。トイレは行かないでオムツに排泄はする。でもうおっぱい飲みたかったら泣きやあおっぱい誰かがくれるとかですね、わがまま放題ですね。

つまりもう赤ちゃんって自由そのものの存在なんですね。

じゃあこれが大きくなっていって小学生になりました。小学校で学校行きますね。学校でじゃあお腹が空いた、腹減ったって言って大騒ぎした。許されないですよ。授業受けたくないから教室の中でじゃあ携帯でゲームでもしようか。許されないですよ。

なんで赤ちゃんのときに自由だったのに小学生になるとその自由がなくなるのかということちょっと考えたいというふうに思います。

それはですね、基本的人権の尊重というのは先ほども言いましたが、皆さん人間は元来自由なんですよ。

でも自由と自由が、今日この部屋の中に何十人という人がいますけれども、その全員がやりたい放題やったら収拾つかなくなりますね。

つまり自由と自由というのはときに衝突が生じます。その衝突を回避しないと社会というものは回らないんですね。

なので、小学校の教室でやりたい放題やったらそれは自由。

その人の自由は達成されるかもしれない。でも授業を聞きたいという自由は疎外される。じゃあどういうふうにするのか。それはやっぱりルール。

法というものをを用いてそれぞれの自由を制限することが必要になるということが法の考え方の大前提。

基本的人権をそれぞれの基本的人権を最大限尊重するというのがこの法の役割だということになります。

ただし、この制限というのはあくまでも必要最小限度じゃないといけない。なぜなら人は元来自由だから。余計な制限をしちゃいけないんですね。

あくまでも必要最小限度で他の自由との衝突が解消できる最小限度の制約を作る必要がある。

このような考え方に基づいて法というものは作られています。

ですので、法とは何かと言われたらレジュメにも書きましたけれども、力や暴力によらずに理性的にお互いを尊重し合い、お互いの利益をできるだけうまく調整するもの。これが法だということになります。

この法があるから法をみんなが守ることによって皆さんの基本的人権が最大限尊重される。それがこの法の役割だというふうに私は考えています。

2番として法が法であるための要素というふうに書きました。

その3番目にですね、学校ではどうでしょうかというふうなことも書いてあります。法が法であるための要素。基本的にはこの四つあると言われていています。内容が明確だということ。

2番目、先ほども説明しましたがけれども、その自由、人の自由ですね。これを過度に制約をしていないこと。3番目が平等であること。4番目が手続、法の制定手続が公正であること。5番目にペナルティと書きましたが、これはある場合とない場合がある。

これをね、校則。皆さん学校の先生になりますけど、校則じゃなくてもいい。クラスのルールでもいいです。クラスの3、40人の生徒さんがいるクラスで何かルールを決めましょう。掃除当番のルールを決めましょう、じゃあ。掃除当番のルールを決めるときにA君が毎月ずっと掃除当番ですというふうになったらそれはだめですね。

なぜですか。どれに反しますか、この四つのルールの中で。平等に反しますね。やはり掃除ということは、その教室をきれいにするというみんなの利益につながるものですから、それを一人に対して全て押し付けるということはやはり平等に反するだろうというふうに考えられます。

じゃあ代わりにですね、A君はずっと掃除はやりますと言うんだけど、B君が給食当番は毎月全部やりますと言ったらどうでしょう。

その負担の価値、重みというのがA君とB君にとって掃除当番と給食当番が同じだったと考えたらどうでしょう。

そうするとA君が丸1か月掃除当番をやるということが実は不平等じゃないんじゃないかなというふうに見えてくると思います。

そうするとですね、結局じゃあ平等というのも相対的な話だなというふうになってきて、そこにどういうふうにして掃除当番をA君が1か月引き受けることになったのかという議論の中身、この手続がどういうふうに行われたのかというものを見ていかないと、これはこのルールというものが正しいものなのかどうなのかという結論が出ないということになります。

なので、この法が法であるための要素。

今A君の掃除当番の話で3と4を話しましたがけれども、もう少しいきましょうか。

1番明確性。ルールは明確じゃないといけないですね、たとえば道路を車で走ります。速く走っちゃいけません、危ないからというルールがあったらどうしますか。皆さんだったらどうしますか。速く走ったら捕まります。何キロで走りますか。10キロで走りますか。50キロで走りますか。100キロで走りますか。速いという言葉じゃ分からないんですね。

だとすると僕だったら10キロで走ります。せめて遅そうに見えるから。

要はルールが曖昧だと全員謙抑的になっちゃいます。

謙抑的になるとはどういうことなのか。さっき言いましたけれども、人間は自由です。この自由を自分が自発的に制約しちゃうんです。そうしないと危ないと思っちゃうから。

間接的に自由を制限することになっちゃう。だからルールは明確である必要があるというのが、法が法であるための要素として挙げられます。

今でこの四つの要素については簡単ですけど説明したつもりではありません。

ペナルティについては設ける場合と設けない場合、結局この守るべき法益と言ったりしますが、その法益はどれだけ大事なもののなのかによってペナルティを設けるか設けないかというのは決めていくべきかなと思います。

たとえば殺人、人を殺した。それは大変なことですよ。

これはペナルティを設けておかないと、殺人でペナルティなかったら殺し放題ですからね。世の中大変なことになっちゃいます。

これはペナルティが必要。こんな感じでね、ペナルティというときには基本的人権を守るためには必要なことになっていくということになります。

そういうことですね、皆さんが今後実際の教育現場に出られたときにいろいろ生徒さんたちと、生徒さん同士の問題かもしれないし学校が生徒に対してルールを課するという場面かもしれない。

いろんな場面でルールというものが出てくると思います。

その中で皆さんの目線から見てこれがこの四つないし五つの要素をちゃんと満たしているのかどうか。

これ適当になっちゃまずいよというところを今日は覚えていただきたいなというふうに思います。

そうしないとね、基本的人権の尊重が守られないと憲法上問題になりかねませんので、生徒さんたちというのは自由闊達なこともたちがいっぱい育てばいいなというふうに僕も思いますので、その子たちの自由を最大限伸ばしてあげた上でより良い学級運営をしていくようにこういうルールの使い方、ルールの作り方というのも私の話を一つの一助としていただければというふうに思います。

そうしましたら私からは以上になります。ありがとうございました。

〈司 会〉

須藤弁護士ありがとうございました。

〈司 会〉

それでは参加者の皆様からお二方の御講演に対しまして、御質問等ありましたら挙手をお願いいたします。

スタッフがマイクを持ってまいりますのでその場で挙手をお願いいたします。

緊張されているようですが、せっかくの機会でございますので、法教育に携わっている現役の教員の先生と弁護士の先生でございますので、ぜひ御質問をお願いできればと思いますがいかがでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

〈質問者〉

貴重なお話ありがとうございました。

先生方2人に一つずつ質問があるんですけど、まず寺本先生に質問でこの模擬裁判を通して子どもたちがどのような根拠づけをして結論を出していくのかというプロセスを見ていくという授業とても興味深いなと思いました。

実際に私も社会科の教員を目指していて、模擬授業を実際に大学でやっているんですけども、私も考える授業ということをテーマにして、日米安保をテーマにした授業を試みたりしたんですけども、実際に学生たちの感想で考えるきっかけにはなったという反面、教職試験の受験生に対してちょっと分かりにくい授業だったりとか、レベルが高すぎるというような話が出ました。

やっぱり土台作りというのは大事だなというふうに思っていて、さっきお話の中で中学1、2年生の地歴の授業だったり、土台作りをしていきながら3年生でそういった模擬裁判を試みるというお話があったんですけど、具体的に土台作りどのように授業していくのかということをお聞きしたいです。

〈司 会〉

まずは寺本先生、お願いいたします。

〈寺本先生〉

ちょっと遊びになるかもしれませんが、歴史の中で歴史法廷とかを自分は楽しくてやっているんですけども、例えば、自分のやった中では、古代の律令を元にある事件をどう裁くかということ中学校1年生対象にやって、結構盛り上がりますね。

それから平安時代に起きた応天門の変という事件を元に関係者をそれぞれ出しまして言い分を上げて、それについて誰が犯人だろうかということを議論させるという授業も中学校1年生に対してやっています。

最初の律令については、まだ中学校1年生の最初の頃でしたので、割と律令とはどういうものかということをつまづかせるという授業であるんですが、平安時代の方はいつから藤原氏が権力を持っていたのかなというふうにそういう裏のテーマもありまして、単に犯人を探すだけでなくその権力闘争の中で生まれた応天門の変という事件、そしてそのあと藤原氏がどういうふうに権力を持っていたのかなということを考えさせるようなそういう授業を作っていました。

ですから、授業のテーマとしては、別に犯人探しではなくてその藤原氏といういわゆる社会科の知識理解面をどういうふうに身に着けるかっていうことをただ方法として、藤原氏はこういうふうに誰々と結婚させてこうなっていったんだよではなくて、じゃあその過程にどういうことがあったのかなということを根本から考えさせるようなそういう授業作りであつたらいいかなと思いました。

ただもちろん知識理解面をどうするかっていうことは必ずついて回る問題かと思うんですけども、モチベーションが上がることも大事だと思っていて、主体的に取り組む態度ってとっても大事ですね。

主体的に取り組むと先ほど授業でも紹介しましたが、こちらはまったく言っていないのに自分で緊急避難について調べてきて、それを臆せず法務省の方々にぶつけていって、法務省の方が個人の尊厳がってという話をしても、いや、自分はそう思わないというふうに堂々と反論するんですね。

もしかしてそれは、ちょっと違うのかもしれませんが、でもそういうふうにちゃんと自分の考え方を持って言えるというふうにしていくことによって、繰り返しになりますが社会に参画するという資質能力を育成できるんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

〈司 会〉

ありがとうございました。続いてお願いします。

〈質問者〉

須藤弁護士に質問なんですけど、校則というテーマでお伺いしたくて今教室の中で外国にルーツを持つ子だったりとか、いわゆる障害児でADHDを持つ子だったり、学生の性格だったり性質も多様化している中で、校則ってどうあるべきなのかなってすごい考えていて、そういう子たちはまだまだ少数派ではあるけど、じゃあクラスでその子たちのために包括するには、どういう視点を持って学校の先生は子どもたちと接していけばいいのかなというのはちょっと思いました。

〈須藤弁護士〉

そうですね、やはり少数者、社会的な少数者の人権の尊重というのも非常に重要なテーマだというふうに思います。

もちろん法律上、障害者差別禁止法みたいなものもありますけども、それがじゃあ学校という、学級という狭い社会に落とし込まれたときにその概念をしっかりと子どもたちに理解してもらう。

そのためには、例えば、その法律の条文の目的の条項1条にあたりますので、この法律ってなんのためにあるんだろうと。

じゃあこれを学級に落とし込んだときにどういうふうな具体的なじゃあ問題が今あるからそれを解決する方法を模索するためには、この目的からするとどういう方法論になるのかなとかですね、そういうアプローチをしていくといいのかなというふうに思います。

やはり少数者の人権を守るためには、やはり多数者がしっかりと全体に目を配って、これは平等なのか、手続きは公正なのかというのをしっかりと意識しながら進めていかないと、やはりそれは専制的な話になっちゃうから、そこは先生としても気を付けながら議論を回していただければいいのかなというふうに思います。以上です。

〈司 会〉

ありがとうございました。

すみません、時間の関係がございますので質問はこのあたりで締め切らせていただきまして、また別途御質問ありましたら近くのスタッフ等にお伝えいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは寺本先生、須藤弁護士、誠にありがとうございました。

皆様お二方に大きな拍手をお願いいたします。以上で第1部は終了といたします。

【4. 模擬裁判（8月22日）】

1 実施概要

東京地方裁判所の大法廷において、模擬裁判の実演を行いました。参加者は、同模擬裁判を傍聴した上で、いくつかの検討ポイントについて、グループで討論を行い、その後、討論の結果を発表するグループワークを行いました。

なお、裁判官役及び検察官役を司法法制部部付が、弁護人役を須藤公太弁護士が務めました。

2 模擬裁判の内容等について

(1) 事案の概要等

模擬裁判の事案は、深夜から早朝にかけて、民家内に犯人が侵入し、腕時計を窃取したという住居侵入、窃盗事案です。

犯行を直接目撃した者はおらず、被害品である腕時計を、犯行の翌日に被告人が質入れたことや、犯行日前後に被告人が事件現場近くのホテルに偽名を使用して寝泊まりしていたことなどが検察側の証拠とされました。一方、被告人及び弁護人は、被告人が犯人であることを争い、質入れた腕時計は、第三者から質入れを頼まれて預かったものである旨主張しました。

(2) グループワークの内容

参加者を5つのグループに分け、決められた検討ポイントについて、グループ内で討論を行いました。

検討のポイントは、①事件の翌日、被告人が被害者の腕時計を質屋に入れたこと（＝そのとき被害品を持っていたこと）は、被告人が犯人か否かを検討する上で、どんな意味を持つか、②被告人が、事件当日、近くのホテルに泊まっていたことは、被告人が犯人であることとどれくらい強く結びつくか、また、ほかの証拠と組み合わせると、どうか、③被告人の弁解は、信用できると思ったか、その理由は何かの3点でした。参加者は、上記の検討ポイントについて、意欲的に発言をし、自由に意見交換をしていました。

また、模擬裁判の実演者に対し、適宜質問をするなど法曹関係者との交流も積極的に行っていました。

グループ討論終了後は、司会役の進行に沿って、グループ討論の結果について、参加者から発表を行いました。同じ検討ポイントについて、まったく異なる意見が述べられることもあるなど、さらに多角的な視点から討論が行われていました。



【5. 教員と法曹とのクロストーク・意見交換会（8月22日）】

〈司 会〉

これより第三部の「教員と法曹とのクロストーク」を開始いたします。

まず初めに登壇者の皆様を御紹介いたします。

一番私から向かって奥で、皆様から左の方から御紹介いたします。

神奈川県弁護士会所属 弁護士 須藤公太様

清瀬市立清瀬第十小学校 副校長 窪直樹様

東京学芸大学附属世田谷中学校 教諭 金城和秀様

東京都立世田谷泉高等学校 統括校長 沖山栄一様

続きまして、法曹資格者として登壇される法務省職員を紹介いたします。

法務省大臣官房司法法制部 加藤邦太部付 同じく、江原佑美部付

以上、登壇者の皆様の御紹介でございました。

ここからは司会を、司法法制部江原部付にお願いします。

〈法務省 江原〉

改めまして、司法法制部部付の江原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それではクロストークに移ります。本日のテーマ、大きく分けて二つございます。

一つ目のテーマは、学校の現場で法教育や模擬裁判などを扱う意義、課題についてです。

二つ目のテーマは、学校の現場で主に教員の方が関わる法的問題についてです。

このクロストークは、登壇者の皆様に各テーマに関してそれぞれのお立場からの御経験などを踏まえてお話しいただく予定になっています。

参加者の皆様の中には、将来、学校の現場で教鞭を執られる方もおられると思いますが、教員や法律実務家からお話をお聞きした今回の御経験が今後の一助となれば幸いです。

なお、二つのテーマが終わった後に、最後に参加者の皆様から質疑応答の時間を設ける予定になっています。

最初のテーマは、学校教育で法教育や模擬裁判を扱う意義、課題についてです。スライド1枚目、示してください。

私ども法務省においては、法教育というものについて、法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育というふうに定義付けております。

つまり、一般の人々を対象とした教育であり、法律家を育てる法学の教育ではありません。

また、法やルール背景にある価値観や、司法制度の機能、意義を考える思考型の教育、つまり、知識型の教育ではなく、思考する、先ほど、模擬裁判のときにも多少お話ありましたが、思考型の教育というふうに定義付けております。

何か特定の法律を学ぶですとか、そういったものではないということでもあります。

ただ、ざっくりとした、結構ぼんやりとした定義付けになっておりますので、これだけだと様々な法教育について様々な捉え方もできますし、それをどう実践していくかというのもそれぞれのお立場であると思います。

法教育とは

法律の専門家ではない一般の人々が、
法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、**法的なものの考え方**を身に付けるための教育

→ つまり

○一般の人々を対象とした教育であり、**法律家を育てる法学教育ではない**

○法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える**思考型**の教育（≠知識型の教育）



まずはそれぞれの学校現場で法教育というものをどう捉えて、どのように実践されているかについてお聞きしていきたいと思います。

僭越ながら、こちらからきっかけとして質問をさせていただきますが、もし登壇者の方々、他の御登壇者のお話を聞かれまして、何か御意見や質問があれば遠慮なくお聞かせください。挙手いただければと思います。

では、最初は私の方から質問させていただこうと思います。

最初に窪先生、小学校教育の現場では、法教育、どのようなものと捉えていて、どのような実践がされていますでしょうか。お聞かせください。

〈窪先生〉

清瀬市立清瀬第十小学校の副校長をしております、窪直樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

御質問にお答えする前に、私も学生時代、教員を目指しながら法律についてもとても興味があったので、もし自分が学生のときにこういった取組があったら、絶対参加していただろうなと思っています。

今日はそういった皆さんにお会いできてとてもうれしいです。

学生のときは、現役の教員の方はどんなことを思っているんだろうと思っていましたので、今度、逆にこの立場になると、学生さんたちはどんなことを思うがとても気になりますので、こういったクロストークの場で、後半の質疑応答のところでたくさんお話を聞けるといいなと思ってますので、よろしくお願いいたします。

今、御質問いただきました、小学校の現場でどんなふうに法教育のことをやっているかとか、模擬裁判、今日、皆さん経験された模擬裁判やっているかということをお話しようと思います。

主には社会科の授業で、特に6年生の授業で、日本国憲法についてとか、それから、国の機関の働きの一つとして裁判所の働きはどうなっているのか、加えて司法制度はどうなっているのかというようなことを社会科の学習ではします。

これ、皆さんも小学生のときに勉強したことだと思うんですが、社会科での扱いが一番大きいです。

ただ、社会科だけかということではございませんので、例えば、特別の教科、道徳の中では、約束や決まり、それから法や決まりということで、小学校1年生から6年生まで、その発達の段階に応じた、また、こどもたちが経験することに応じた教材を用いながら授業をしていきます。

約束ってどうして大事なんだろうとか、世の中にはどんな決まりがあるんだろうとか、こんな場面でこんなことが起きたとき、どういうふうに判断していくんだろう、そんなことを道徳の授業の中では、考えたり、議論したりしながら深めていっているということです。

それだけかなと思いますと、家庭科ですね。小学校5年生、6年生の家庭科の学習の中でも、自分たちが買い物をするときに、どんなふうに消費者という立場が保護されているのかとか、そういった消費者保護の制度についても身近なところから勉強するテーマがあります。

あと、学級会。皆さん、しませんでしたか。クラスで何か物事を決めていくときに、話し合いをして、みんなで合意をしてやっていくと。

そういったのは特別活動という領域になりますが、特別活動の中でもそういったルール作りをしてみたりとか、話し合い、学級会という経験をしていって、みんなで話し合いながら合意形成していくという経験を積んでいます。

法教育とは

法律の専門家ではない一般の人々が、
法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、**法的なものの考え方**を身に付けるための教育

→つまり

○一般の人々を対象とした教育であり、**法律家を育てる法学教育ではない**

○法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える**思考型**の教育(≠知識型の教育)



それぞれ各教科等の狙いがあるんですけれども、それに応じて法教育で目指していることと同じことを取り組んでいるというのがあります。

ですので、小学校の教育課程の中に法教育に関するものというのは、いろんなところで位置付けられるということをお伝えしたいなと思います。

それから、模擬裁判ですが、これは模擬裁判自体を必ずどの小学校でもやるかという、そうではないです。

教科書にそういったものが載っているわけでもありませんが、一方で法や司法制度に興味を持つとか、体験してみることで裁判員制度というものに興味関心を持つてみるとか。

今日、皆さんもやってみて、こういうふうに裁判って進められるんだったら、興味を持ってまた調べてみたいなどかって思うこともあったと思うんですけれども、そういう扱いとして模擬裁判として授業として行っている学校は結構あると思います。

私も、実際、模擬裁判教材を作る過程に参加させてもらったり、自分で考えた教材で裁判形式の討論会をやってみたりと、そんな授業をしたことがあります。

またその内容については、機会がありましたら後半でお話したいと思います。以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

一部でも土台作りという質問もありましたけれども、法教育という科目があるわけではありませんから、小学校のときから、またいろんな場面で法教育が行われているということが分かりますね。

次に金城先生、中学校になるとどうでしょうか。

〈金城先生〉

自分は教科の面と、また別の部分というところでお話させていただきたいんですが。

まず、先ほどお話に出たと思うんですが、学級経営のところでこの法教育というのはすごく大事なのかなというふうに自分は思っています。

先ほど、須藤先生の弁護士の先生からもありましたとおり、例えば手続の構成であったりとか、結果の構成、機会の構成とか、そういったことを学級経営の中で意識して何か決めていく。

そういうことをやると、やはり子どもたちが納得感を得て先に進んでいく。

もしこういったプロセスがないと、やっぱり不満

が出てしまって、学級が崩れていくというところもありますので、やはりまず学級経営における法教育の意義というのはすごく大きいのかなというふうに自分は感じています。

もう一つ、教科においてなんですが、自分も社会科なので、公民的分野の政治単元のところで、もちろん模擬裁判。本校の社会科で言いますと、近年、必ず模擬裁判を行っています。

模擬裁判は、活動自体というよりは、活動後の振り返りであったりとか、意義付け、意識、そういったところがすごく大事なかなと思います。

やりっぱなしだと活動あって学びなしになってしまうので、どういう意図があって模擬裁判をやったのか、みんなにどういうところを気付いてほしかったのかというところをこちらがフィードバックしなくては、意味のないものになってしまうと思っています。

法教育とは

法律の専門家ではない一般の人々が、
法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、**法的なものの考え方**を身に付けるための教育

→ つまり

○一般の人々を対象とした教育であり、**法律家を育てる法学教育ではない**

○法やルール背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える**思考型**の教育(≠知識型の教育)



あとは、今年度なんです、公民的分野の一番最初、大項目Aというところがあります。

私たちと現代社会。その中項目括弧2、現代社会を捉える枠組みという単元があるんですが、ここでルール作りを通して、公民で大切な概念である、対立と合意、法律と構成を学ばせていったりしています。以上になります。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

今、お話ししていた中で、納得感と、あとフィードバックをきちんと、やったらやりっぱなしではというお話があって、私も大変そのとおりだなというふうに思いました。

次に、高校では令和4年度から新しい科目である公共も始まりましたが、沖山先生、今度、高校教育の現場ではいかがでしょうか。

〈沖山先生〉

世田谷泉高校の校長の沖山と申します。よろしくお願いします。

本来であれば、高校で実際に公民科の先生方であるとか、実際の法教育に携わっている先生に今日来ていただこうと思っていたのですが、なかなか様々都合が付かなくて私が出てまいりました。

ですから、ちょっと抽象的なお話になるかもしれませんが、御勘弁いただきたいと思います。

今、小学校、中学校の実践、御報告がありました、それに重ねて申し上げることというのは実は高等学校の方にはあまりないです。

同じように、学習指導要領を踏まえて公民科の科目の中で取り扱っていくことは間違いがないわけでありますけれども、ただ一点、この法教育は非常に長い歴史というか、実践の歴史を持っています。

御案内のように、高校に限らず、学校には今、様々な「〇〇教育」ということが盛んに持ち込まれてきており、例えば一番新しいところと言えば、今、公民科や家庭科で、金融教育をどう実践していくのかということに、頭を悩ませています。

そういった「〇〇教育」なるものがたくさん学校教育の中に持ち込まれているということがあるので、例えばこの法教育についても長い歴史を持っていると申し上げましたけれども、模擬裁判を含めて、体験的、実践的な学習が十分に保障できているかというと、だいぶ小さくなってきている、かけられる時間やエネルギーが小さくなっているということが実態であると御報告しなければならないと思います。

ただ、もちろんこれは、各学校、各実践されている先生方によって、エネルギーのかけ方も、時間のかけ方も違うと思いますから、一概には言えないと思いますけれども。ただ、大きく言うとそういう実態があるということです。

それからもう一つは、中学校の先生からもありましたけれども、教科の指導以外の部分においても、やっぱりこの法教育の大きな目的というのは司会者の江原さんからもありましたように、単に知識などを獲得、習得していくということが目的ではなくて、実際に法的な見方や考え方を働かせて、より良い在り方・生き方を身に付けていく、社会のより望ましい在り様を学ばせていくということが大きな目的だと思いますので、まずは自分たちが学んでいる、生徒自身が学んでいる学校生活というものが安心安全で、自分の成長とか学習とかということにしっかり取り組むことができる、そういった環境でなければならないというふうに思っています。

法教育とは

法律の専門家ではない一般の人々が、
法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、**法的なものの考え方**を身に付けるための教育

→ つまり

○一般の人々を対象とした教育であり、**法律家を育てる法学教育ではない**

○法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える**思考型**の教育（≠知識型の教育）



そういった意味では、法的な見方、考え方ということを十分に働かせて、例えば、周囲の友人との、級友とのトラブルの解決であるとか、課題の解消であるとか、そういったことについて、法的な見方、考え方をしっかり働かせて、取り組んでいけるような力を付けなきゃいけないということを日頃感じているところがあります。ちょっと抽象的でしたが、すみません。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

我々法務省としましては、法教育していきましょうというのは言葉で言うのは簡単なんですけれども、現場でどう実践していただくのか、また、どう実践していただくのが有効なのかというところについては、我々としても課題として受け止めているところでもあります。

今後、どのようにアプローチしていくべきなのかということを我々としても考えていきたいと思っています。

ちょっと法曹関係者の方に視点を移しまして、須藤先生、弁護士会の方でもこういった法教育へのアプローチをされていると思うんですが、工夫されている点や今後の課題も含めて、どのようなことを行っていращやるのか、教えていただいてもよろしいですか。

〈須藤弁護士〉

弁護士会としましては、この法教育の意義について、先ほど、模擬裁判の中でもお伝えいたしましたけれども、一つの事実は、多面的、多角的に捉えられることで、それをいろんな人がその一つの事実をいろんな面で捉えて、いろんな意見を持つんだと。その相手の意見をしっかりと聞いて、その上で自分のどう説得的に伝えていくのかということが重要だというふうに考えています。

そのため、日弁連としての取組としましては、つい先日、8月頭に行われましたけれども、日弁連高校生模擬裁判選手権というのを毎年毎年やっていまして、先日で第17回が終わったところになります。

全国、関東、今年で言えば金沢、大阪、愛媛、松山の裁判所を借りまして、そこで実際に高校生が検察官役や弁護人役になって訴訟活動をしていくという中で、実際にいろんな事案を見て、そこから検察官だったらこう主張する、弁護人だったらこう主張するというのを組み立てた上で、実際に尋問もさせまして、その中でどういうふうに話したらいいのか、どういうふうにしたら説得的な主張になるのかというのを考えてもらおうと。

模擬裁判というのは、やはりそういう面で非常に法教育的な使い勝手がいいと言ったらあれですけども、ツールなのかなというふうに思いまして、日弁連としては約20年にわたって取り組んでいるところです。

他方で、私は今、神奈川県弁護士会に在籍しておりますけれども、神奈川県ではその模擬裁判授業というのももちろん個別に学校に伺ってやるというのもやっております。

その他に出前授業。あと、裁判傍聴の引率というのもやっています。

およそ年間で100件を超える。全部合わせて三つで100件を超える御依頼をいただいているところです。

課題というところと、工夫というところにも引っ掛かってきますけれども、特に出前授業ですね。ついては、本当にいろんなオーダーが来ます。

消費者教育的なものを話してほしい、労働法的なものを話してほしいとか、憲法の話もしてほしいというような話も来ますが、そういうところは内容によって担当の委員会に振り分けて変えたりもしているところですが、やはり大本の法教育に関連するテーマを話してほしいというところについては我々の方が出向いて、しっかりと法教育の概念を伝えているというところになります。

あとは、もちろん小中高という三つの段階がありますが、またそれらの中でも難易度を変えなきゃいけないというふうな、工夫をしなければいけないときもあります。

これについては事前に先生とお話をした上で、どれぐらいの難易度のものにしようかと打合せをした上で、実際に問題を少し改変したりして、簡単にしたり、難しくしたりというのを臨機応変にやっているというところになります。弁護士会の取組としては以上です。

〈法務省 江原〉

今、お話しいただいた法曹関係者が実際に教育の現場に行って、生徒と関わっていくというところに関連してなんですが、金城先生、事前にいただいた御意見の中に、生徒からもっとこういうことが、法曹関係者とざっくばらんに質疑応答したいなとか、そういった意見が出ますよっていう御意見をいただいているんですが、実際に法曹関係者が生徒の所に行って、出前授業であるとか、模擬裁判をやるということをしているときに、生徒の方の反応といいますか、先ほど、いろんなリクエストありますよというのがありましたけれども、どういった意見だったり、リクエストが出ているのかをちょっとお話しいただいてもよろしいですか。

〈金城先生〉

これは事前に模擬裁判をやる前に弁護士の先生方と打合せをするんですが、弁護士の先生方からの方からもリクエストとして、終わった後、キャリア教育の視点じゃないんですけども、生徒たちとそういった話合いを持てる時間がありますかとかよく聞かれます。

なので、こちらの方では、すごく意義があることなので、なるべくそういった時間も取れるように時間を配分して設定する中で、子どもたちは、ふだん、なかなか接点がないというところもあるんですが、ドラマで見たり、漫画で見たり、本当に簡単な質問だと、あれって本当ですか、ああいう場面あるんですかとか。

あとは、弁護士ってどういう仕事ですかとか、そういったことも含めて子どもたちから質問が出たり、中にはマニアックな質問があったりして、五大弁護士事務所に入るにはどうしたらいいですかとか、そういった質問があったりとかもします。

なので、結構興味がある中で、子どもたちはそういった本当に法曹関係者の人たちとコミュニケーションを取りたいっていう意欲はあるんだなということは感じています。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

今、直球の質問なども生徒さん方は抱えていらっしゃるようですが、逆に須藤先生、こういったリクエスト、現場の声があることについて、何か御意見はありますでしょうか。

〈須藤弁護士〉

我々弁護士としても、お声掛けいただければいくらかでも行きたいというふうには思っています。

ざっくばらんにいろんな、先ほど、五大事務所に行きたければどうしたらいいかみたいな質問を受けることもありますし、もっと直球に年収を教えろと言われたこともあります。

可能な限りの範囲で答えたりもしますが、いずれにせよ、やはり課題として感じているのは、そうやって声を掛けてくれるのがやっぱり学校の先生に我々がアプローチできた範囲に限られるというところが一つかなと思っています。

ですので、現時点で弁護士会として取り組むべきなのは、まずは広報だろうというふうに思います。

神奈川県弁護士会としましては、会のホームページに、いろんな出前授業だったり、傍聴の引率だったり、模擬裁判に関する情報を載せて。

あと、毎年2月に全神奈川県下の中高宛てで、神奈川県弁護士会ではこういう出前授業、こういう模擬裁判とか裁判傍聴をやっていますよというような案内を全校に流しています。

ただ、やはり数が増えないというのはやはり課題だなと思っています。その原因としては、先ほど
沖山先生もおっしゃっていましたが、「〇〇教育」というのが非常に多いというのが現場から
の声としては上がってきてまして、消費者教育、労働教育とか、法教育。結局、そのうちの一つ
でしょと見られてしまっている。

そこをどう変えるのかというのは我々の喫緊の課題だなというふうに思っています。

あとは、弁護士というのは非常に硬い人間だと、常に六法を持ち歩いてんでしょぐらい言われる
んですけど、あんな重たいものを持ち歩けるわけないので、あと必要なときに調べるぐらいしかない
ので、そういう硬いイメージを持たれているというのも、必要なことだとは思いますが、実際に
そんな硬い人ばかりじゃなくて、いろいろ学校に行って、楽しくわいわいするやつもいっぱいいま
すので、ぜひ皆さんが学校の現場に出られたら、遠慮なく各弁護士会宛て、日弁連でも構いませ
んのので、お声掛けいただいて、こういうことをやりたいんだというふうに言っていただけると、非常にう
れしいなというふうに思うところです。以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

今、広報をというのはなかなか我々としても耳が痛い話ではあるんですけど、我々としても学
校の現場に対するアプローチというものを幾つか実施しているところであります。

内容について御紹介させていただきたいので、加藤の方から御紹介させていただきます。

〈法務省 加藤〉

法務省の方でも御要望に応じて出前授業等をやっているところでございます。

プロフェッショナルの中で、例えば医師。お医者さんっておられると思うんですけど、日頃、
病気になったら病院行くし、お医者さんでいろいろお世話になるってことは一般的によくあることだと
思うんですけど、弁護士とか、なるべく関わりたくないというか、むしろ会いたくない、会わないほ
うが幸せなのかもしれない。ましてや検察官、裁判官、会いたくないですね。

なので、我々が実際どういう仕事をやっていて、どういう魅力があるのかというのが伝わりにくい
ところがあって、そういう意味でも我々としても、実際、法曹というのはこういう人たちなんですと、こ
ういう仕事をやってますということを積極的に伝えていきたいってところもございます。

なので、ぜひ積極的に御要望いただきたいなというふうに思っております。

それは法務省もそうですし、各地の裁判所でもそういった広報活動といいますか、出前授業含
めて、やっておるところ多いと思いますので、遠慮なく連絡いただきたいと思っております。

出前授業もちろんですけど、裁判所では、実際、裁判所に来ていただいて、今日、東京地
裁の法廷お借りしましたけれども、ああいう形で、実際、各地方裁判所の各裁判部がそれぞれ法
廷を持っていますので、そういった法廷を実際に使って、実際の事件を見ていただくということもご
ざいます。

本物の事件ですね。本物の刑事事件だったら刑事事件を、傍聴席に座っていただいて、見てい
ただいて、その後、事件の関係者が法廷出られたら、改めてということで、今回の事件、こういう事
件でしたとか、こういうところがポイントだったんだと思いますよとか、質疑応答にも対応しているとい
うところでございますので、ぜひ積極的に利用いただければと思っております。以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。今、ちょっとお話にもありましたが、裁判官、弁護士、検察官の中で一番会いたくない検察官も、各地の地方検察庁の方でそういった来ていただいたり、こちらから出向いたりして、こんな仕事していますよとか、ふだんこういうことをして、こういうことを考えていますよということのアプローチしていくということもやっていますので、検察庁の方にも興味がありましたら、御要望いただければなというふうに思います。

ちょっとお時間ありますので、次のテーマに移らせていただきます。

次のテーマは、実際に学校の現場において、教員の方、生徒の方が関わる法的問題というのが本当に身近にあるのかといったことについてですね。

学校現場の様々な場面で、実は法的問題が生じうるということを実体験などで教えていただき、それぞれの立場から御意見等お聞かせいただければなというふうに思っております。

最初に沖山先生、学校教育の現場で法的問題に直面したり、対応に苦慮されたりするような場面というのは何かありますでしょうか。

〈沖山先生〉

今のお話の中で言えば、学校において一番問題になっているのはやはりいじめの問題でしょうか。学校も対応に苦慮しています。

また、いじめのない学校や社会はないわけで、学校におけるいじめという問題をどう解決していくかっていうことは、もちろん喫緊の大きな課題ですが、そこに触れる前に一つ話題として御提供しておきたいのは、私の学校はほぼほぼ小中学校に登校していなかった不登校の生徒が通ってくる学校であり、新入生のうち87%の生徒が、中学校で1年間、2年間、3年間、登校していませんでしたとか、小学校も2年生からずっと行っていないとといったこともたちが入学してきて、学校生活を送っています。

御案内のように、この春に法律改正が行われて、全日制とか定時制課程に学んでいる生徒で登校できない、登校しないというお子さんに遠隔授業や通信教育の方法を活用した学習で36単位まで履修修得を認めることができるという制度改正が行われました。

新しい法改正、法律ができて、その法律をどのように解釈をして学校現場が取組を行っていくのか。それによって生徒の様々な直面している課題を解決していくのかということに、今、本当に喫緊の課題として学校を挙げて取り組んでいるところです。

ただ、この取組を始めたところで一番大きな問題になっているのは、その認めることができるという新しい制度が、誰に適用されて、誰には適用することができないのか。

つまり、はっきり言うと、通わなくても単位が取れるんだったら、じゃあ、私も今は登校しているけど、通わずに単位を取りたいということもたちがたくさん出てくるのが懸念されています。

私は全くそう考えていないのですけれども、そういう懸念も学校現場には非常に大きくて、法律ができたのはいいけども、その法律を本当にどういうふうに運用して、制度にして、取組にして、生徒の不登校という実態を解決していくのかということを本当に困っている。

これが、今日御参加の皆さんが学校現場を御自身の仕事場として選択されたときに、学校に入っただけでこられれば、この不登校の問題ってことに無縁の学校はどこにもありませんので、そのことがどういう取組をもって推進されていくかということに関心を持っていただければなと思っています。

ただ、今、現在、学校としては本当に大きな問題としてこれに取り組んでいるというところを御紹介させていただきたいと思っています。

いじめの問題に戻りますが、先ほど御紹介したように、本当に深刻です。

残念ながら、加害と被害の認定ということをしかりすること自体も簡単ではない事例もあります。

先ほど、模擬裁判の様子を拝見させていただいて改めて思ったことがあります。

学校では本当に解決の難くなった問題が、最後、校長室に持ち込まれ、「校長先生はどう考えるんですか。」ということを保護者から問われたり、「事実の認定をしかりしてほしい。」「誰が悪かったのかをしかりはつきりさせてほしい。」「謝罪を引き出してほしい。」「補償してほしい。」といたりすることが校長室に持ち込まれます。

今日拝見したような模擬裁判で、三者の方たちが様々実演をしてくださいましたけれども、ああいった形で何が事実なのかということを丁寧に、正確に認定していこうということがなかなか学校ではできていないです。

私たちがよく口にする言葉に「学校は裁判所でも警察でもないです。」ということがあります。これは逃げるための方便ではなくて、実際に、裁判所で行われる事実認定とか、警察が行う捜査であるとか、そういった手法をもって、学校でのいじめが、事実、どういふものがあつたのか、その被害と加害の関係がどういふことなのかということをちゃんと明らかにできるかと言ったら、実はできないことの方が多いというのが実態です。

更に言うと、今、発達特性を持っているお子さんが増えていますが、単に加害と被害の認定をすることが難しいというだけじゃなくて、双方が被害者であるということを主張する事例がたくさん学校にはあります。

その双方に、例えばこだわりが強く、多面的に考えると、理解するとか、人の声を聞くとかということができないという特性を持っているお子さんもたくさんいるわけです。

そういう特性を持っているお子さん同士の対立があつた場合に、先ほど申し上げた被害と加害の事実を認定するということが本当に難しい。そのことに本校は本当に苦慮しているし、そういう学校って決して少なくないと思っています。

特に、様々、合理的な配慮ということが学校現場に求められるようになってきましたけれども、うちのこどもの特性を踏まえて、しっかりこどもの困り感であるとかいうことを理解してほしいと。

うちのこどもも間違えたことをするかもしれないし、人に対する理解力が足らなくて、人を傷つけることはあるかもしれないけれども、障がいから来る、特性から来る事実として合理的な配慮ということをもって指導をしてほしいと、温かく指導をしてほしいという要求がたくさん学校には上がってきます。

もちろん、それは大事な視点ではありますが、でも、学校がそういう視点で丁寧に時間をかけていじめの問題を解決していこうと思つても、当事者であるこどもたちの中に、自分が被害を受けたという声上がることは多くても、自分が被害を与えたという声はなかなか上がってこないのと同じように、保護者様においても、自分のこどもの被害ということについては、本当に真剣に事実をしかり明らかにしてほしいということを要求される一方で、自分のこどもがもしかすると他人を傷つけていることはないかという視点で理解をしてくださるということはめったにありません。

そういった意味で、学校におけるいじめの問題については、学校が適切に解決できていない、対応ができていないという御批判を受けることが多いですけれども。ただ、そんなに言うほど解決は簡単なことではない。

事実認定をすることも簡単なことではないという実態があるということを日頃感じているところです。ですから、今日、先ほど拝見した模擬裁判の様子を見ていて、同じことが校長室で展開できると思わないですけれども学校において丁寧に対応していくことができるのかということは改めて考える機会をいただいたなというふうに思っています。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

今、いじめという場合、被害、加害の事実認定の難しさというお話がありましたが、この点について、前提として一つ、先に御説明したいことがあります。スライドを示してください。

いじめ防止対策推進法が制定されて、この法律において定義付け、いじめとはこういう定義ですというのが一応されております。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等。

長いですけど、要は身近な児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものというような、受け止めるほうを中心とした定義付けがされているところではあります。

金城先生、こういった法律の存在も踏まえまして、

先ほど、沖山先生からお話ありましたが、学校現場において何か問題意識を感じていらっしゃる点はありますか。

いじめとは

〇いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
(定義)

第2条第1号

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。



〈金城先生〉

もう本当に沖山先生がおっしゃったのが全てかなっていうふうに思っています。自分は東京都の公立中学校にもいたので、ずっと分掌は生活指導をやってきました。

生活指導主任もやっていますし、現在も、うちでは指導部と言っていますが、指導部部長もやっています。

そういった中で、何かあったという場合は、この法律にのっとってももちろんやっていくわけなのですが、こちらに映し出されているとおり、まずいじめの定義が、簡単に言うと、被害者がいじめと感じればいじめになるというものです。

なので、ものすごく主観的な法律。他の法律で言えば、客観的に構成されているのに、これは数少ないものかなと。

なので、学校現場においては、この主観的な法律に基づいて、まずは客観性がどうなのかということを調べなくちゃいけない。だけど、先ほど、沖山先生からもあったとおり、我々は教育機関なので、司法機関ではありません。

ただ、そういった中でも、保護者にとってみればもちろん大事な、我々にとってみてももちろん解決しなくてはいけないことですが、なかなか法律と現場の乖離(かいり)というか、まずそれが一点挙げられるかなというふうに自分は問題点として考えています。

もう一つですが、これも先ほど出たんですが、いじめをしたとされる、いわゆる加害生徒。加害生徒や家庭の不満というのもどうしても出てきます。

僕が家を出る前に、娘がいるので娘に、自分が仲良くしている子にいじめられた、何もしていないのにいじめられたと言われたらどうって言ったら、「そんなことないのに。」と言ってました。でも、「学校としては、向こうがいじめられた、金城さんからいじめられたと言われたらいじめになるよ。」と言ったら、じゃあ、「謝る。」と言ってました。

次、嫁さんに、学校から電話が来て、お宅の娘さんが〇〇ちゃんに対していじめ加害を行ったんですけど、加害者になるけど、どう思う？ え？ 内容によるけど、そんなので加害になるの？ というような案件っていっぱいあります。

なので、もちろんこの法律は被害者を守る上ではすごく大事ですが、もう一方で新たな問題を引き起こすということもものすごく現場であります。

そういった場合、矢印が向いていくのがやはり学校です。

なので、学校としてはやはりいじめはもちろなくなしたほうがいいですが、予防的な指導を行き過ぎると、生活指導は、僕、対処指導と予防指導、二つ大きく分けるとあるのかなと思っていて、この予防的な指導、もちろん大事ですが、これをやりすぎるあまり、今の学校は、例えば校則をきつくしすぎてしまった過去があったりとか、あとは、厳しく生活指導。

何かいじめがあつてしまうと、我々が客観的な担保をしていかなくちゃ、捜査をしなくちゃいけないので、さらに仕事量が増えたりというところがあります。

なので、そういったことが起きないように、本当に子どもたちの自由を奪ってしまってきたというところが、もしかしたら反省としてあるのかもしれませんが、こういった法的な背景があるというのも一つ、僕は問題なのかなというふうに現場で仕事をしながら感じています。以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

続いて窪先生にもお聞きしたいと思います。窪先生も現場で対応された際に、対応に苦慮されている事例でありますとか、また、そういった事例を踏まえまして、先生としていじめに対応していく際、何かお考えがありましたら御意見お聞かせください。よろしくお願いします。

〈窪先生〉

今の沖山先生、金城先生からこういう事例あるんですよとお話ありました。

私も、そうだな、同じことあるなって思いで聞いておりました。

こちらにあるように、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているとなるといじめであるというふうに法で定義するんですけれども、この子、困っていますよね。苦痛感じていますから。

そうすると、やっぱり我々学校の教員って、困っている子をなんとか助けてあげたい、なんとか救ってあげたい、これが一番大事なことです。

それが法の定義としていじめに当たるのか、当たらないのかということも大事なんですけれども、一番はそういう困っている子を救ってあげたいということなんです。

その中で対応に苦慮ということで、厳しい場面に直面するとしたら、例えば、ちょっと皆さん想像してほしいんですけど、廊下でいつもある子が、体格の弱い子が体格のすごい強い子からプロレス技をずっといつもかけられている。

そんな場面目撃したら、明らかにいじめだってみんなが思うと思うんですね。はっきりしている。

ある子の持ち物がいつもなくなる。で、壊されて出てくる。そんなことが続けば、これもいじめでしょうとすぐにみんな思うと思うんです。

でも、微妙な事例も結構やっぱり出てきます。

いじめとは

〇いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
(定義)

第2条第1号

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。



例えば、じーつとある子に見られると、にらまれるってそれを表現するか、ずっと見てくるとか、もしかして自分のこと気になって見ているのかなと思うとか、いろんな捉え方あると思うんですけど、ある子はそれをにらまれると捉えるし、ある子はその子に興味があって、仲良くなりたくてずっと見てるといふ例もあるかもしれません。

これもこの定義どおりいくと、いじめと、被害を受けている子にとってはいじめとなるでしょうし、加害と言われる子にとってはいじめをしているというふうに、この法の定義からいくと認定しなきゃいけないようになってくる。

そうすると、それを第一義的に受ける担任の先生はどう解決していくかというところで、いろいろと考えなきゃいけないことが出てくる。そのときに、様々、御存じの保護者の方から、この法にのっとって対応をしてくれと言われれば、この法についても知ってないといけないし、それにのっとった学校の組織としての対応ということも必要になります。

ただ、根本は、そのじーつと見られて嫌だなと思っている子の気持ちも解決してあげなきゃいけないし、見ているこの子も傷つけないように解決していかなきゃいけない。それをやるのがやっぱり学校の先生なので、そういう苦慮と言うと苦慮ですけども、やりがいのあるところでもあると思います。

法教育、大事だと思うんですね。今日、皆さん、模擬裁判を経験されました。

私はその様子を見ていて、最初、全然知り合いでもない、今日初めて会った方が、事例を基にしながら、私、こう思います、この部分でこうだと思いました。この人が言っていることもこうは捉えられるんじゃないでしょうか。

須藤先生はそれを、多面的、多角的に見ることができる場面ですよとおっしゃっていたんですけども、ああいうことをやると、この人はこういうふうに思うんだとか、このことを取ってみても、こういう見方もできるんだって実感しませんか。

これ、一つ、模擬裁判をやることによって、人っていうのはそれぞれ捉え方が違うんだってことを学んだり、それから、模擬裁判っていう事例を模擬的に討論することで、問題解決の流れを勉強することにもなるので、そういったトレーニングにもなりますし、また、事例によって、今度、こういう困ったときに自分も声を上げていいんだと、被害を受けているって言えるんだ。

自分の人権っていうのを大事にできるんだということも学べるし、相手がそういうふうに思うかもしれないから気を付けなきゃということも学べるし、いっぱい問題解決の元になることを学べるのが、模擬裁判ってとっても優れた教材だなと思っています。

あと、私はそういう未然の問題解決に法教育ってとても役立つと思っているんですけども、それってやっぱり法教育やることで法に基づいているんなことを考えていきましょうと、みんなが嫌な思いをしないようにしていきましょうということを学んでいくので、先生になったときに役立ちますよ。

目の前のトラブルが起きたときに、この法教育の考え方を持ってトラブルを対応していけば、両方の意見をまずは聞いてみましょう。

相手が言っているときに、こっちの子はまた言いたくなっちゃうんですけど、ちょっと待とうよと。こっちの子はなんて言うか聞いてから話を聞きましょうよと。で、きちんと事実、なんだったかということ踏まえた上で保護者に話していけば、問題が困難になる前に解決できることもあると思うんですね。

そういう法教育マインドっていうんですかね、そういう気持ちを持った先生が増えていくというのはとてもいいことだと思っています。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

まさに法的なものの考え方といいますか、意見を交わして、新しい自分の中で気づきを得ていくという練習にもつながっていけばいいなというふうに私も思っております。

さて、一方で、法曹関係者としては、裁判官、検察官の立場としては、事件でないところでというのはなかなか遠いところではあるんですが、弁護士の立場としては、こういったいじめの事案が発生したというときに、何か関わりをされることがあるのか。

あるいは、今後、いじめ事案への対応として、こういったことが考えられているといったことが何かあるのかといったことについて、須藤先生、何かあればお話しいただけますでしょうか。

〈須藤弁護士〉

弁護士会としましては、このいじめ問題については「子どもの権利委員会」という委員会が所管しています。そこの「学校部会」というところが日弁連にあります。

また、神奈川県も含めて各単位会にも同じく「学校部会」と、名前はいろいろとあるかもしれませんが、必ず設置されています。そこでいじめ問題について学校からの相談を受け付けるという流れになっています。

先ほど、沖山先生の話にありましたけれども、まずはいじめ問題というものが発生しますと、担任の先生、そこから学年、そして最後に校長先生というふうに話が上がっていく。そこで、初めてそこから先に教育委員会に上がっていく。そうなってくると、かなり重たい事案だなというふうな切り分けをするんだと思います。

我々の中では重大事案というふうに呼んでいますけれども、重大事案が発生しますと教育委員会の中に我々弁護士が委員として入っている、そういう部会がありまして、そこで弁護士の法的な知見をお伝えをしまして、事実認定だったりとか、争点の整理というのを行って、この事案についてはこういうふうな見解で、どういうふうな解決があり得るのかというところで御助言をさせていただいているというのが実際かと思います。

また、本当に大きい事案になりますと、第三者委員会というのが組まれるということもありまして、その委員長だったりとか、そういう役付きのものに弁護士が就任するということも非常に多いかなというふうに思います。

近年ではやはりスクールロイヤーという制度が結構各地で、今、拡充をしています。

教育委員会がスクールロイヤーさんの助けを得て、そういうものに対応するというふうな話も増えています。

他に弁護士会としてやっている取組としましては、いじめが発生しないようにという意味で、御依頼があればいじめ予防授業というものもやっていますよというふうな広報もしております。

結構、当会、神奈川県につきましても年間数件は、毎年必ずいじめ予防授業についてやってくださいというようなオーダーが来ているところでして、これにつきましては「子どもの権利委員会」の「学校部会」の人を出して、やはり実際の実経験等々を踏まえてお話をさせていただいて、学校にお伝えをしているというふうな取組をしている、これが弁護士会としての取組ということになります。以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

さて、ここまでいじめ問題について触れてきましたが、他にも学校教育の現場で法的問題、ちょっと法的問題という言い方をしますと堅苦しいですが、法律だったり、法の考え方が問題になる、そういった生じる場面というものは他にもあるかと思います。

窪先生にお聞きしたいと思いますが、そういった法的な問題が生じた場面というのは何か御経験でありますでしょうか。

〈窪先生〉

まず、学校で絶対にやらないでくださいねと先生たちに言うことの一つとして、市販のドリルとか、問題集とか、それを見本で来たものを、これいいなと思って、コピーして子どもたちみんなに配って、やらせるなんてことは絶対やらないでくださいとまず言います。

なぜか。これ、ドリル、問題集作っている人は、それやられちゃったら売れませんよね。利益になりませんので、膨大な力をかけて作ったのに利益にならない。

これは著作権の侵害なので、やってはいけないっていうことなんですけれども、著作権という考え方は結構大事にして、知っておかなきゃいけないなと思っています。

これ、様々な授業の中でも、皆さん、小中高の中で学んできていることだと思うんですが、例えば、子どもが書いた作文にも著作権があります。

なので、子どもが書いてきた日記を、とてもいいものだから授業で資料に使いたいななんて思ったときに、子どもに黙ってやってしまったら、その子の気持ちを酌んでいないですよ。もしかしたら、先生には見てほしかったけど、みんなには見てほしくないものだったなんてこともあるかもしれません。

著作権というものがどういう場面であって、どう守っていかなくちゃいけないのかということを知っておくというのは大事だなと思っています。

あと、子どもたち、よくパソコン、タブレット使いますので、YouTubeなんかも、おうちの人に許可をもらっているいろいろやっているんだと思うんです。

自分で動画を作って、それを投稿したり、上げたりということをもう技術的にはできるようになっています。

そんなときに、人が作った作品とか、絵とか、何か動画とか、それをコピーしてそのまま作ったり、有名なYouTuberの人が作っている動画を少し編集して自分のものみたいにして、いいねがいっぱい付いたなんて喜んでいたりしたら、それを目的にした先生としてはどんなアドバイスをしあげられるだろうか。

難しいところもありますので、やめたほうがいいよぐらいは言えるかもしれませんが、いろんなことに抵触している可能性がありますし、考え方としてきちんと作った人の許可を得てやるものなんだよ、または、それが認められてるかどうかをきちんと調べるのが大事だよということは伝えていかなくちゃいけないと思うんですが、結構、今、子どもたちがタブレット、パソコン、よく使えることになったことによって、意外と子どもたち自身が危険に触れてるかもしれないし、知っていかなくちゃいけないんだなと思っています。

それから、中学校の先生、高校の先生が定期テストを作る。

自分の子どもたちに、授業の結果について、成果について量るためのテストを作ると思うんですが、これも著作物の一つだと思うんですね。それが様々なコピーが出回ってしまったりとか、学習塾でそれが出回ってしまったりとかすると、今度はそれを使える子と使えない子に不公平だと思うんですが、もし皆さん、学校に出られたときに、そんなことを見聞きすることもあるかもしれません。

そうすると、先生方自身の作った著作物の扱いというのはどうなってるんだろうかと、こんなことも知っておくと大事だなと思います。以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

よく著作権という言葉は耳にするかと思うんですが、どういったものなのかということや、自分の周りでどういうふうに関わってくるのかといったことについては、なかなか意識することもないと思います。

ただ、今、教えていただいたように、実は関わる機会が身近にたくさん転がっている、そういったものだと思います。

なかなか一概に結論を出すのは難しいとは思いますが、須藤先生、今、教えていただいたような事例において、まず著作権とはどういったもので、どういったことが問題となり得るのか、法曹の立場から御意見だったり、ちょっと教えていただければお話しいただけますでしょうか。お願いします。

〈須藤弁護士〉

著作権法という法律があります。この法律はすごく難しい法律です。

うちの事務所に著作権法の本が1冊、取りあえず買ったものがあるんですけども、表紙だけ見て買ったんですけど、見たら13cmぐらいの分厚さで、ものすごい分厚さです。1,000ページぐらいあります。

それぐらい著作権法って難しい法律なんですね。なので、本当に学者さんとか、我々弁護士の中でも、本当に著作権法を完璧にマスターしている弁護士って全員が全員では絶対じゃない。

本当にごく一部の弁護士はマスターしているかなぐらいの法律だと思います。

なので、皆さんが実際に現場に出られて、分からない。これ、本当に著作権法的にOKなのか、NGなのか、分からない。

これは当たり前だと思ってください。これがOKなのか、NGなのか、分からないという危機感を持つことが非常に大事。

危機感さえ持てれば、調べたり、聞いたりすることができますので、まずはその危機感を持つというセンス、そのアンテナを張り巡らすということが一番大事なかなというふうに思います。

その上で、もう本当に簡単にですが、これ、メロシなくていいです。ネットで調べればすぐ出てきますから。著作物とはなんなのかということを簡単に御説明しようと思います。

著作物の要件というのが四つあります。

一つ目、思想または感情を内容とするもの。

二つ目、創作的であること。

三つ目、表現したものであること。

四つ目、文芸、学術、美術、または音楽の範囲に属するものであること。

これが著作物の範囲で、ここに著作権が発生するということになります。

よくこの著作権、発生しますか、しませんかという話で、講学上、使われるネタとしてよくあるのが、電車のダイヤ。

よく駅で電車の時刻表ありますね。あれですね。電車のダイヤは著作物か。どうでしょうか。

あれ自体は、思想または感情を内容とするものには当たらないわけですね。ただ自然科学的な事実を並べているだけであって、思想または感情を内容としないので、著作物には当たらないというのが答えであります。

ただし、例えばですけども、旅行会社みたいな人がその各地の、例えば東京から北海道に行くために、ダイヤを行きやすいように羅列してまとめましたという本を作りました。

載っているのはダイヤ。だけれども、選んでこうやって並べる行為、ここには思想または感情が入ってくるんですね。

そうすると、載っているのはダイヤなのに、その本は著作物になるんです。難しいでしょう。このように非常に難しいんです、著作権法って。

なので、まずは皆さんは、この著作権法、難しいんだ、分かんなくて当たり前なんだ。でも、ここは危ないかもしれないっていうこの感覚を養わなきゃいけないんだということだけはまず覚えといていただければというふうに思います。

あと、先ほどのYouTubeのお話が窪先生からありましたけれども、そこにもやはり著作権法上の大問題が潜んでいます。

ダウンロードして、その動画を編集するという行為は二次著作物の作成というふうな問題がありますので、元々の著作権者からの許可を得るという必要があります。

それをまた編集したものをさらにYouTubeにアップしたりということになりますと、元々のその著作物を編集しただけですから、元々の著作物はどこかに残っているわけですね。

そうすると、それを勝手に上げちゃうと、この著作物を公衆に向けて送信をしていることになります。これは公衆送信権という権利が著作権に発生しますので、その侵害になったりとか、複製権という権利の問題になったりとか、他にもいろんな権利があるんですね、著作権法って。

その難しいいろんな権利の侵害になりかねないという問題を大きくはらむということになります。

なので、今日、まず覚えていただきたいのは、著作権法は難しいということ。あとはアンテナをちゃんと張っておいた方がいいですよという、この2点はお伝えしたいなというふうに思います。以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

さて、今回のクロストークの主眼とは離れてしまうかもしれないんですが、例えば、その著作権については身近なものだとして、各法曹関係者とどういう距離感にあるのかということで、参考までにお話しさせていただきたいなと思います。ちょっと無茶振りになっちゃうかもしれないんですけど。

加藤部付、裁判所にいて、著作権、裁判官として関わることって何かありますでしょうか。

〈法務省 加藤〉

私の経験ではそれほどないんですけれども、特に教員を目指される方々において認識していただきたいことは、先ほど須藤先生がおっしゃったことにほぼ尽きているのかなという気が私もしております。

もう完全に同感でございまして、重要なのは、著作権法に書いてある内容がどうかとか、これが著作権になるかどうかとか、どういう権利が侵害されるかどうかというのを、皆さんにおいて理解していただく必要は全くないということなんです。それは無理です。

私も全然分からないので。それを勉強していただく必要もない。もちろん勉強していただけるんだったらそれはそれでいいと思うんですけれども、そっちよりはアンテナを張るということだと思うんですけれども、ある問題が法的な問題になるかもしれないというところに敏感になっていただきたいということなんです。

もう少し一般的な話になってしまうんですけれども、ある問題がだんだん発展していったら法的にまずい問題になっていましたと。その時点で弁護士に相談しても、ちょっともう手遅れになっていきますみたいなことはかなり多くあります。

もっと早めに、弁護士、法律家、それ以外の専門家に相談いただければ、手を打てることはもっとあったのになということは一般的にはたくさんございます。

それが学校の著作権関係の問題でも恐らくあるのだらうと思っていて、重要なのは、本当に繰り返すんですけれども、ある問題が法的な問題になるかもしれないという、そういう感覚を研ぎ澄ましていただくということなんだろうと思います。

そこが非常に重要だろうというふうに思っているところでございます。

あとは、いじめの問題とかにちょっと戻っちゃうかもしれないんですけれども、客観的な事実をどう認定していくかということも、これもやはり、いざやろうとすると難しい。

とりわけいじめの問題に関しては、それが問題になって、いよいよ例えば裁判になりましたってことになってくると、かなり過去の話だったりして、関係者も多数で、それぞれの関係者が言っていることもなんか微妙にずれていたりとかして、聞き方も難しい。

ましてや、自分が思っていることを素直にちゃんと話せるかどうか怪しい学年の生徒さんが多い。

小学生は特にですけれども、中高生であっても、なかなか自分の考えていることを記憶に従ってちゃんと誠実に話すということが難しい方もおられる。

そういったところをきちんと話を聞いて、正確な事実をなるべく客観的に認定していくという仕事は、先生方だけだとなかなか難しいのではないかなと思っていて、そういったところをむしろ専門にしているのが弁護士ですね。

スクールロイヤーはじめ、そういったことを専門的に扱っている弁護士の先生もおられますし、最近、そういったところで活躍されている弁護士もたくさんおられるので、ぜひ法律家を活用していただきたいというのが私の意見でございます。以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。時間も迫ってきました。

ところで、この著作権もそうなんですけれども、こういった表現物の世界、進歩が早いと言いますが、すぐに新しい技術が開発されて、問題となる事項もどんどん出てくるような印象があります。

今、皆さんにお話しいただいたとおり、アンテナを高く張っていくというのがなかなか難しいところではあるんですけども、最近だと例えば生成AI。注目されていて、これを用いて授業をするなんてことになりますと、それもなかなかいろんな問題をはらんでいるかもしれません。

この点について、何か弁護士さんや日弁連において参考になる取組がありましたら、須藤先生、御紹介いただけますか。

〈須藤弁護士〉

まず生成AIについては、昨今、非常に出来がいいということで、使われる機会も非常に増えているんじゃないかというふうに思います。

ただ、やはり生成AIは万能ではない。ですので、生成AIで得られた情報というのが本当に正しいものなのか、裏を取る必要がある。実際、アメリカでは、過去のこんな判例がありましたなんていう判例を勝手に生成AIが作って、出したら、そんな判例、存在しなかったという事案もありましたので、そういうことも起き得るんだというところで、完全にAI任せにするのはよくないというのがまず大前提としてあるかなと思います。

また、AIが引っ張ってきたもののの中に著作物が含まれるという危険性もあるということも頭に置いていただければというふうに思います。

あと、そもそも教育とAIという観点で見ますと、教育というのは立憲民主主義社会においては主権者を育て、市民を育てる営みですので、この教育において育成しなきゃいけないというのが先ほどから法教育の意義としてお伝えしていますけれども、意見の対立点を明確化した上で、他者との理性的な議論を通じて合意を形成して、紛争を自立的に解決する能力ということになります。

この能力を育てるためには、意見表明権だったりとか、表現の自由を行使して、各自の幸福を追求する、そういう資質能力を身に付けさせ、その意見を尊重して、その最前の利益を優先して考慮しながら、子どもたちの学習権を保障していく、こういう必要があるんだろうというふうに思います。

ですので、既に有権者になった大人もそうですけれども、皆さん個人がAIを過大に評価して、過度に信頼してしまうと、それが結局AIによって操作される。

個人がAIによって操作されてしまう、もしくは、あたかも操作されているように行動してしまう、そういう危険があるということになります。

従って、特に判断力等が発達途上の、外部からの影響を受けやすい子どもについては、なおさらそういう危険もあるというふうに思いますので、こういう点からも学校でのAIの利用については、多少慎重になった方がいいかなというふうに思います。

この点につきまして、現在、日弁連においてもAIに関するワーキングチームは作られていまして、近日中に日弁連の方で意見書が公表される予定になっています。

まだ日程は出ていないということで聞いていますので、また出ましたら日弁連のホームページにアップされると思いますので、適宜御確認をいただければというふうに思います。以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

それでは、もっとお話お聞きしたいところではあるんですが、時間も限られておりますので、質疑応答に移りたいと思います。

以上2つのテーマに関するお話を聞いて、参加者の皆さまから何か質問がありましたら回答させていただきたいと思います。

また、今述べました2つのテーマに限らず、先ほど模擬裁判の場でなかなか質疑応答の時間というのには十分に取れませんでしたので、この場を借りて、法曹でありますとか、また第1部の話に戻っても構いません。

教員の方々に聞いてみたいことなどがある方は挙手をお願いします。

〈質問者〉

本日はありがとうございました。

私自身は、今回、初めてと言っても過言ではないくらい、法教育についての知識がまだなくて、自分自身、高めていかなくてはいけないなという思いがあるんですけども、今、学生の段階で、どういった方法で学んでいったらいいのかということであったりとか、そういったところに何かお考えがございましたら伺いたいです。お願いいたします。

〈法務省 江原〉

なかなか未来のある学生さんからの御質問になるんですが、何か私が回答しますということで御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。金城先生、お願いします。

〈金城先生〉

質問ありがとうございます。

自分も実習生指導とか行ってるので、そのときに言うこともあるんですが、やはり法的な見方、考え方を実現するときにいろいろな要素は必要だと思うんですけども、その中で自分が特に大事にしているのは、やはり批判的思考ですね。

多面的に見るっていうときに、やはり批判的な思考であったり、クリティカルなことを自分の中で持ってなければ、やはり多面的、または多角的に見ることはできないと思っているので、やはりそこに関しては自分でしっかりと意識した上で、教材研究であったりとか、大学の授業であったりとか、そういったことを意識するのは大事だよっていうことは言ったりもしてます。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

他にこの場でお伝えしておきたい、回答しておきたいことがありましたら。

窪先生お願いします。

〈窪先生〉

私、法教育に興味持ったのってやっぱりいじめの問題だったんですよ。

例えば、力の強い人が力の弱い人をいじめて、力の弱い人は反撃できないので泣き寝入りするなんてことがあったら嫌じゃないですか。

でも、その弱い子の権利も守られてるんだとか、その子がどうやった自分の命とか気持ちを守っていくか。

そういうとき、味方になってくれるのは法律だなんて思ったんですね。

そういう原点があって、法教育について学んでみたいし、教えてみたいって思うようになりました。

きっとあると思うんですよ、御質問いただいた方にも、そういう興味を持ったきっかけが、それ大事にしてほしいなと思います。

法教育、本当、いろんな分野があるので、法教育って検索してもいっぱい出てきますし、関連書籍もいっぱいありますし、法務省さんのホームページからまずスタートしていくのもいいと思うので、何かあなたの原点を大事にして、そこに関連する法教育の分野を突き詰めながら、子どもと何やりたかなって考えていくといいかなと思います。以上です。

〈法務省 江原〉

後は何か。須藤先生、お願いします。

〈須藤弁護士〉

日弁連の取組としまして、法教育セミナーというものを開催してます。

大体2部制になってまして、午前のほうは模擬授業を開催することが多いと思います。

午後の部はいろんなテーマについての議論をトークでやっていくというようなやつをやっています。

年に1回やってまして、確か春だったと思うんですが、ちょっと僕、定かじゃないんですけど、日弁連のホームページに出てます。

確かZoomとかでオンラインでも参加できると思いますので、もしご興味があればそういうものもぜひご活用いただければというふうに思います。

確か無料だったと思いますので、ぜひ御活用ください。以上です。

〈江原部付〉

ありがとうございます。他には大丈夫そうでしょうか。

他に何か御質問ある方、いらっしゃいますでしょうか。

大丈夫そうですか。どうぞ。

〈質問者〉

たくさん質問したいこといっぱいあるんですけど、法教育に関しては、2点だけ、すみません。

一点は、1つ目のテーマでありました、学校教育が法教育を扱うっていう意義について、模擬裁判も含めてですね。

知識ではなくて、考えることっていうことなんですけれども。

でも、全体的に私がこの法教育をずっともう10年ぐらいあるんですが、見ていますが、やはり知識のない子どもたちにどう教えるかっていうことだと思うんですよ。

そうすると、知識が全面に出ちゃうんですね、やっぱり、専門家は。知っていることを、なぜ君たちはそれを知らないの、こうなんだよって言うてしまう。

そうではなくて、生徒たちが素朴に、なんでっていうのをもう少し何か利用できないかなというふうに思ってるんですよ。

例えば、刑事裁判、模擬裁判では、黙秘権であるとか、被疑者の様々な権利なんかも含めて、普通に考えたら、小学校だと、道徳教育で嘘をついてはいけません、本当のことを言いましょとかいうかたちで学校教育ではやられているにもかかわらず、なんで被疑者、嘘ついたり、黙秘してもいいの。みんな思うんですよ。

実際に二十何年かな、千葉大の教育学部の附属小学校でいろいろ模擬裁判やったら、ばんばんそういうものが出来たんだけど、結局は教員がそういう知識がないから、刑事司法の原則ではこうなっているんだよで終わりになっちゃってるんですね。

そこは一体なんなのか。なぜというのをやはりちゃんと教えてもらえることが一番いいのかなっていうふうに思っています。

もう一点ですが、いじめについては、プロジェクターのほうでも第2条の第1項のところで定義について出てましたが、どうしても法律っていうと、切り取って、その条文の一部だけを持ってきて、こうなんだよっていうふうにやるんですけれども、いじめ対策推進法ってなんのためにあるのっていう目的、第1条が大体すっぽ抜けちゃうんですよ。

さっきの著作権もそうなんですけれども、著作権法の第1条をもって文化の発展のためであるのに、なんで自分が作ったものについては絶対使っちゃいけないとかって言っちゃうのとか、お金を出せって言うのっていう、実は目的を飛び越えてしまって、ある部分だけを切り取って持ってきてちゃう。

個人情報保護法も全く同じなんですけども、そういうものをぜひ学校現場の中で、いやいや、大切なのはそのなぜっていうのなんだよっていうことをぜひお伝えいただけるといいな。

すみません。なんかお願いになってしまいまして申し訳ないんですけど。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

参加者の方からも御意見いただくと大変ありがたいです。

ちょっとお時間ないので、特に1つ目ですかね、知識がないところでということですけども、窪先生、何か小学校教育の現場で御意見ありますでしょうか。

〈窪先生〉

今、全く同感でした。

さっきの著作権の話も膨大すぎて、それに詳しくなる必要はないとい話がありましたが、なので、人のものを勝手に使っちゃいけないっていうのが、著作物っていうこともそうだし、文化の発展ってありましたけども、そうやって苦労して作った人のものを勝手に使っていたら、もう作る人いなくなっちゃうじゃないですかと、そこが大事だと思います。

今おっしゃってた中で、法律の第1条の授業をやったら面白いと私も思っていました。法律の1条にその法律の趣旨とか目的が大体出てくるんですね。

だから、その1条のところを使いながら、法教育の教材作るっていうのも私は面白いなっていうのは思ってたんですが、そういう考え方、基本っていうのを広く義務教育ですとか、様々な教育の中でやっていくと、そういうマインドを持った人たちが育っていきますので、そこ大事だなって全く同感です。以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

議論は尽きないところではありますが、お時間ですのでこれで終了させていただきたいと思います。

皆さま、クロストークはいかがだったでしょうか。

このクロストークを通じて、登壇者の方も含め、御参加いただいた皆様の間で様々な考えや意見を共有していただけたと思いますので、ぜひ今後に生かしていただければと思っております。

私ども法務省といたしましても、学校現場の先生方の生の声をお伺いする大変貴重な機会をいただきました。

今後の法教育施策を進めていくに当たっては、本日、皆様から頂戴した御意見も参考にさせていただきたいと思っております。

登壇者の皆様方、ありがとうございました。最後に、登壇いただいた皆様に拍手をお願いいたします。

以上で第三部の教員と法曹とのクロストークを終了いたします。

【6. 参考（8月22日）】

- 開会挨拶（法務省大臣官房付 奥村 寿行）



- 基調講演（お茶の水女子大学附属中学校 教諭 寺本 誠）

●

A presentation slide for a seminar. The slide has a blue background. At the top left, it says "2024年8月22日（木）" and "法務省法教育セミナー". In the center, the title is "学校における法教育の意義 - 中学校の授業実践を通して -". Below the title is a photo of students in a classroom. At the bottom right, it says "お茶の水女子大学附属中学校" and "寺本 誠". There is a small cartoon character in the bottom right corner. On the left side of the slide, there is a small inset photo of a man in a white shirt speaking into a microphone at a podium.

● 基調講演（神奈川県弁護士会所属 弁護士 須藤 公太）



弁護士から見た法と学校とのかかわり

日本弁護士連合会 市民のための法教育委員会 委員
神奈川県弁護士会 法教育委員会 委員
弁護士 須藤 公太

1. 法とは何か
憲法13条：すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
人は本来自由な存在であり、自身の幸福を追求するもの。
幸福追求行為の衝突が起きてしまうことを調整する必要がある。
力や暴力によらず、理性的に、お互いを尊重し合い、お互いの利益をできるだけうまく調整するものが「法」である。
2. 法が法であるための要素
①明確性 ②自由を過度に規制していないこと ③平等
④手続の公正 ⑤ペナルティ
3. 学校で
・校則
・掃除当番決め
・グラウンド割り
・何をして遊ぶか

● 教員と法曹とのクロストーク・意見交換会

神奈川県弁護士会所属 弁護士
清瀬市立清瀬第十小学校 副校長
京学芸大学附属世田谷中学校 教諭
東京都立世田谷泉高校 統括校長
法務省大臣官房司法法制部 部付
法務省大臣官房司法法制部 部付

須藤 公太
窪 直樹東
金城 和秀
沖山 栄一
加藤 邦太
江原 佑美



【7. 開会挨拶（8月23日）】

法務省大臣官房付 奥村 寿行

法務省司法法制部で大臣官房付をしております、奥村と申します。

令和6年度学生向け法教育セミナーの開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日来場の皆様におかれましては、御多用の中、また、大変お暑い中、本セミナーに御参加いただき、心より感謝申し上げます。

また、このセミナーはオンデマンド配信とのハイブリッド形式で実施しておりまして、映像を御覧いただく皆様におかれましては、御多用の中御参加いただき、深く感謝申し上げます。

法務省では、法的な物の考え方を身に付ける法教育を通じて、自由で公正な社会を支える人材を育成することを目指し、法教育の普及と推進に向けた様々な取組を行ってまいりました。

その間、平成28年には選挙権年齢が、一昨年には成年年齢と裁判員対象年齢がそれぞれ18歳に引き下げられたところでありまして、法教育の重要性はますます高まっております。

近年ではいじめ問題や著作権など、学校現場において法が関わる場面が多く、教職に携わるに当たって、学校、教員と法との関わりや、法教育の意義、役割を考えることは重要であると考えております。

本日のセミナーでは、まず、第一部として、弁護士の須藤公太先生、また、埼玉大学の小貫篤准教授のお二方をお招きし、それぞれ基調講演をいただきます。講演では、須藤先生におかれましては弁護士、小貫准教授におかれましては教育学者のお立場からお話をいただきたいと思います。

次に、第二部として、模擬裁判の見学を行います。

この模擬裁判では、東京地方裁判所の実際の法廷を利用しまして、法律実務家が模擬裁判を実演することとなっております。模擬裁判を傍聴していただいた後、皆様でグループ討論を行っていただきたいと思います。

最後に第三部として、学校現場に関わる法的な問題や、学校現場における法教育の在り方などをテーマに、学生の皆様と現役教員、法律実務家を交えた意見交換会を予定しております。

本日のセミナーが、皆様や学生の皆様にとって意義のあるものとなることを祈念して、私の挨拶とさせていただきます。

【8. 基調講演（8月23日）】

埼玉大学教育学部（社会講座） 准教授 小貫 篤
神奈川県弁護士会所属 弁護士 須藤 公太

〈司 会〉

これより基調講演に移ります。

改めまして、本基調講演では、埼玉大学教育学部小貫篤准教授、それから、神奈川県弁護士会所属須藤公太弁護士のお二方から御講演をいただきたいと思います。

それではまず、小貫先生から、「学校における法教育の理論と実践」と題しまして、教育学者の観点から御講演をいただきます。

それでは小貫先生、よろしくお願いいたします。

〈小貫准教授〉

よろしくお願いいたします。埼玉大学の小貫と申します。

私の方からは、「学校における法教育の理論と実践」というタイトルで少しお話をさせていただきます。

まず、本日の内容ですが、以下の5点について考えてみたいと思っていますのでございます。

まず1点目に法教育ってそもそも何かというのをごくごく簡単に御説明差し上げた後に、2点目、3点目で、法意識調査をやりましたので、その結果と同時に、これからの法教育の改善点について考えてみたいと思います。

そして、それらを踏まえて4点目で、今後、問題解決的な法教育というものが求められるんじゃないかということで、その方法をお示しいたします。

それではまず、「法教育とは」というところです。お手元の資料にございますとおり、定義につきましては法務省がこのような定義をしております。

法律専門家ではない人たち、いわゆる市民性を育成するということに重点が置かれているということを確認できるかと思います。

法務省 法学生向け法教育セミナー「学校における「法」の役割を考える」講演資料 2024/6/23

学校における法教育の理論と実践

小貫 篤
(埼玉大学)

本日の内容

- 1 法教育とは
- 2 高校生の法意識からみる法教育の改善 刑事法
- 3 高校生の法意識からみる法教育の改善 民事紛争
- 4 問題解決的な法教育の実践をするために
- 5 学校における法教育のあり方

法教育の定義

法律専門家ではない者を対象に、法全般、法形成過程、法制度と、それらがもたづけている原理と価値に関する知識と技能を提供する教育
(法務省,2005)

法教育がどのようにして今日に至っているのかという点において、大きく三つの潮流があるというふうに言われております。

一つ目が、もともとはアメリカ合衆国において行われてきた、ロー・リレイテッド・エデュケーションと呼ばれるものがこの源流と言われます。

これは、もともとは1960年代頃に、いわゆる非行防止といった問題意識から生まれてきたものでございます。

アメリカでは、法教育法と呼ばれる法律が制定されており、そういった法律に基づいて、割と組織的に教育が行われてきているということがございました。

そういったアメリカの動向などを踏まえて、日本では1993年に江口勇治先生が、「社会科における『法教育』の重要性」という論文を書いて、日本にロー・リレイテッド・エデュケーションを紹介したという経緯がございます。これが社会科教育という一つの潮流になります。

二つ目が、2000年代に入ってきますと、法務省を中心として、いわゆる司法制度改革というものの対応として、法教育というものが重視されてくるということになります。

その中で、この「はじめての法教育」という本に結実する研究が行われます。

この中では、「ルールづくり」、「私法と消費者保護」、「憲法」、「司法」という四つの単元が示され、法教育として体系的にまとめた初めての冊子ができあがります。

日本の法教育はここから大きく発展していくということになりました。

三つ目が、弁護士会等の動きです。

各県の弁護士会がさまざまな法教育を展開していくのも2000年代の時期です。

これらの三者が大きく組み合わせながら法教育が発展してきたということかと思います。

現在、法務省では、小学校の教材、中学校の教材、高校の教材を、今般の学習指導要領に合わせて作っております。

また、模擬裁判の教材も作っております。

これらは、法務省のホームページに行ってくださいますと全部見られるようになっておりますので、ぜひ見ていただければなと思っておりますのでございます。

また、弁護士会等につきましては、高校生模擬裁判選手権が毎年行われているところです。

こういった動きを通じて、各高校生に向けて法教育というものを推進しているというところがあるかと思います。

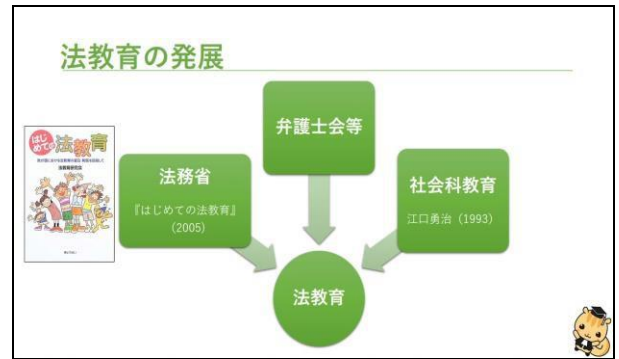
教育界につきましては、教員になられる皆さん、あるいは教員の先生方は指導要領というものを見る機会があるのかなというふうに思いますが、2009年版指導要領で法教育が導入をされています。

そして、2018年版の指導要領では、「公共」という科目ができるんですが、この中で、法を最初に学ぶことになっております。法、政治、経済の順番です。

すなわち、法が政治や経済の根底、あるいは基盤に置かれるようになっているわけです。

今般の指導要領で念頭にあってのは、いわゆる18歳成年や18歳選挙権の実現といった社会的な動向です。

こうした18歳成年、18歳選挙権の実現を受けて、法というものを念頭に置いて学習を進めていくということが行われているのが教育の動向と思います。



法教育の種類というところですが、大きく二つぐらいあると考えているところでございます。

一つ目は、「法の価値」に焦点を当てるものです。

自由、公正、平等といったような、法を基礎づける価値に焦点を当てた教育です。

このタイプの教材として「クマとはちみつ」というものがあります。

アメリカで作られた小学校低学年向けの教材です。

ローランドという名前のクマさんがいるんですが、クマさんが蜂蜜を見つけて取ってきます。

その蜂蜜を取ってきて食べようとするんですが、森の友達がやってきます。

お腹を空かせている友達もいれば、自分では全然蜂蜜が取れない友達など、いろんな状況の友達がいて、その友達もみんな蜂蜜欲しいなと言っている。

この蜂蜜を、ローランドは分けるべきなんだろうか。もし分けるとしたら、どういう基準で分ければいいんだろうか。このような「そもそも公正って何だろうね。」と考える教材です。

あと、「ケーキをどう分けるか」という教材も結構面白いものでして、例えば、三角形のケーキがあって、これを2人で分ける、3人で分ける、どうやって分けるかを考える教材です。これはすごく面白い教材と思います。

この法の価値に焦点を当てる法教育というのは、民事法や、あるいは法社会学などで扱われることが多いかなと思いますし、小学校の低学年から十分できるものかなというふうには思っているところでございます。

二つ目は、「法的な考え方」に焦点を当てるものです。

例えば、憲法の基礎となるような「個人の尊重」という考え方、刑事法の基本的な考え方である「被疑者被告人の権利保障」、民事法の基本的な考え方である「権利の回復」、法的な考え方の基本である「要件・効果」、「適正手続」といった考え方を実際に使ってみるという教育があります。

これから皆さんが経験される模擬裁判などは、こういった法的な考え方を実際に使っていく教育になろうかと思います。

さて、実際に法教育を行う際は、小中高校生の実態を踏まえる必要があります。

そこで、高校生対象なんですけれども、法意識の調査を行ってみたところでございます。

まずは刑事法に関わるものなんですけれども、このような問いかけをいたしました。

100人の人がいて、99人は罪を犯しており、1人だけ罪を犯していないとします。

AとBのどちらの意見に近いですかというものです。

これは無罪推定の原則に関わる調査です。

高校生に聞いたところ、このような結果になりました。

Bの意見に近いというような生徒が6割を占めています。

無罪推定の原則よりも社会秩序を重視していくという実態が見えてきます。



本日の内容

- 1 法教育とは
- 2 高校生の法意識からみる法教育の改善 刑事法
- 3 高校生の法意識からみる法教育の改善 民事紛争
- 4 問題解決的な法教育の実践をするために
- 5 学校における法教育のあり方

高校生の法意識調査

(2023年4月～6月、n=377、関東地方の高等学校4校、調査主体小賢馬)

- 100人の人がいて、99人は本当に罪を犯しており、1人だけは無実で罪を犯していないとします。このようなとき次の2つの意見があります。どちらの意見に近いですか。
- A: 「無実の1人が誤って罰せられることがあってはならない。無実の1人が有罪にされることになるくらいなら、99人の有罪者が無罪になってもやむを得ない」
- B: 「無実の1人には気の毒であるが、だからといって99人の本当に罪を犯している人をすべて無実にしてしまうのでは、社会の秩序は保てない。100人とも処罰することになってやむを得ない」

無罪推定の原則に関する意識



また、安心・安全な社会を守るためには、警察は厳格なルールに縛られずに、犯罪を行う危険のある人物を監視し、取り締まるようにすべきかというふうに聞いたところ、そのようにすべきだというふうに答えた生徒が約半分おりました。

ここから言えるのは、約半数の生徒に、秩序を維持するためであれば国家権力を行使する範囲が拡大しても構わない、あるいは、国家権力の行使に際して厳格な法適用というものを求めない、こういう意識があるということが言えると思います。

また、このようなものも聞いてみました、これは、責任主義についての意識調査です。

Aは、自分で選んで違法な行為をした人は罰せられなければならないけれども、自分自身が善悪を判断できなかったりする場合には、その人は罰することはできないという意見です。

Bは、治安を維持するためであれば危険性は除去しなければならないという、保安処分と呼ばれる考え方に近いものです。

結果は、Bの意見が圧倒的に多く、7割の生徒たちが保安処分的な発想をしている実態が見えてきます。教科書では責任主義を教えているんです。

しかし、生徒たちの意識はそうはなっていないわけです。

ここから、このようなことが言えるのではないかと思います。

一つ目、無罪推定の原則等々の刑事法の基本的な考え方は小中高の教科書にも書かれているし、大勢の児童生徒が学んでいる。

二つ目、刑事法によって、被疑者、被告人の権利を守るという意識は弱い。

三つ目、権利を保障していくということよりも、社会の秩序を重視するという意識がある。

そうすると、改善の視点として、次のようなことが浮かび上がってきます。

1点目は、無罪推定の原則という「言葉」を教えるのではなくて、小中高で、段階的系統的に、「感覚」として身に付けさせていく必要があるのではないかと思います。

2点目は、何々の原則を教えるのではなくて、「何々の原則というものが仮になかったらどうなるのか」を考えさせることです。刑事法の基本的な考え方は何かというのを考えさせていくというふうに転換をする必要があるのではないかと思います。

3点目です。刑事法が、そもそも秩序の維持だけではなくて、被疑者被告人、ひいては自分たち自身がいつその立場になるか分からない。

自分たちの自由というものを守るために構築されてきたというような歴史的な経緯といったところも意識させる必要があるのではないかと思いますというふうに思うところでございます。

高校生の法意識調査

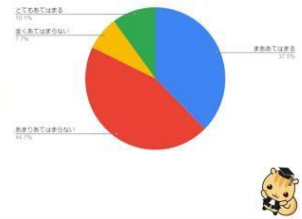
(2023年4月～6月、n=377、関東地方の高等学校4校、調査主体小賢馬)

- 安全・安心な社会を守るためには、警察は、厳格なルールに縛られずに、犯罪を行う危険のある人物を監視し、取り締まるようにすべきであると思う。

適正手続に関する意識

「とてもあてはまる」(秩序重視)	47.6%
「まああてはまる」	
「全くあてはまらない」(適正手続重視)	52.4%
「あまりあてはまらない」	

半数の生徒に、秩序を維持するためであれば国家権力を行使する範囲が拡大しても構わなかったり、国家権力の行使に際して厳格な法適用を求めなかったりする意識がある。



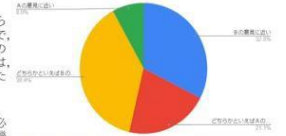
高校生の法意識調査

(2023年4月～6月、n=377、関東地方の高等学校4校、調査主体小賢馬)

- 次の2つの意見があります。あなたは、どちらの意見に近いですか。

責任主義に関する意識

- A: 「自分で選んで違法な行為をした人は罰せられなければならない。しかし、精神機能の障害で、善悪を判断できなかったり、判断はできてもその判断に従って意思決定できなかったりする場合、どんなに凶悪な行為であろうともその行為をした人を罰することはできない」



- B: 「治安を維持するために危険性は除去する必要がある。自分で選んで罪を犯した人も、精神機能の障害で、善悪を判断できない人も、罪を犯したという点においては変わらない。その罪が連続殺人など凶悪な犯罪であればなおさらである。罪を犯した人は、どんな人でも罰を受けなければならない」

Aの意見に近い」(責任主義重視)	「どちらかといえばAの意見に近い」	29.1%
Bの意見に近い」(保安処分的発想重視)	「どちらかといえばBの意見に近い」	70.9%

子どもの実態と改善の視点

現状

- 1) 無罪推定の原則、適正手続、責任主義、黙秘権などの刑事法の基本的な考え方は、(小・)中・高の多くの教科書に掲載され、大多数の生徒が学んでいる。
- 2) 刑事法によって被疑者被告人の権利を守る、という意識が低い。
- 3) 権利保障よりも秩序維持を重視する生徒が多い。

改善の視点

- 1) 「無罪推定の原則を用語を理解させるのではなく、段階的系統的に「感覚」として身に付けさせる。
- 2) 「無罪推定の原則がなかったらどうなるか」など、刑事法の基本的な考え方がなぜあるのかを考えさせることで、意識を変える。
- 3) 「刑事法は、秩序維持だけでなく、被疑者被告人ひいては自分達の自由を守るために構築されてきたことに気づかせる。

これらを踏まえて、模擬裁判について少し提案をしてみます。

模擬裁判については、小中高の教科書を見ると、全ての学校段階の教科書に書かれています。

実際にやってみましょうというページがあり、やられている実態もある程度はあると思います。

しかしながら、これをもう少し系統的にできないかと思っています。

まず、小学校段階です。小学校では模擬裁判に触れる程度です。

例えば、あるテレビ局が作った「昔話法廷」というのがありますけれども、ああいったものを見せて、考えさせるだけ十分だろうと思います。

ただ、そのときに、刑事裁判というのは民事裁判と違うよということと、悪い人を裁くのではなく、罪のあるなしを決める場だよということを身に付けさせる、考えさせます。

次に、中学校段階です。中学校では模擬裁判をメインでやっていいと思います。

模擬裁判を中心にやるんだけど、そのときに、「なぜ、裁判員裁判などで国民の司法参加が求められるんだろう」、あるいは、「無罪推定の原則というものがなぜあるのかな」といったところを考えさせながら模擬裁判をやっていく。

高等学校では、模擬裁判をやるというよりは、「なぜ何とかの原則や何とか主義といったような教科書ゴシック体で書かれるものが作られてきたのだろう」とかというのを、ぜひ考えさせてあげてほしいなと思います。

例えば、このような問いがあるかなと思います。

「明日世界が終わるとして、犯罪者に刑罰を科す必要があるだろうか。犯罪の刑罰って一体何のためにあるんだろう」、「取調べの可視化が完全になされたときに、黙秘権って不要なんだろうか」、「自分で自分の行動を選ばずに罪を破った場合に、それは罪になるのだろうか」。このような問意を考えることが重要です。

こういったことを考えながら、模擬裁判の中で使えるのかどうかを確認していくというのが、高校段階では重要とおっています。

次に、民事紛争についての意識調査も行いました。

これも非常に興味深い結果が出てきました。

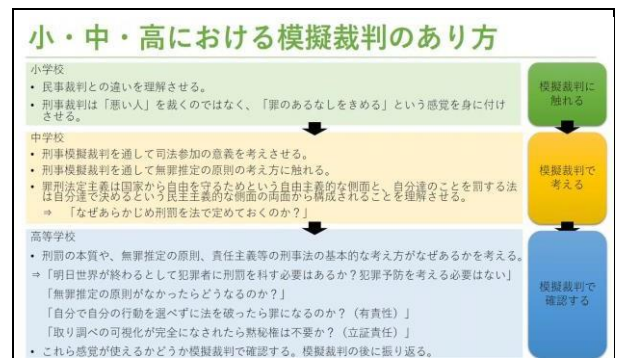
まず、第1の問です。

「争い事は、多少自分の利益が減っても円満に解決することが大切である」という問いに対して、「そう思う」から「そう思わない」まで4段階で聞いたものでございます。

その結果、自分の利益が減ってもトラブルを回避するという傾向が見られました。

自分の利益が減っても丸く収めたいというような傾向です。

「丸い」という言い方を高校生はするわけですが、自分の利益は減っても、その場の人間関係を壊したくないという意識が強いんだなということです。



本日の内容

- 1 法教育とは
- 2 高校生の法意識からみる法教育の改善 刑事法
- 3 高校生の法意識からみる法教育の改善 民事紛争
- 4 問題解決的な法教育の実践をするために
- 5 学校における法教育のあり方



高校生の法意識調査

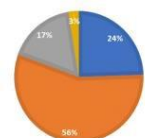
(2023年4月-7月) 福島県、東京都、長野県、愛媛県の計4校。n=278; 調査主体:小沢寛

争いごとでは多少自分の利益が減っても、円満に解決することが大切である。

■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない

そう思う + どちらかといえばそう思う 80%
そう思わない + どちらかといえばそう思わない 20%

自分の利益が減っても、紛争を回避する傾向がある。
自分の主張をしたくない生徒が多い。



次に第2の問いです。

「争い事と聞くと怖い感じがする」という問いに対して、このような結果になっています。

紛争は怖いものであって、忌避するべきものだという意識が見て取れます。

第3の問いです。

「争い事については、自分たちで何とかするよりは、プロ、あるいは先生や保護者などに任せた方がいんじゃないか」。

これに対して「そう思う」「ややそう思う」という生徒が7割以上います。

ここから、まず自分たちで何とかしていく私的自治というような考え方というものを知っていく、そういう必要があるのではないかと見えてきます。

第4の問いです。

「多くの人にとって不都合なルールがあっても守るべきかどうか」という問いです。

多くの人にとって不都合なんだから変えればいいと思って聞くわけですけど、そうではなくて、約半分の生徒たちは、「不都合なルールでもそれは守るべきだ、なぜならルールなのだから」と考えています。

遵法意識が高い一方で、法やルールを変えていくというような意識が低い可能性があります。

ここから、このようなことが言えるだろうと思います。

一つ目は、自分の利益を守ったり権利を行使したりするために、自己の主張ができるようにさせたい。

高校3年生までにこうさせたい。

二つ目は、多様な価値観を持つ人々がいる社会では紛争は不可避なけれども、紛争自体が悪いものではなくて、その紛争を何とかうまく解決、あるいは、解決までいかなくても処理をしていくということが大切という解決の作法を教えていくということが大事なのではないかと。

そして三つ目は、私的自治、自分たちのことは自分たちで決めていくというような考え方に気付かせたい。

そして四つ目です。みんなにとって不都合なルールがあるのであれば、それを変えていく、それができるんだというふうに気付かせたい。

以上の4つが改善の観点でございます。

このような民事紛争、そして刑事法に関わる意識調査を踏まえた上で考えたことが、法教育をより問題解決的なものに変えていく必要があるのではないかとことです。

高校生の法意識調査

(2023年4月-7月 福島県、東京都、長野県、愛媛県の計4校、n=278、調査主体小質問)



高校生の法意識調査

(2023年4月-7月 福島県、東京都、長野県、愛媛県の計4校、n=278、調査主体小質問)



高校生の法意識調査

(2023年4月-7月 福島県、東京都、長野県、愛媛県の計4校、n=278、調査主体小質問)



子どもの実態と改善の視点

実態

- ① 自分の主張をしたくない、自分の利益が減っても紛争を回避する傾向がある。
- ② 紛争を怖いと感じ、忌避する意識が強い。
- ③ まず自分たちで紛争を何とかしようとする意識が低い傾向がある。
- ④ 遵法意識が高い一方で、法やルールを変える意識が低い可能性がある。

改善の観点

- ① 自己の利益を守ったり権利を行使したりするために、自己の主張ができるようにさせたい。
- ② 多様な価値観をもつ人々がいる社会では、紛争は不可避であり、紛争自体が悪いものではなく、なんとか紛争を解決（処理）することが大事だと気づかせたい。
- ③ 私的自治の考え方に気づかせたい。
- ④ みんなにとって不都合なルールは変えることができると気づかせたい。

この問題解決的な法教育というものを実践をしていくために、このように学習段階を構想してみました。

一つ目は、問題の発見です。

これは、「子ども」・「社会」・「学問」というものを組み合わせた授業を組織していくためです。

そのために、「子ども」たちが切実に考えられる課題を設定する、あるいは、切実に考えられるような課題を自分たちで発見させていくというようなことが大事だろうと思います。

ただ、それだけでは駄目で、「社会」の中の問題もまた大事です。

社会で今問題になっている事柄です。

また、法学や政治学や経済学等々の「学問」的な知見というものを生かす授業をつくっていくことも大事です。

「子ども」と「社会」の問題、「学問」的な知見というものをバランスよく組み合わせてどのような授業ができるのかを考えた上で、授業の課題を発見、あるいは設定するということが、まず一つ目として大事です。

次に、課題を発見させた後で、あるいは設定した後で、課題をより焦点化していくという作業が必要になります。

例えば、バーナード・クリックというイギリスの政治学者がいますけれども、このクリックは、地域社会の生々しい争点を知り、焦点化していくことが重要だと述べております。

これが二つ目の段階だろうと思います。

その課題を考えるために、分析をするために、法の価値や法的な考え方を使っていくのが三つ目の段階だろうと思います。

公正や自由といった法的な価値、あるいは被告人の権利保障、あるいは被害者の権利回復といったような法的な考え方をい用いながら課題を分析していく。

本日の内容

- 1 法教育とは
- 2 高校生の法意識からみる法教育の改善 刑事法
- 3 高校生の法意識からみる法教育の改善 民事紛争
- 4 問題解決的な法教育の実践をするために
- 5 学校における法教育のあり方

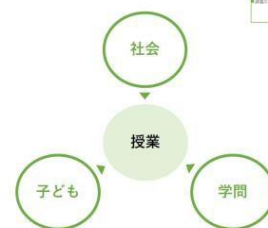


問題解決的な法教育の学習段階

(ジョーイ1990、鈴木2008を基に筆者作成)



課題の発見（設定）



課題を把握

地域社会の問題の解決を考えるためには、判断力や批判力などの能力が必要。これらの能力の基本は「争点を知ること」。つまり、生の地域社会の中で何が今問題になっているのかを知ることが大切。その上で、追究する課題を焦点化する。

(クリック2011)



課題を分析

法的な観点で課題を分析する。



その上で話し合いをするというのが四つ目の段階だろうと思います。

民事紛争の場合、様々なステークホルダーがいますので、模擬的に交渉をしたり議論をしたりする段階です。

このときに注意すべきなのが、教員の振る舞いです。

教員は、往々にしてこのような生々しい問題のときに、自分の意見を言わずファシリテーターに徹するという傾向があります。

しかしながら、私は、授業者は時期や生徒、テーマなどを鑑みて、積極的に一参加者としてこの議論に参加をしていく必要があるだろうと考えているところです。

その理由がこちらの三つです。

1点目は透明性の確保です。

これは、授業者はその意見表明を積極的に行わないとしたとしても、そのテーマを設定するときに、既に自分の問題意識を子どもたちに暗黙のうちに伝えているわけですね。

この問題を取り扱ってみよう、この問題を今日考えてみようというとき、生徒たちは、先生はこういうふうに言ってほしいんだなというふうに思います。

そうなのであれば、より積極的に、私はこう考えるん

だけれども、あなたたちはどうですか、私と対等に議論しましょうというように、透明性を確保しつつ議論をしていく。これが重要なだろうというふうに思います。

2点目が政治的寛容のモデルです。

自分と違う意見、先生の意見とは違う意見を子供が言ったときに、その意見に対してどのように振る舞うのか、どのように寛容さを見せるのかというような、振る舞いを見せるということです。

振る舞いを見せることで、自分と違う意見に出会ったときにはこのように振る舞えば良いということ、モデルとして示すという効果が二つ目でございます。

3点目が生徒の理解の援助です。

子どもたちだけに議論を任せておくと、なかなか違う意見や多様、多面的な意見というものが出にくいので、あえて「悪魔の代弁者」的に別の角度から極端な意見を言うてみる、教員が提示してあげることによって違う角度から生徒の理解を促すことができ、多角的に問題を捉えることができるという、そういう効果があります。

そのために、授業者は積極的に、時期、テーマを見ながらですけども、意見を表明していくということが重要だろうと考えております。

五つ目の段階は、実際の問題を話し合って意思決定し、その上で、どういうふうに今の社会の法やルールや制度というものをより良く変えていけるんだろうかを構想させる段階です。

このときに、法的な価値、あるいは法的な考え方を活用していく。

そして、持続可能で実現的な、現実的な構想を専門家に提案をしていくことになります。

このプロセスをたどることによって、問題解決的な法教育というのが一定程度実現できるのではないかなというふうに考えているところです。



まとめます。学校における法教育の在り方として五つの段階を御提示いたしました。

上が生徒の学習プロセスで、下が教員のものです。

このような五つの段階を踏まえて法教育を設定するということで、問題解決的な新しい法教育ということができるのではないかと考えているところでございます。

参考文献は以下のとおりです。

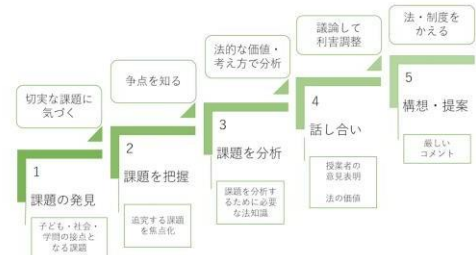
御清聴ありがとうございました。

本日の内容

- 1 法教育とは
- 2 高校生の法意識からみる法教育の改善 刑事法
- 3 高校生の法意識からみる法教育の改善 民事紛争
- 4 問題解決的な法教育の実践をするために
- 5 学校における法教育のあり方



学校における法教育のあり方



〈司 会〉

小貫先生、ありがとうございました。

法教育の在り方につきまして御示唆をいただいたところでございます。

〈司 会〉

続きまして、基調講演の二つ目といたしまして、須藤公太先生から、「弁護士から見た法と学校とのかかわり」と題しまして御講演をいただきます。

よろしくお願いいたします。

〈須藤弁護士〉

皆さん、こんにちは。今日、夏休みにもかかわらず、皆さんお越しいただきましてありがとうございます。

私は日弁連、日本弁護士連合会で、市民のための法教育委員会というものに所属している弁護士になります。

日頃は神奈川県弁護士会にも所属してまして、横浜で普通に弁護士として活動しています。民事弁護、民事の法廷だったり刑事事件だったり、いろんな事件を法を使ってやってるということになります。

今日、今始まって、大体35分ぐらい経ったんですけども、多分、4、500回ぐらい「法」っていう言葉が出てきていると思います。

タイトルとしては「弁護士から見た法と学校とのかかわり」というタイトルで今からお話するんですけども、そもそも今、4、500回出てきてる法とは何なのかということ、そこからやはり皆さんに、簡単ではありますが御理解をいただいておかないと、今後のお話がしっかり理解できないかなというふうに思いますので、まずは、法とは何かということと一緒に考えていきたいというふうに思います。

法とは何かを考えるに当たって、一番簡単というか、大切な方法は、法は何のために存在するのかということを考えることなんじゃないかというふうに思います。

どうですかね、皆さん。法は何のために存在すると思いますか。

これを考えるに当たっては、やはり憲法の価値というところから考えていくのがいいんじゃないかなというふうに思います。

憲法の三原則、御存じだと思いますけども、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重、この三つが憲法の三大原則です。

その中で、ここのレジュメにも書きましたが、憲法13条という条文があります。

これは、基本的人権の尊重を定めたものですけども、ちょっと全文、大切なんで一回読もうと思います。

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」というふうな条文になっています。

つまり、国民の個人の自由、尊厳、生命、幸福追求権、こういうものは、最大の尊重をされなければならないというふうに定められてるわけです。

弁護士から見た法と学校とのかかわり

日本弁護士連合会 市民のための法教育委員会 委員
神奈川県弁護士会 法教育委員会 委員
弁護士 須 藤 公 太

1. 法とは何か

憲法13条：すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

人は本来自由な存在であり、自身の幸福を追求するもの。

幸福追求行為の衝突が起きてしまうことを調整する必要がある。

力や暴力によらず、理性的に、お互いを尊重し合い、お互いの利益をできるだけうまく調整するものが「法」である。

2. 法が法であるための要素

①明確性 ②自由を過度に規制していないこと ③平等

④手続の公正 ⑤ペナルティ

3. 学校で

- ・校則
- ・掃除当番決め
- ・グラウンド割り
- ・何をして遊ぶか

なぜこのように定められてるのか。

それは、もともと人間というのは自由な存在なんです。何にも縛られない存在なんです。皆さんそれぞれが自由です。

でも、皆さんがそれぞれ自由、好き放題やり放題やってしまうと、当然、社会としては秩序が成り立たなくなってしまう。その成り立たなくなってしまうと困る。

そのために、法を使って皆さんの自由を少しずつ制限をしながら社会秩序を守っていくということを考えなければならない。

そのために法というものは存在してるんだというふうにお考えいただきたいというふうに思います。

幸福追求というふうに先ほどお話しましたが、幸福というのは本当に人それぞれだと思います。

私の幸福もあれば、皆さんそれぞれの幸福、何が違う、全然違う。それはそれで全く問題ないはずですよ。

なので、この幸福を追求する手段というの、また人それぞれ全然違います。

例えば、僕はタバコ吸います。そうすると煙が出ます。僕はそれが幸福です。

皆さんの中で、タバコをすごい嫌いな人が多分いるでしょう。その人からすると、それはすごい不幸なことです。

こうやって、人の幸福追求行為とほかの人たちの幸福追求、幸福追求行為というのはぶつかってしまう。そうやって自由が衝突する場面が存在してしまいます。それをどう調整するのか。

自分の幸福を確保する、そのためには、考え方、価値観、意見、それぞれが異なる個人同士がお互いを排除して争っては何にもならない。社会として成立しなくなっちゃいます。

ですので、それを実現するためには、自分の幸福を確保するためには、お互いの存在を認めて承認し合って、尊重し合い、共により良い生を求めていくほかないというふうに考えざるを得ない。

つまり、法というのは、そういういろんな自由と自由の衝突を調整するルールになります。

最後に書きましたが、じゃあ、法とは何か。

この答えは、力や暴力によらずに、理性的にお互いを尊重し合い、お互いの利益をできるだけうまく調整するもの。これが法であるというふうに私としては考えているところです。

皆さん、これから学校の先生になられる方、また、今、現役の教員の先生方もいらっしゃるというふうに伺っています。

じゃあ、この法というものが学校の現場でどういうふうに使われていくべきなのか、また、先生方が使っていくべきなのかという観点から少しお話をしたいと思います。

縦2番になりますけども、法が法であるための要素、ここに4つプラス1、全部で5個書きました。

今後、皆さんが教育現場に出られて、いろんなルールに直面することがあると思います。

例えば、学校の校則もそうでしょうし、クラスの中でいろんな物事を決めなきゃいけない。

例えば掃除当番を決めなきゃいけないとか、委員会の役員を決めなきゃいけないとか、そういうときに、じゃあどうやって決めましょうかというようなルールをつくったり、それを実際に運用する場面というものが出てくると思います。

それに当たっては、ここの今書いた、全部で5個の理念というものを、しっかりと今からつくるルールないし運用するルールというものが、この五つをしっかりと満たしているのかということを頭に置いて、もう一度見直してみるといいのではないかなというふうに思います。

一つずつ、簡単ですが説明していこうと思いますが、まず明確性が必要です。

ルールは明確でないと、何をしても良くて何をしちゃいけないかが分からないです。

そうすると何が起きるのか。これをしちゃいけないと言われることをすると、もしかしたら罰があるかもしれない。でも、何をしてもいいか、しちゃいけないかが分からない。

そうすると、罰を受けるのが怖くて、やらないようにやらないようにしてしまう。萎縮してしまうんです。

要するに、間接的に、本来自由であるべきなのが制限されてしまう。制限するように意識付けられてしまう。こういう結論になります。

なので、ルールは明確でなければいけない。

ちょっと分かりづらいので例え話をしますけども、じゃあ皆さん、免許持ってますかね。

車を運転するときに、この道は速く走り過ぎちゃいけません。速く走り過ぎたら逮捕しますという法律があるとしましょう。

皆さんだったら何キロで走りますか。100キロで走るんですか。走らないよね。

じゃあ、50キロで走りますか。50キロが速過ぎたらどうしますか。危ないですね。

10キロで走りますか。そのぐらいがベターでしょうね。でも、10キロで速過ぎるって言われたらどうしますか。というふうにやっていると、誰も走れなくなります。

つまり、車を運転する自由があるのに運転できなくなっちゃうわけです。

こうなっていくと、間接的に人の自由というものは制限されていくということになります。

二番目に書きました、過度な規制ではないということが、次は大事になってきます。

さっきから言ってますけれども、人間というのはあくまでも自由な存在なんです。

それを調整するための法なのであって、制限するための法ではないんです。

あくまでも、人と人との自由を最小限度で制約していかないと、その法の規制というものは、本来認められた自由を制約してしまうことになってしまう。そうすると元も子もないです。

これもちょっと分かりづらいので、少し例を出そうと思いますけれども、ある学校で、生徒さんに携帯を禁止しますというふうな校則をつくったとしましょう。

その校則の目的というのは、教室内で携帯を使ったりすると学校の秩序が荒れるとか、みんな授業に集中しないとか、そういうような悪影響があるから携帯は禁止します、持ってきてちゃいけません。そういうような校則をつくったとしましょう。

じゃあ、それを飛び越えて、そもそも家とか塾とか遊びとか、そういう所も含めて一切携帯を触ってはいけない。こういう校則だったらどうでしょうか。

これ、過度じゃないですか。もともと目的としては、学校の授業の邪魔になるから、ほかの子たちの迷惑になるからとか、そういう意味で携帯を禁止していたのに、全然関係ない遊びとか公園とか、そういうところでも触っちゃいけないなんて、目的とは全然関係ないですよ。

そうすると、その二つ目に言った校則、家でも駄目、持たせちゃそもそも駄目っていう校則というのは、過度な規制だということになります。

あくまでも、さっきから言ってますけれども、人は自由なんです。

その制約するための規制というのは必要最小限度でなければならないというところを押さええていただければと思います。

次ですね、平等です。

これはお分かりかと思いますが、一人の人とか、一定の団体、集団に有利ではいけない。

あくまでも個人として尊重されるので、みんなが平等でなければいけないということです。

あとは、意見を求めると、当然、多数派、少数派に分かれると思います。

そうなったときに、多数決、これも一つの物事の決定の定め方ではありますけれども、少数者を多数の数の論理で押し込むこと、これは平等とは言えないです。

あくまでも平等にやるためには、少数者を尊重した上で、それが、意見が反映されるような何か方法を取っていかないと、正しい結論、民主的な結論には至らないということになります。

四つ目です。手続きの公正。

例えば、学校の中でクラスのルールをつくるといったときに、クラス全員がそのルールに基本的には従わなきゃいけないわけです。

じゃあ、その子たちがちゃんとみんな発言をする機会があったのか、機会がしっかり確保されていたのか。

こうやって一つの物事を決めるときに、意見を潰すような場面はなかったのかということをしっかり確認しながら進めないと、僕はあのときにこう思っていたのに、何とか何とかだったから言えなかったんだ、だから僕はこのルールに従う必要はないというふうな話になってきちゃいます。

これはよろしくないです。なので、みんながちゃんとその議論に参加できるような手続きをしっかり取っていかなきゃいけないということになります。

最後、五つ目、ペナルティと書きました。

これは、ある場合とない場合がもちろんあります。なくても別にいいとは思いますが。

ただやはり、重大な物事の違反に対してはペナルティを付けておかないと、何のペナルティもないですね、やっちゃいけないよ、こらって言われて終わっちゃう。

それだとやはり抑止力として弱いというパターンがあり得ますので、ペナルティというのは必要に応じた付けなければならない。

ただし、そのペナルティの重さというのも、しっかりと違反した行為とのバランスを考えて定めなければならないということになります。

今、校則の話とかクラスの中での話とかいろいろありましたけれども、もちろんそれだけじゃないです。

この法の考え方というのは、皆さんの今いる大学だったり、職場だったり、いろんな所でいろんなトラブルが起きると思いますので、そのトラブルを解決するためのルール、適用だったり制定だったり、そういうところでも全て使えるものになります。

ですので、ここで例として四つぐらい挙げましたけれども、これ以外にもいくらでもあると思いますので。

例えば、何か実生活で体験したトラブル、過去のトラブルでもいいし、空想のトラブルでも構わないですけれども、もしこんなことがあったらどうするかってことを考えてみていただいて、この四つないし五つの指針を持って、じゃあどういうルールをつくって、どういうふうに運用したら法として成り立つのかということを考えてみると、それがひいては、皆さんが将来教職に出られたとき、また、今現在、先生方が直面してる問題等々の解決に役に立っていくんじゃないかなというふうに思います。

すいません、少々駆け足でしたけれども、私からは以上になります。ありがとうございました。

〈司 会〉

須藤弁護士、ありがとうございました。

法律の専門家としてのお立場から御講演をいただいたところでございます。

【9. 模擬裁判（8月23日）】

1 実施概要

東京地方裁判所の大法廷において、模擬裁判の実演を行いました。参加者は、同模擬裁判を傍聴した上で、いくつかの検討ポイントについて、グループで討論を行い、その後、討論の結果を発表するグループワークを行いました。

なお、裁判官役及び検察官役を司法法制部部付が、弁護人役を須藤公太弁護士が務めました。

2 模擬裁判の内容等について

(1) 事案の概要等

模擬裁判の事案は、深夜から早朝にかけて、民家内に犯人が侵入し、腕時計を窃取したという住居侵入、窃盗事案です。

犯行を直接目撃した者はおらず、被害品である腕時計を、犯行の翌日に被告人が質入れしたことや、犯行日前後に被告人が事件現場近くのホテルに偽名を使用して寝泊まりしていたことなどが検察側の証拠とされました。一方、被告人及び弁護人は、被告人が犯人であることを争い、質入れした腕時計は、第三者から質入れを頼まれて預かったものである旨主張しました。

(2) グループワークの内容

参加者を6つのグループに分け、決められた検討ポイントについて、グループ内で討論を行いました。

検討のポイントは、①事件の翌日、被告人が被害者の腕時計を質屋に入れたこと（＝そのとき被害品を持っていたこと）は、被告人が犯人か否かを検討する上で、どんな意味を持つか、②被告人が、事件当日、近くのホテルに泊まっていたことは、被告人が犯人であることとどれくらい強く結びつくか、また、ほかの証拠と組み合わせると、どうか、③被告人の弁解は、信用できると思ったか、その理由は何かの3点でした。参加者は、上記の検討ポイントについて、意欲的に発言をし、自由に意見交換をしていました。また、模擬裁判の実演者に対し、適宜質問をするなど法曹関係者との交流も積極的に行っていました。

グループ討論終了後は、司会役の進行に沿って、グループ討論の結果について、参加者から発表を行いました。同じ検討ポイントについて、まったく異なる意見が述べられることもあるなど、さらに多角的な視点から討論が行われていました。



【10. 教員と法曹とのクロストーク・意見交換会（8月23日）】

〈司 会〉

これより第三部、教員と法曹とのクロストークを開始いたします。

まず、登壇者の皆さまを御紹介いたします。皆様から向かって左側でございます。

埼玉大学教育学部 准教授 小貫篤様

神奈川県弁護士会所属 弁護士 須藤公太様

清瀬市立清瀬第十小学校 副校長 窪直樹様

東京学芸大学附属世田谷中学校 教諭 金城和秀様

東京都立世田谷泉高等学校 統括校長 沖山栄一様

続きまして、法曹として登壇する法務省職員を紹介いたします。

法務省大臣官房司法法制部 加藤邦太部付

同じく、法務省大臣官房司法法制部 江原佑美部付

以上、登壇者の皆様の御紹介いたしました。

ここからは、司会を司法法制部江原部付にお願いいたします。

〈法務省 江原〉

改めまして、司法法制部部付の江原と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではクロストークに移ります。

本日のテーマは大きく分けて二つございます。

一つ目のテーマは、学校現場で法教育や模擬裁判を扱う意義、課題について。

二つ目のテーマは学校の現場で教員が関わる法的問題についてです。

このクロストークは、登壇者の皆様に各テーマに関して、それぞれのお立場からの御経験などを踏まえてお話をいただきます。

参加者の皆さんの中には、将来学校現場で実際に教鞭をとられる方もおられることと思いますが、本日の登壇者の方々からお話をお聞きした今回のご経験が今後教員となられた際の一助となれば幸いです。

それでは早速、最初のテーマは学校教育で法教育や模擬裁判を扱う意義、課題についてです。スライドをお願いします。

第一部の御講演の中でも言及していただきましたが、私ども法務省においては、法教育とは、法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育と位置付けています。

つまり、個々の法律について理解を深めるというものではなくて、一般の人々を対象とした教育であり、法律家を育てる法学教育ではありません。

また、法やルール背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育として位置付けておりまして、知識型の教育ではないというふうに定義付けております。

法教育とは

法律の専門家ではない一般の人々が、
法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、**法的なものの考え方**を身につけるための教育

→ つまり

○一般の人々を対象とした教育であり、**法律家を育てる法学教育ではない**

○法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える**思考型**の教育（≠知識型の教育）



ただ、これだけだとかなりふわっとした定義付けになっていまして、法教育について様々な捉え方ができるかと思われますので、まずは、それぞれ学校の現場などで法教育というものをどのように捉えて、どのように実践されているかについてお聞きしたいと思います。

僭越ながら、きっかけとして私から質問をさせていただきますが、もし、他の御登壇者のお話を聞かれて、御登壇者の方々に何か御意見や質問があれば、遠慮なく挙手してお聞かせいただければと思います。

ではまず、学校教育の現場において法教育がどのようなものと捉えられていて、どのように実践されているのか、現状の課題なども含めまして順番にお聞きします。まず、窪先生、お聞きしてもよろしいでしょうか。

〈窪先生〉

はい。清瀬市立清瀬第十小学校で副校長をしております窪直樹と申します。よろしくお願いいたします。

法教育というものを教える教科というのは学校にはありませんので、ただ単純に法教育をずっとやっていますよとか、これが法教育ですと意識してやっている先生は多分いないと思います。

ただ、学習指導要領の中に法教育に関わる部分というのはかなりきちんと定義付けられている、位置付けられているので、指導要領をよく読んでいくと、ここは法教育として捉えてやっていけるところだなというのはいくつも目につきます。

例えば、実際に法や憲法や裁判、司法制度、裁判員制度、そういったことを扱う部分というのは小学校6年生の社会科の中にあります。

教科書の中にもきちんとページが位置付けられています。

その授業をやらない先生はいませんので、6年生の社会科ではきちんとそういったことが教えられています。

それから、約束や決まりとか、法や決まりを守ること、それを考えて議論していく授業というとなんかあるかという、道徳です。

特別な教科、道徳の授業があります。

これは1年生から6年生まで様々な題材を扱って、約束や決まり、法ということについて考えていきます。

それから、家庭科の授業の中でも、消費者として買い物をしていく中で、どんなルールの中で買い物というものがいいのか、そんなことも勉強していきます。

これも法教育の扱う内容と捉えてもいいんじゃないでしょうか。

それから、皆さんも学級会を経験したことあると思います。

クラスの中でみんなで話し合っ、どんなことをやってこうか、決まりを作ってどんなふうに分たちの生活を良くしていこうか、これは特別活動というところになりますが、ここでみんなで話し合っ合意してやっていこうというのは、まさに法教育で目指すところと同じだと思います。

ですので、先生たちが、これは法教育で目指しているところと同じだとか、法教育として目指そうとしてるところを授業の中でどう位置付けようかと考えていければ、様々な場面でできるのが法教育だというふうに捉えています。

あと、模擬裁判についてですが、小学校の中で言えば模擬裁判をやりますという時間もないので、実際に模擬裁判というのが行われている教室はそんなに多くないかもしれないですが、一方で、今日、私が皆さんの模擬裁判の様子を見て、やっぱりこれをやらない手はないなと思いました。

法教育とは

法律の専門家ではない一般の人々が、
法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、**法的なものの考え方**を身に付けるための教育

→ つまり

○一般の人々を対象とした教育であり、**法律家を育てる法学教育ではない**

○法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える**思考型**の教育(≠知識型の教育)



というのは、模擬裁判をやるためにシナリオをよく読み込んで、そこからイメージしたことを基に皆さんで話し合ったと思うんです。

これはまさに国語の勉強です。文字で言葉を返して、何かをイメージして、それを話したり聞いたりして、また、ときには書いて、議論して考えていくというのは国語で培われていく力を使わないとできませんので、まさに国語がベースになった授業ですので、国語の一部として位置付けてやることも可能だなと思いました。

それから、やってみて、やっぱり裁判ってこんなふうにするんだな、こんなふうに行われているならもっと興味を持ってみたいな、関心を持ってみたいなどと皆さん思ったんじゃないかと思うんです。

今日、模擬裁判80分でやりましたが、小学校の授業って45分間が1コマなので、たった2コマです。

今、国語としても考えていけることもできるかなと思いましたし、その結果、裁判について関心を持ったのであれば、6年生の社会科の一部の授業として十分やっていきますので、じゃあそこを組み合わせた2時間の授業というのは計画が十分できるかなと思います。

元になるシナリオは、例えば法務省さんで作られている模擬裁判のシナリオもあります。

それもホームページからすぐ使えますので、そういったものを使って授業をしたり、あと、実際に法務省の方に来てもらったり、弁護士さんに協力してもらったりということもすれば、教室で模擬裁判というのもできるなと。

自分だけじゃなくて、専門家の方に力を借りてやることもできそうなので、これは模擬裁判という活動も大変魅力的だなと思いましたので、それをできるための自分の構えがあれば、模擬裁判も、小学校でも十分トライできるなと思いました。以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。次に金城先生はいかがでしょう。

〈金城先生〉

はい。金城です。よろしくお願いします。

自分の方は、ちょっと質問の趣旨とは変わってしまうかもしれませんが、自分が現場にいて、この法教育というところを考えると、すごく大切だなと思うところは多々あります。

今、窪先生の方からお話があったとおり、一つ目はやはり学級経営の部分で、このリーガルマインドであったりというプロセスにおける学級経営というのはすごく大事ななと自分は考えています。

弁護士の須藤先生からもありましたとおり、話合いや決め事、クラスの中で多岐にわたっていろいろやっていきます。

そういったところで、例えば教員が高圧的に、また強く物事を決めてしまっていくと、そういう場面もあったりはしますが、やはり子どもたちの主体性は失われていきますし、やっぱり教室の中はいい空気にはなっていないかなと思っています。

なので、やはりその結果の構成であったり、手続の構成、効率性であったりとか、そういったことを意識して学級経営を行っていくというのはものすごく大切で、ここも法教育につながっていくのかなというふうに思っています。

法教育とは

法律の専門家ではない一般の人々が、
法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育

→つまり

○一般の人々を対象とした教育であり、法律家を育てる法学教育ではない

○法やルール背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育(≠知識型の教育)



二つ目は教科なんですが、自分は中学校社会科なので公立でも教えていました。

その中で、本校の場合だけちょっと言わせてください。

本校では、中学校社会科の公民的分野の3年生のところで模擬裁判を行っています。

弁護士会にお願いをして、一緒に授業をやっているというところですよ。

また、今年に関しては、1番最初、公民的分野の大項目Aというところがあるんですけど、私たちと現代社会というところの(2)現代社会を捉える枠組みという単元があるんですけど、そこでまた弁護士さんと一緒に、避難所に届いたシュークリームをどう分けるかというのを題材にして、ここで公民で大切な考え方である対立と合意、効率と構成というのを学ぶ授業を行いました。

まさにこの大事な概念、対立と合意、効率と構成というのは、法教育においてもすごく重なってくる部分になります。

こういった部分を通して、教科の内容を含め、法教育と一緒にやっているという実態があるというところですよ。

ただ注意として、先ほどの、例えば模擬裁判も含めてなんですが、生徒が活動するような授業、こちらが一斉に講義するわけではなくて活動するような授業は、やはり活動後の振り返りであったり、こちらの意義付けがすごく大事だと思っています。

そこがないとやはり活動あって学びなしというものになってしまうので、ただ楽しかったけど何学んだんだっけねということになってしまうので、やはり最後は弁護士の先生であったりとか、こちらがどういった意図でとか、何を学んでほしかったのかとか、そういったことをきちっとフィードバックする必要があるのかなと思っています。以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

高校では令和4年度から新しい科目である公共というものも始まりました。

沖山先生、高校教育の現場ではいかがでしょうか。

〈沖山先生〉

はい、ありがとうございます。世田谷泉高校の校長の沖山と申します。

このテーマについてお話ししたいと思いますけども、今日、教員志望の大学生さんが多いというふうに伺っていて、なおかつ法教育、法律に関心のある学生さんということなので、社会科学系の学生さんが多いのかなと思うので、ひょっとすると、中高を志望されていたりすると、高校に配置されて、公民を担当するという学生さんもいるんじゃないかと思うんですけども、今、司会の江原先生からもありましたけれども、御案内のように高校では3年生になりますけれども、公共という新科目が設置されました。

東京都ばかりでなく全国的にも一通り全ての学校で実践が行われたという、ワンサイクル終わったというところで、果たしてこの3年間取り組んできた公共がこれまでの現代社会とどこが違っているのか、新しい科目として公共に求められている社会を捉えていく視点であるとかそういったこと、特に今回のテーマで言えば、法教育、法律、法的なものの見方、考え方を育成していくということについて、どのぐらいそれに沿った実践ができているのかということが、今まさに問われているところに立っています。

法教育とは

法律の専門家ではない一般の人々が、
法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、**法的なものの考え方**を身に付けるための教育

→ つまり

○一般の人々を対象とした教育であり、**法律家を育てる法学教育ではない**

○法やルール背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える**思考型**の教育(≠知識型の教育)



高等学校も、小学校、中学校の実践とか学習に接続してそれを発展させていく形で当然指導していかなくちゃいけないわけですけども、いわゆる狭義の意味で主権者教育ということが非常に毎年、常に注目されていますけれども、本当に狭い意味での主権者教育というところが、多くの学校、中高含めて、いわゆる選挙制度学習であったり模擬投票の体験であったりということが本当に全国に広がって、そこから、例えば各政党や候補者のマニフェストを比較検討していくと、どういう政策を支持するのかといったような、少し踏み込んだ学習に進んでいくまでに結構時間を要したと思っているんです。

そういったことは、まさに今日のテーマである法教育についても言えると思っていて、高等学校においてもなかなか時間がないというのが今の学校現場の実感なので、なかなか模擬裁判のような体験的な学習機会ということを作っていくことが難しい現実はあるんですけども、そうは言いましても、模擬裁判であるとか裁判傍聴であるとか、それから弁護士等の法曹人をお招きして講話をいただいたりとかという、体験学習ということに一生懸命取り組んでいます。

取り組んでいるわけですけども、それがいわゆる狭義の主権者教育における選挙制度学習とか模擬投票とか、そういった狭い意味での体験ということではなくて、本当に社会がどうあるべきなのかとか、それからどういう社会を築いていくべきなのか、それから、社会の中には様々な対立とか課題とかということをどういうふうに解決していくのか。

そのときに、法的なものの見方、考え方ということをどう働かせていくのか。こういう深い意味での法教育、法学習ということが、今後、どこまで追求していくことができるのかということが、高等学校においても大きなテーマになっています。

教科の学習ということについてもそうなんですけれども、もう一つ言えることは、身につけた法的なものの見方、考え方ということが、生徒にとって1番大事な学校教育、日常の学校生活において、それが働かされるという場面がたくさん増えてこなければいけないんだろうなということも、高等学校においては大きなテーマになっています。

例えば校則の見直しであるとか。

ブラック校則なんてことが大きなテーマ、話題になっていますけれども、校則の見直しとか、自分たちで自分たちが望む学校生活をどう作っていくのかとか、そういったことに取り組む学校が大分出てきましたけども、そういった場面においても法的なものの見方、考え方を働かせて、多面的に物事を考えて、捉えて議論をしていくということに、生徒が積極的にもっと進んでいくような、主体的に取り組んでいくような、そういう場面をどれだけ作っていくことができるのかなということが今大きな課題かなというふうに思ってます。すみません、長くなりました。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

一口に法教育と言いましても、学校現場で実際に扱うときには、いろいろな場面であるとか、いろいろな科目であるとか、ありとあらゆるたくさんの場面で扱われていることが分かりますし、そこにはまだまだ課題も残っているということが分かりました。

さて、こういった法教育による子どもたちへの働きかけについて、教育学の観点からも御意見をいただきたいと思います。

現状の法教育の実態も踏まえて、小貫先生、何か御意見はありますでしょうか。

〈小貫准教授〉

はい。埼玉大学、小貫でございます。

今の御質問について、大きく二つほど答えてみたいです。

一つ目が、これまでの教育と法教育の違いというのは、やはり法的な価値や法的な考え方というものを使っていくというものなんだろうと思います。

まさに思考型の教育というのが大きな特徴です。

その法的な価値を学ぶ、あるいは考え方を学ぶというときに、法的な価値、あるいは考え方というものは、こどもたちの意識や実態というものを念頭に置く必要があるんだろうと思うんです。

こどもたちはどういう意識・実態があるのかというときに、先ほどもお示しましたが、刑事法と民事法で大きく考え方がございます。

刑事法の方は、秩序を維持するという意識がとにかく強いという傾向が明らかです。

これから全国的な調査をしたいと思っているところですが、サンプル調査でも、先ほどお示したように、個人の権利とか被疑者、被告人の権利を守るみたいな発想はかなり少なく、それよりも、社会のためには権利を多少制限してもいいよねと考えるこどもたちがかなりの数にいるという実態があります。

そうすると、やはりどういった法的な考え方をしっかりと教えていくのか、あるいは考えさせるのか、模擬裁判を通してどういうものを身につけさせるのかというのをもう一度、特に刑事法では考えさせる必要があるんだろうと思います。

それは具体的に言うと無罪推定の原則であったり、責任主義なわけですけど、そういった法的な考え方を学んでいくというのが重要だというのが1点目です。

二つ目が、法の価値やあるいは考え方を学ぶという法教育の特色に加えて、うまく人間関係を回していくための具体的な技能を学ぶということも今後やっていったらどうかと思うんですね。

これまで法教育は主に法的な価値や考え方というのにかなり頑張ってきてきた面がありますが、それに加えて、技能を学ぶ必要があります。

具体的に言いますと、人というのがほかの人と一緒に社会を作っていくわけですが、ほかの人と全く考え方が同じになることはほとんどないわけです。

異なる他者とうまく共生していくためには、法の考え方や価値を学びつつ、具体的にどのような技能でもってほかの人とうまく共生をしていくのか、この技能というところがこれからの法教育に必要なんじゃないかというふうに思います。

具体的に申し上げますと、交渉や調停をやる技能が重要です。

その際、感情を持っている、あるいは合理的な判断ができないということ前提とすることが大切です。

自分と違う他者を紛争の相手方、自分と全然違う敵対者と見なすのではなくて、目の前の問題をどうやって共に解決していったらいいのか、どうすれば共にウィンウィンになれるのかというような視点を持っていくというのがこれから求められていくのではないかなというのが2点目でございます。

とりあえず、私のお話は以上でございます。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

ここまで、法教育の実際の学校教育の現場であるとか教育学の観点であるとか、そういった観点から御意見をいただきましたが、今度はちょっと視点を変えまして、法律実務家としてどのようなアプローチ、取組が考えられるか、あるいは実際に行われているのかといったところを聞いていきたいと思います。

須藤先生、弁護士という立場からどのような取組が実際に行われているのか、工夫されている点や、こちらも今後の課題も含めて御紹介いただけますか。

〈須藤弁護士〉

はい。日弁連、弁護士会として法教育については、先ほどからいろいろ話に出ていますけれども、物事を多面的、多角的に見る能力をやはり重視しているという点があります。

それに加えて、今、小貫先生から御指摘もありましたが、やはり技能という点も非常に重視をしているところです。

具体的に申し上げますと、トゥールミンモデルという話し方、議論の方法があります。

今日ここで詳しく御紹介できないのでインターネットとかで検索していただくか本で調べていただければと思いますが、かいつまんでお話ししますと、事実を主張につなげていくのに際しては、そこに論拠をかまさないといけないんだ、その論拠がしっかりしてないと、その主張というのはしっかりしたものにならないという考え方になります。

これを議論の中で、お互いがそのトゥールミンモデルということを考えながらお話をしていくと、議論というのは非常に活発化していくということが分かっています。

ですので、そういう多角的なものの見方だったり、今申し上げた技能というのがやはり1番使いやすい。我々弁護士として使いやすいものというのは、やはり先ほども皆さんにやっていただいた模擬裁判だと思っています。

ですので、日弁連としましては、高校生模擬裁判選手権というものを毎年夏に開催をしております、つい先日も行われました。今年で17回を迎えました。来年で18回目ということになります。

これは日本中から高校が参加することができまして、会場としては、今年は東京、大阪、松山、金沢か福井かどちらかでやりました。

あと、オンラインというものもやっていまして、オンラインではそこから遠い沖縄とか、そういうところからの参加もできるというような状況を作りました。

それが日弁連の話ですけれども、私が所属している神奈川県弁護士会としましては、基本的に三つのメニューを準備しています。

一つは模擬裁判。先ほどやった模擬裁判と一緒にです。

もう一つが、裁判傍聴に子どもたちを連れていくという傍聴の引率というのをやっています。

三つ目としては出前授業と言って、学校さんからオーダーを受けて、その学校さんに我々が伺って、学校さんと事前に打ち合わせをした内容でいろんな授業していくというようなメニューを三つそれぞれ組んでいるというふうなことをやっているところです。

課題というところですけども、やはり学校さんごとでいろいろと事前に相談をして、どういう内容でやるのかというのを詰めないといけないですけども、我々の方でいろんなメニューを持っています。

いろんな題材、過去に作ったものとかを持っていますので、それをやったり出したりもするんですが、それぞれの学校さんごとに難易度を変えなきゃいけないとか、それを変える方法論とかが難しいところもあったりというのが難しいなと思っていて、そういうところは本当に先生方と相談しながら進めているというのが現状になっています。私からは以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

今教えていただきましたような取組にも関連して、事前にこのクロストークを行うに当たって御意見をいただいているところではあるんですが、その中で金城先生から実際の生徒、学生さんから、例えば法曹関係者とざっくばらんに質疑応答したいとか、模擬裁判に限らず、もっと気軽に弁護士などについて知れる機会があるといいですとか、そういった意見が寄せられることもあるということをお聞かせいただきました。

この点について少し詳しく、実際に生徒さんの中にはどのような需要ですとかどのような希望があるのかといったことについて教えていただけますか。

〈金城先生〉

はい。本校では模擬裁判を行った後に、これは弁護士さんの意向もあったりもするんですけども、中学生と本当に授業以外でもいろんな話をしたいということを言われたこともありますし、もちろん事前に模擬裁判を準備するに当たって、生徒たちに「ほかに聞きたいこととかある？」とか、いろんな話をしていくと、やはりいろんな話を弁護士さんと授業以外のところでしたいと。

本校だと卒業生が弁護士になっているケースが結構あってというところもあるので、卒業生がこの間、弁護士としてまた来てくれてということもあります。

ときには模擬裁判の担当の弁護士が、その在校生のお母さんがいきなり来たというときもありました。

なので、実は身近なようで身近じゃなかったりするんで、キャリア教育の視点というところも踏まえて、弁護士さんってふだんどんな仕事してるの？とか、1日のスケジュールってどうなっているの？とか、あとはマニアックな子もいるので、五大法律事務所に入るにはどうしたらいいんですか？とか、そういった質問をする子もいます。

そういったものが本校での現状になります。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

こういった御希望があることもあるということなんですけれども、これについて須藤先生、実際に弁護士の立場としては何か御意見ありますでしょうか。

〈須藤弁護士〉

弁護士としましては、このような御依頼はガンガン来ていただきたいと思っています。

本当に弁護士の、最近、法曹のなり手がすごく減っているという現状もあるので、この業界に興味を持っていただきたいというのは本当に心から思うところではありますし、実際に聞いていただければなんでも答えます。

差し障りのないこと以外はなんでも答えます。中には去年の年収を教えてくださいと言われたこともありますし、可能な限りで答えましたけれども、何でも本当に我々としては、皆さん、小中高校の生徒さんたちとの関わりは本当に強く持ちたいというふうに常に思っているところです。

そう我々は思っているんですが、やはり神奈川県弁護士会の方にいただくオーダーというのは、リピーターさんが多いというのが実状にはなっています。

なので、我々の課題としては、やはり広報をどうするのかというのが喫緊の課題として持っているところです。

神奈川県弁護士会の取組としましては、ホームページに法教育というバナーを置いていまして、その中で、先ほど申し上げた出前授業、模擬裁判、あと裁判傍聴引率、これのそれぞれの紹介ページを作ってホームページから申込みができるようにしています。

あとは、毎年2月に神奈川県下の全小中高に対してチラシの郵送をして、先生の目に届くようにという活動はしていますが、やはり裾野が広がってなかなかいかないというのが正直思っているところではあります。以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

実は、法務省においても法教育の現場に対するアプローチというのはいくつかしているところなんですけど、我々としても、現状、広報、どうやって広めていくかというのは課題の一つではあります。

実際に法務省において法教育の現場に対してどのようなアプローチをしているのかを御紹介したいと思います。

加藤部付、よろしくお願いします。

〈法務省 加藤〉

加藤でございます。

法務省においては法教育ということで、出前授業等を実施しているところでございます。

学校だけに限らないですけれども、学校等から御要望があれば、そのオーダーに応じて、我々の法務省という組織に検察官や、私みたいに元裁判官という職員もおりますから、そういった人たちを派遣してオーダーに応じていろいろお話をしたり、模擬裁判をしたりということは随時受け付けております。

また、東京地裁をはじめ各地の地方裁判所においても、いろいろとイベント等の取組を行っております。

個別にオーダーいただければ、これはもちろん各地方裁判所によりますけれども、例えば私が以前勤めていた裁判所だと、実際に私が刑事裁判をやっているところに、実際の事件の審理、法廷に傍聴していただいて、事件の審理が終わった後、関係者が全て引き払った後に法廷を閉めて、実際に今回の事件についての解説をしたりとか、そういったこともやっております。

なので、そういった機会をぜひ積極的に利用いただきたいなというふうに思っているところでございます。

どうしてそういうことをやるのかということなんですけれども、そういう法の一般的な考え方とか、そういったところをきちんと理解していただくことが重要であると考えていると同時に、やはり各検察庁、裁判所、それから法務省として、どういうことを実際我々がやってるのかというのを理解していただくことが非常に重要だろうと思っております。

学校の先生とかだと、こどもにとって学校の先生ってどういうことやっていてとか、どういう職業かというのはもちろん分かりますよね。接してるので。

あと、お医者さんとかです。

医師の方って、やっぱりこどもとか一般の人、病気になれば病院行きますから、そこで医者にお世話になって、こういうお医者さんいいなとか、医者になってみたいというふうに、キャリア形成としてそういう機会があるわけなんですけれども、弁護士、関わりたくないですね。

やっぱりトラブルになって関わる人なので。

しかし、我々がどういうことをやっているかをやっぱり知っていただきたい。

それは、ひいては、弁護士、裁判官、検察官というのは法曹を志望していただく人を増やすということも、我々は非常に重要な取組としてやっておりますので、そういった機会を作るという意味でも、出前授業とか法廷傍聴とか、ぜひ積極的にやっていきたいなと思っているところでございます。

以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

確かに検察官は事件が起きないと出てこないですし、そもそも何をしてるのかもよく分からない存在だとは思いますが、検察庁においても、各地の地方検察庁などで、今、裁判所で御紹介いただいたような、例えば検察庁ですと模擬取調べを行ったりですとか、こういう仕事をしてますということをお紹介させていただいた後に、我々も、できる限りにはなりますが、ざっくばらんに、どういったところで仕事してるんですか？とか、検察官は日本中転勤するんですけど、希望は通るんですか？とか、そういったことも含めて質問に答えたりといった活動も行っているところでです。

なかなかお話は尽きないところではあるんですが、お時間もありますので次のテーマに移ろうと思います。

次のテーマは、学校現場において教員が関わる法的問題についてです。

まず、学校現場での様々な場面で実は法的な問題が生じうるということを実体験などで教えていただき、それぞれの立場から御意見等をお聞かせ願えればと思います。

まず、学校現場の様々な場面で、学校教育の現場において法的問題に直面したり、対応に苦慮されたりする場面があるかどうか、あるとすればどのような場面があるかどうか、最初に沖山先生にお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

〈沖山先生〉

はい。学校現場における法的な問題ということも、様々な学校にも事件事故がありますので、法的な問題はたくさんあるんですけれども、今日は焦点を絞って、学校におけるいじめの問題についてだけお話をしたいと思っていますけれども、皆様御案内のように、学校が認知するいじめの件数というのは本当にたくさん増えています。

これは、出来上がったいじめ防止対策推進法、その法律によって、いじめの被害を受けている、いじめとは何かということが明確になったということと、そのいじめの被害を感じている、苦しんでいる子どもたちにしっかり寄り添って、その救済をしていくというところ、そういう視点ができて以降、そのことによって、学校が単なるからかいとか、いじりとか、そういう問題ではなくて、きちんといじめとして認定をして、その問題に正対していく必要があるよというふうになった結果ではあると思っています。

ただ、一言申し上げておきたいのは、これから学校で働こうかなと思っている学生さんたちに対して、あまりいじめの問題ばかり言うと、いじめがたくさんあるということを申し上げるとちょっと意欲を損なってしまうかもしれないので、はっきり申し上げておきますけども、学校がしっかり対応して解決している問題もたくさんあるんです。

たくさんのいわゆるトラブル、生徒間の対立みたいなことを本当に丁寧に対応して、学校という所が解決している問題も本当にたくさんあります。

ただ、その中に、なかなか学校だけでは解決ができない、解決を見ることが難しいという問題があることも事実であって、そういったものが法的な対立というか、法的な問題に発展していく事例も出てきているという事実があるということなんです。

それで、例えば、学校で起きていることだから、学校で起きたことだから、1番分かってるのは学校の教員だろうから、まずは何が起きたのかを学校の先生方がちゃんとつかんでくださいと、それで事実を認定してほしいと。

そして、その加害に関わった生徒に対しては、しっかり厳正に対処してもらって反省をさせてほしいと、謝罪をさせてほしいと。こどもの被害をちゃんと救済してほしいと。安心して学校生活が継続できるようにしてほしいと。

そこまでしっかりやりきってもらうことが学校の責任ですよということを保護者から盛んに言われることがあります。

もちろんその通りだと思います。

ただ、先ほど申し上げたように、学校の教員だけで、どういう事実が起きているのか、何が起きているのか、どこにどういう被害が生じているのか、子どもたちの関係性にどういうことが発生しているのか、そういうことをしっかりつかむということ、できることもたくさんありますけども、できないこともたくさんある。

そのときに、保護者様の方からは、もう学校の対応は拉致が明かないのでもう警察に被害届を出します、警察に任せますと。

あるいは弁護士を入れて解決に当たってもらうと言われることも最近増えてきています。

従来もあったでしょうけども、最近増えてきている。

特に、私は定時制高校で働くことが長かったのでその経験から言うと、様々多様性が広がっていて、本当に多様な子どもたちが学ぶ学校であればあるほどいじめも多様ですし、その解決も本当に難しい問題というのが非常に多いと思っています。

そういう中で、学校の対応が生ぬるい、学校がきちんと対応してくれない、だから警察や法律家の力を借りて解決を図っていくんだと求められることがあるんですけども、ちょっとこれは言い訳に聞こえるかもしれませんが、私たちはよくそういうときに、保護者の気持ちはよく分かるけれども、ただ、学校という所は、警察でも裁判所でもないんですということを言うことがあるんです。

学校は裁判所でも警察でもないもので、できること、できないことがある。

解決を見ると言っても、学校において解決をするということは、法律的に解決をするとか、警察のように起きた事柄をしっかり調査していくということができない問題もあるんだということを丁寧に説明をしていますけども、それはなかなか御理解いただけないことが多い。

したがって、私は先ほどこの模擬裁判を体験させていただきましたけれども、あの場面を見ていてつくづく思ったんですけども、もしかすると、解決が難しいいじめの問題であればあるほど、学校の中にやっぱりああいった裁判所のような機能というか、法廷のような機能があることが必要なんじゃないかなと思ひながら、今日も改めて模擬裁判を拝見していました。

つまり、学校の教員というものが検察の役割もするし、弁護士の役割もするし、裁判官の役割もするというのは、どう考えても無理です。

それが私たちの実感なので、そういった意味では、この学校におけるいじめの問題も、学校の教員だけが解決をしていこうというのではなくて、きちんと専門家であるとか、法曹の視点であるとか、場合によっては警察の捜査も協力していただきながら、きちんと解決をしていくということが必要な事例も増えてきているんだなということを実感させられています。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

今、お話の中で、いじめ防止対策推進法でいじめというものがどういうものかと定義づけられたという言及もありましたが、このことについて少し補足したいと思います。

スライドをお願いします。

今、スライドで示しておりますのが定義とされているものです。

この法律においてから始まっていますが、端的に言いますと、児童と児童との間で心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものというふうにされており、苦痛を感じているものというように、受ける方の主観面が問題になっているものであります。

こういったいじめ防止対策推進法との関係も踏まえて、問題意識を感じていらっしゃる点があればお聞かせいただければと思います。

金城先生よろしくお願いいたします。

いじめとは

〇いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
(定義)

第2条第1号

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。



〈金城先生〉

はい。自分は校務分掌が一般的な名前と言うと生活指導部、うちだと指導部と言うんですけども、公立中学校でもずっと生活指導部で生活指導主任もやってきましたし、今も指導部部長として学校全体の生活指導の長としてやっています。

もちろん当たり前なんですけど、いじめは絶対だめです。

我々もその気持ちで動いてますし、何かあればもちろんこの法律にのっとって動くということをやってきました。

ただ、先ほど沖山先生の話にもあったとおり、なかなか現場は一筋縄ではいかないところが多々あります。

今スライドで示してもらっているところなんですけど、まず、いじめがあるかないか認定をしなくちゃいけないというところになったときにこの法律に立脚してやっていくわけなんですけど、これは主観的な法律になります。

簡単に言うと、被害者がいじめと感じたらいじめになるということなんです。どんな軽微なものでも。

例えば我々が、え？それは、と思っても、本人がいじめられたというふうになれば、もちろんいじめとして我々は動くということになってきます。

なので、現場はこの主観的なものに対して、じゃあここから客観的にいろいろ事実認定をしていかななくちゃいけないというふうにスタートしていくわけです。

先ほど沖山先生もおっしゃっていた通り、我々は教育機関なので、司法機関でもなんでもありません。

本来の仕事かと言われると、ちょっとどうなのかなということも自分はよく考えたりもするんですけども、ただ、やっぱりいじめはだめですし、被害を感じているこどもには寄り添ってというのはもちろんなんですけど。

こういった法律の立て付けがある以上、我々はこれで動いていかななくちゃいけないというところで、動く中でももちろん疑問を持ったりはやっぱりときどきあるというところなんです。

もう一つは、やはりいじめとなった場合は、いじめをした側が出てくるわけです。いわゆる加害です。

この加害者とされる生徒や家庭の方からもクレームが来ます。

これでいじめですかと。言った者勝ちですよと学校は言われます。

ただ、法律上そうなりますので、我々はそういう訴えがあった以上しっかりと調べて聞き取りをして、今回こういうふうになりましたので御家庭に伝えているんですけど、「それおかしいですよ？」とすごく不満を言われます。

本当にこの法律がいじめを解消して、児童生徒たちの本当に楽しい学校生活を担保するものになっていけばもちろんいいとは思いますが、我々も含めてなんですけれども、なかなかそうじゃない場面が現場においては多いかなと感じてるのが、自分の中で問題意識としてあるというところになります。以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

窪先生にもお聞きしたいと思います。

実際にいじめ防止対策推進法にのっとった対応を求められましたが、対応に苦慮した事例等を踏まえて、何か御意見があればお聞かせください。

いじめとは

〇いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
(定義)

第2条第1号

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。



〈窪先生〉

はい。まさに、いじめにあっているという保護者の方、こどもからの訴えというのはありますし、それには真剣に向き合って対応していく必要がありますし、解消していくということが大事なんですが、例えば、法にのっとった対応してくださいと保護者から言われたときに、先生たちが法について詳しく分からないんですと答えたらどうなっちゃうか。それはとんでもないですよ。

先生としてやってるんだから、しっかりいじめ防止対策推進法のこと知っていただくよという気持ちに保護者はなと思うんです。

ですので、なんでもかんでも法律を覚えておかなきゃいけないわけではないのですが、いじめ防止対策推進法ということと、それからそれにのっとった対応というのは、先生になる前にしっかりとやっぱり抑えておく必要があるものの一つだなと思っています。

苦慮する事例という、まさに金城先生がおっしゃっていたような、こちらはいじめだと思っていないけれども、こっちからするといじめだと思っているという事例に直面するときにはどんなふうに対応していけばいいのかというところは本当に難しいところです。

例えば小学生で言うと、廊下でプロレス技をいつもかけられている子がいたら、これは誰が見てもいじめが起きていると分かると思いますし、ある子の物がいつも隠されるとか、壊されて出てくるとか、これも教室でいじめが起きているなと誰が見てもはっきりすると思うんですけれども、じっと見られていて、睨まれている気がして、心理的にとても傷ついた。

そうすると、見られていると言ってる子はいじめだと訴えますし、逆に見ている子の方は、もしかしたら仲良くなりたいなというだけでじっと見ているということもこどもではよくあるし、一緒に帰りたいから通学路で一緒になるように時間をうまく合わせているなんてこともあるかもしれませんが、一方は仲良くなりたいと思っている。

でも、もう一方はとても心理的に負担を感じていじめだと訴えている。

こんな事例に直面したときに、じゃあどうこどもに伝えていくのかとか、どんなふうこれを解決していくのかというところは、やっぱり苦慮していくことです。

それがもう後になってこじればこじれるほど対応というのが難しくなるので、こういったものは早い段階で察知しておいて、こじれる前に解決していくというのはとっても大事です。

そのとき時に、苦慮する前に対応するというのが1番いいんですけれども、対応する先生たちが、例えば、今日の話でもありました、基本的人権の尊重というのは一人一人にあることなんだよというのを分かっている、こどもにいつも話していれば、こどもたちも自分はこれがいいと思ってやってるけど、あの子にとってはそれは良くないことだと感じることもある、じゃあどこで調整していく？ということが大事になったり、法の下での平等って、本当の平等ってどういうことだろうというのをこどもがいつも考えられるような話をしていれば、そういう次元でこどもたちと話合いができるかもしれません。

そうすると、自分の気持ちも優先したいけど、あの子の気持ちも優先しなきゃいけない。

それをどこで折り合いつけるかというような話ができてるかもしれない。

そうなってくると、この苦慮する事例というのは減ってくるのかなと思うので、法教育って大事な、それを分かっている先生たちが増えていくというのはとても大事だなと、そういうふうに思ってます。

以上です。

いじめとは

〇いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
(定義)

第2条第1号

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。



〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

この問題についても少し視点を変えまして、須藤先生、弁護士としてこういった事案、いじめ問題が発生したときにどのような関わりをされているのか、今後対応として何か新しく考えられていることがあるのかなどについて、御意見等お聞かせください。

〈須藤弁護士〉

はい。弁護士会としましては、この学校の諸問題を取り扱う委員会というものがあまして、日弁連では「子どもの権利委員会」という委員会がこれを所管しています。

神奈川県弁護士会でも同様に「子どもの権利委員会」がありまして、同じくこれを所管しておりまして、メインで対応しているのは学校部会というところになります。

学校部会は何をしているのかと言いますと、いじめが発生する前にいじめを起こさないという意味で、学校さんから御依頼をいただくと、いじめ予防授業というものをこの学校部会の委員が担当してやっています。

結構、このいじめ予防授業というのは御依頼をいただくことが多いものになっていますので、もし皆さんが将来教員になられましたら、東京にもあると思います。多分、全国各地の弁護士会にあるんじゃないかと思います。

なので、もしなければ日弁連に問い合わせいただければ対応できると思いますので、ぜひ弁護士を呼んでいじめ予防授業をやってみてはいかがでしょうか。

じゃあ実際にいじめ事例が発生してしまった場合の対応についてですが、まず、いじめが発生しますと、先ほど先生方がおっしゃられた通り、まずは担任の先生が対応していく。

そこから学年、そして学校で、最後に校長先生が出ていって対応していくということになります。

弁護士の関わりとして初めて出てくるのはさらにその上というのが基本になります。

もう校長先生では対応しきれないとか、もうその親御さんが、いきなり直接教育委員会に電話をしようというようなケースもあります。

教育委員会の中に「子どもの権利委員会」の弁護士が委員として含まれていることがあります。神奈川県ではそのようになっています。

ですので、その教育委員会の中でいじめの問題について、我々弁護士としては事実認定をするというところで法的なものの見方を使って事実認定のお手伝いをする。

あとは解決方法を、いろんな委員の先生方、おそらく精神科のドクターの方とかもいらっしやると聞いていますけれども、そういう方と一緒に重大事案については検討を重ねていくというふうになっています。

さらに大きな事案ということになりますと、第三者委員会が組まれるということもあります。

第三者委員会というのは基本的に我々弁護士が入るのが基本的な構成になりますので、そういうところでも我々の方がメインで動いていって、事実認定等々を行っていく、提言等をしていくというふうな流れになるということになります。

この他に、最近話題になっているのがスクールロイヤーというものが自治体に置かれることがあります。

神奈川県下でも多くの自治体がスクールロイヤーを置いています。置いていない所もちろんありますけれども。

ですので、学校さんから、こういう事案があったんだけどどういうふうな対応をしたらいいかということこそスクールロイヤーの方に御相談をいただいて、それに対してスクールロイヤーは回答をしていくというふうな対応方法も最近は出てきているということになります。私からは以上になります。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

ここまで、いじめ問題について、いろんな立場から御意見をいただきました。

ここで、いじめ問題以外に、他にも学校教育の現場で法的問題が生じ得る場面があるのかについても御経験をお聞きしたいと思います。

小貫先生にお聞きします。何かほかにも学校教育の現場で法的問題が生じている、生じ得る場面というのはありますでしょうか。

〈小貫准教授〉

はい。いじめ問題以外ということで一つ思い浮かぶのが、著作権の問題かなというふうに思います。

文化祭がいい例かなと思うんですが、文化祭で、例えば生徒が、あるいは児童が、ある曲を使ってダンスをしたいとか、ある曲を使って劇をしたい、ある曲を使って映画を作りたいというのはよくある話です。

この、ある曲を学校教育の中で使うこと、しかも全部使うことはおそらくあまり問題はないですが、このときに曲の一部を使いたいとか、曲をちょっと加工して使いたいとかということになりがちです。

このときにどういうふうに考えればいいのかというのはかなり悩ましい問題だと思います。

さらに、文化祭の場合は基本的には入場料を取らない所が多いですけれども、学校外の人からはいくらか取るという所もあるかもしれません。

そうすると、その入場料を取った上で映画や演劇を見せる場合、著作権的にどうなのかというのが問題になるだろうと思います。

教員としては、そういった著作権に関わる実務や実際の法的問題について判断することはほぼできないと思います。

ですので、これは先ほどの話にも出しましたが、スクールロイヤーの人に話に聞くとか意見を伺うとか、あるいは専門家に確認をしていくということが必要になるかなと思います。

ただ、一方で、この事例はすごく興味深いので、法教育の教材にはなります。

なので、例えばそういうふうに生徒児童が言ってきたときに、じゃあ、ちょっと一緒に考えてみようかみたいなかたちで法教育的に話を持っていくというのは十分にあり得るかなというふうには思います。とりあえずはそんなところかなと思います。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

今教えていただいたような事例は、なかなか、かなり身近な問題かと思います。

せっかくの機会ですので小貫先生に教えていただいたような事例について、どういったことが問題となり得るのか、なかなか一概に解決できる問題でもないとは思いますが、可能であれば、法律実務家の立場から須藤先生に御意見いただけますでしょうか。

〈須藤弁護士〉

はい。今、著作権の話が出ました。

今日、ぜひ皆さんに覚えておいていただきたいこと、著作権法という法律があります。非常に難しい法律です。

私の事務所に著作権法の本があるんですけども、厚さが大体12、3センチあります。1000ページ近くあります。それぐらい分厚い本です。判例も山のようにあります。

なので、皆さんがそれをマスターする必要はないです。

もう本当に、生徒さんとかから何か質問されたときに、完璧に答えなきゃいけないなんて思わなくて大丈夫です。それを覚えてください。

皆さんに身に付けてもらいたいのは、そう質問されたときに、これは本当に大丈夫かな。危ないかもしれないというセンスです。アンテナです。

そのアンテナを張り巡らせなければならないということはしっかりと覚えておいてください。

なので、著作権法の基本的な概念というものは押さえておいた方がいいんじゃないかなというふうに思います。

だから、何条に何が書いてあって、この判例がどうのこうのというのを覚える必要は一切ないと思ってください。

分からなければスクールロイヤーの先生に聞いたりすればそれで十分足ります。

例えば、今、小貫先生が出された文化祭のダンスとか演劇とか映画のお話、これを著作権法的に解説を今からしますが、多分分からないと思います。分からなくていいです。

でも一応聞いてみてください。

まず、著作物とは何かというお話からしないといけないと思いますけれども、著作物であることの要件というのは四つあります。

一つ目が、思想又は感情を内容とするものであること。

二つ目が創作的であること。

三つ目が表現したものであること。

四つ目は、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものであること。

この四つを満たすと、そのものは著作物になって、そこに著作権が発生します。

じゃあ著作権ってなんでしょう。著作権といってもいろんな権利が入っています。

それをコピーする権利だったり、発表する権利だったり、それを変更する権利だったり、いろんな権利があります。

それをひっくるめて単に著作権と言ってるだけなんです。

なので、その著作物についてどのような権利が成立するかというのはまた別の話なんです。

先ほどの小貫先生の御質問からしますと、文化祭のダンスということで、じゃあこれが入場料を取ってるのか取ってないのか、これもまた大きな分かれ目になります。

最初に、基本的に全部を使ってやるのは問題ないというふうにおっしゃっていましたが、なぜ問題ないのか。音楽使ってますよね、著作物使っていますよね、著作物というのはオッケーを取らなくていいんです。

なぜか。これは35条という条文があるからこれはいいいんです。

けども、教育活動の範囲を超えると、この35条が適用されなくなる恐れがある。

じゃあ教育活動の範囲を超えとは何か。これは、有料なのか無料なのかとか、そういうところの細かい事実を積み重ねて判断をしていく必要があるということになります。

あと、音楽を短く切るとか、編集権と言いますが、そういうのもできるのか、大丈夫なのかどうか。

これも43条1項という条文がありまして、翻案できるというふうに書かれていますので、短くしたりすることもおそらく大丈夫だろうというふうには思いますが、今、ここまで2、3分の私の著作権法の話聞いて理解しました？無理でしょう。無理だと思います。

なので、理解なくて、分からなくていいんです。

とにかく、著作権法絡みっぽいなと思う話が出てきたら、これは安易にオッケーとかNGとか言ってしまうと、後で大問題になりかねないんだという危機感のアンテナはしっかり持っておいてください。

今日、そこは覚えていただければと思います。私から以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

こういった思想活動の世界と言いますか、著作権の世界、進歩が早いと言いますか、すぐに新しい技術が開発されてどんどん新しい問題が出てくるところも難しいところだと思います。

最近だと生成AI、これ注目されていて、もしかしたらこれを用いて授業をしたいなどということもあるかもしれませんが、そういったときにも著作権の関係で問題が起こるかもしれません。

こういった生成AIの点について、弁護士さんや日弁連において、何か参考になる取組などがありますでしょうか。

引き続き須藤先生、御紹介いただけますか。

〈須藤弁護士〉

はい。生成AIでやはり問題になるのは著作権だというふうに言われています。

生成AIというのは、いろいろインターネット上にあるものとか、そういうものを学習してアウトプットにしていくというふうなシステムになっていますので、当然インターネット上にある著作物を勝手に引用してくるということがあり得ます。

勝手に引用してくるんだけど、その出典が何か分からない、引用というふうなことがちゃんとできなくなってしまうというような問題があって、結局、生成AIをそのまま使うと著作権に引っかかって違反になってしまうというような結論になりかねないということもあると思います。

また、教育というものの自体を、AIを使うということの、もちろん使い勝手がいいものではありませんから、それを事務的な部分で使うのはすごくいいことだというふうに思いますけれども、やはりAIに頼りすぎてしまうということは教育的な面からしても危ないんじゃないかということを今、日弁連としては考えようとしています。

具体的にどのようなことかと申しますと、やはり、日本というのは立憲民主主義社会でありますので、教育の意味というのは主権者を育てて、そういう市民を育てるものということになります。

その市民を育てるためには、やはり意見の対立というものの存在を認めた上で、その相手との理性的な対話を通じて合意を形成する、そして紛争を自律的に解決していく能力というものを養わないといけない、そのために、子どもが自分の意見を表明する権利、あとは表現の自由、これをしっかりと保証してあげて、その行使する場面を作ってあげて、各自が幸福を追求するというふうな資質、能力を身につけさせるということが重要だというふうに考えられますけれども、その上で子どもたちの学習権を保証していく必要があるけれども、安易にAIに頼りすぎると、やはりその学習権というものをないがしろにしてしまうのではないかという懸念が持たれるところであります。

したがって日弁連としては、今AIというものをどういうふうな法制度の中で位置付けて考えていくべきなのかということを検討するワーキングチームを作っています。

ですので、近日中、まだいつになるか正確な日程を私は聞いてないですが、日弁連の方からAIに関する意見書というものが発出される見込みになっています。

もし御興味あられる方は、日弁連のホームページで御確認いただけると、そのうち意見書がアップされると思いますので、興味があれば見ていただければと思います。私からは以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

まだまだお話をお聞きたいところではあるんですが、お時間もありますので、最後に、これまで予告してきました通り、第1部、第2部、第3部、今日1日通してで構いません。

皆さまから質問がありましたら、質疑応答、こちらから回答をさせていただきたいと思っています。

何か質問がある方いらっしゃいましたら挙手をお願いします。どうぞ。

〈質問者〉

いくつかあるんですけど、まずは1つ目、いじめ問題について教員の方から警察に相談することというのはできるのかなという部分。

それから、1対1の場合と複数対1の場合があると思いますが、この複数対1の場合はどこまでが範囲になるのかなという、何も助けなくてただ傍観してただけでも加害者認定されてしまうのかなという不安。

それから、いじめというか意地悪だと思いますけど、好きだからこそ相手に何かしてしまうというのはあると思いますが、私それすごく反対で、すごく嫌な思いをした経験があるので、それはいじめとして対処してくれるというか、それに近いふうに対処することはできるのかなという部分を聞きたいです。

〈法務省 江原〉

分かりました。

今の御質問、先生方から教えていただいたお話を横断するような質問だとは思いますが、先生方、今の御質問について何か御意見ある方がいらっしゃいましたら回答していただきたいと思いますがどうでしょうか。

〈窪先生〉

ありがとうございます。

教員から警察に相談するのはできます。

学校には、全国様々なスタイルがあると思うんですけど、学校を巡回してくれる地元の警察署の職員さんがいるんです。

そういった方に、いじめだけに関わらず、例えば暴力行為でこんなことで困ってますとか、そんなことも、東京都で言えばスクールサポーターという制度があったりして、そういう方に相談することができますので、この対応をどうしていこうかというのを警察の方に相談するというのも可能です。

あと、好きだからこそというのは私が話した例も関わってると思うんですけども、まさにそれを、法の定義としてこれがいじめに当たるかと言えば、受けてる子が精神的な苦痛を受けていればいじめ、法の定義としていじめとして対応するということになります。困ってる状態というのは、法の定義に当てはまるか当てはまらないかに関わらず起きてるわけじゃないですか。

それを、この定義にはまるかはまらないかというところで詳しい議論をしていくとなると、なかなか解決に向かったの時間とか労力とか苦労というものがすごく大きくなっていってしまうんですね。

その議論をずっとやっていくということよりも、やっぱり今困ってる子がいて、嫌な思いをしてる子がいるということをどう捉えて、どう解決していくかをすごく大事にしないといけないと思うんです。

今おっしゃってたような事例で、とてもこの行為について嫌がって、嫌だと思ってる子がいるのであれば、それを相手の子にも分かってもらって、これをどう解決していこうかというふうにしていくことが大事だと思うんです。

ただ、その議論にならないで、これは法の定義に当てはまるのかどうかとか、この定義に当てはまるんだからこんな対応をしてほしいというところにもものすごい時間がかかっていった時に、じゃあ学校の先生はどこまでできるかとか、限られた時間の中でどんな対応ができるかというところが、まさに苦慮している部分でもあるんです。

1番大事なものは、困ってる子をどう助けるかということだというのはやっぱり忘れちゃいけないし、それを大事にする対応が必要だと思います。以上です。

今、1と3についてはお話しできたかなと思います。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

2つ目の質問、ちょっと趣旨を確認したいですけれども、加害をしたと言われてる側が複数である場合について、どのように扱われることがあるのかという趣旨ですか。

〈質問者〉

そうです。

〈法務省 江原〉

これについてはどうでしょうか。

実際の現場において何か御対応されることはありますか。

〈金城先生〉

はい。じゃあ自分の方から。

本当にケースバイケースと言えばそうなるんですけども、まず、そういった場合はやっぱり聞き取りをします。

被害を受けてる生徒から、どういう内容なのか、誰なのかとか、いつ起きたのかということを丁寧に聞き取りを行っていきます。

そういった中で上がってきた名前であったりとか、その状況で必ず改めてもう一度聞かなくちゃいけない生徒の方をピックアップしていく。

または、例えばクラスで起きた出来事であれば、本当にその状況があったのかということで無記名のアンケートを実施したりということで、なるべく客観性を保つために様々なアプローチをしていって、で、どういった状況だったのかというのを我々の方で理解していくという流れになるので、もう本当にケースバイケースになってしまうんですが。

すいません、答えになってないかもしれませんが、そうなります。

〈質問者〉

ありがとうございます。

〈法務省 江原〉

大丈夫ですか、他に何か御質問が、ではマイク回してあげてください。

今お2人挙げていただきました。

まず手前の女性から、次に奥の男性行きます。

〈質問者〉

沖山先生に質問させていただきたいと思うんですが、世田谷泉高校はチャレンジスクールだと思うんですけど、定時制の高校、学校ですとか、チャレンジスクールって、やっぱりいろいろなバックグラウンドを持つ学生さんが多くいらっしゃると思うので、そのような環境で法教育というのはどういう意味とか必要性とかを持つとお考えになりますか。

〈沖山先生〉

質問ありがとうございます。

ちょっと先に結論めいたこと言ってしまうと、私は児童生徒を対象とする法教育とか、今日テーマにして思うんですけど、さっき口にしなかったんですけど、実は児童生徒の保護者と法的なものの方、考え方ということをやっぴり共有していくことの大切さも日々実感してるんです。

保護者は子どものことを当然心配する、我が子のことを心配する。

だけど、学校で様々なことが起きた時に、被害、加害の関係が起きた時に、自分の子どもが被害者であることについては保護者さまは相当心配を当然されますけれども、自分の子どもが加害の側に立ってるということについては、さっき金城先生のお話にもありましたけれども、なかなかお認めにならないということがあったりする。

そういうことがやっぴりあるので、これが事実だよねということ客観的に言えることを判断の材料として、その上で何が起きたのかということが多面的にできるだけ見ていって、双方がしっかり歩み寄るところは歩み寄ったり、落としどころをしっかりと見つけて、事実を理解をしていく、認定するとか、事実を理解していくということのためにも、やっぴり多面的な視点を持って見ていくということをやっぴり保護者ともしっかりと共有して、学校が必要な指導をしていくとか、保護者に協力を求めていくことが必要なんだなということを日々痛感してます。

さっきの御質問にありましたけれども、やっぴり多様なバックグラウンドを持っている外国籍の子どもであるとか、日本語を理解できない子どももいますし、多様な子どもたちがいますから、そうであればそうであるほど、やっぴり今御説明したように、保護者とどういった視点で物事を理解していくのか、子どもを理解していくのかの共通認識を持つことは大事なんだなということを痛感しているということを御説明しておきたいと思います。

御説明になったでしょうか。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

先ほど手を挙げていただいた前の男性ですかね。よろしくお願いします。

〈質問者〉

講演ありがとうございます。

子どもに対してどういうふうな法教育を展開していくかというところがすごく参考になりました。

1つ疑問として思ったところが、学校の中でそういった法教育に基づいた教育というのを、足並みを揃えてやっていけるといいのかなと思うんですが、たまに学校現場を見させていただく機会があると、どうしても、すごく先生が権力を持って学級経営をしてるというようなクラスもあったりして、どういったふうな先生たちの中で、法教育に基づいた教育というのを、足並みを揃えてやっていけるのかなというようなところで、経験とかというところを教えてくださいたいと思います。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。これについてはいかがでしょうか。

何か経験を踏まえて御意見ある先生いらっしゃいますか。金城先生、よろしくお願いします。

〈金城先生〉

すいません、度々。

自分は去年まで学年主任もやってて、中学1、2、3と持って卒業させたというところで、1番最初、中1の学年会開きの時に、やはりそういった視点で各クラスの先生方、また学年スタッフにやってほしいんだということは言っています。

なので、自分の学年だけかもしれませんがまずはそこからです。

あとは管理職の先生がもちろんそういう考えをお持ちの方だったら、いろいろな場面でそういったことを発信していくので、チーム全体が、学校全体がそのようになっていくと思うんですが、自分自身ができる範囲としてみれば、学年主任となった時は、そういった考え方でぜひ学級経営の方をよろしく願いますということは伝えていきます。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

他に手を挙げていた、マイクを渡していただけますか。

〈質問者〉

すみません。ありがとうございます。

2点質問がございまして、まず1点が、模擬裁判をどんどん広めていこうという活動を法務省とか他の団体さんでやっていると思うんですけども、ちょっとすみません、さっきの方と若干被るんですけど、昔から模擬裁判を学校教育でやろうという取り組みがあったわけではないですか。

一部ではあったと思うんですけど、広まっていったのはここ20年とかの最近だと思うんです。

それで、その模擬裁判とかそういう活動を通じて法教育を行っていこうという知識のない先生方も、ちょっと申し訳ないですが、いると思うんですけど、そういう先生方がいらっしゃる中で、先生方への伝達よりも先に模擬裁判を広めていくということになったら、例えばさっきの実践型を行った後に、教員がフィードバックでまとめるという作業の時、法教育の法学の考え方を伝えるではなく、この話ではこれが正しかったよね、これはだめだったよねという、そういう総括になってしまうんじゃないか というのが危惧としてあるので、そういう教員さんに対してどういう取り組みをなさっているんだろうかという質問が1つと、あと、ちょっと教育学を離れるんですけど、第2部の模擬裁判の時、最後に、前科があったからといって証拠にならないという話があったと思うんですけど、そういう前提があるのに、前科を証拠として提出したのは、検事さんが出したのはなんでだろうという。

結局、前科があったから怪しいんじゃないかと狙ってるんじゃないかというのがちょっと疑問に思っていて、その2点を質問お願いします。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

そしたら、ちょっと2つ目は請求したのは私なので後でお答えしますが、1つ目の質問なんですけどどうですか。

じゃあ法務省の立場からということで加藤部付にお答えいただこうかなと思うんですけども、実際に我々が出ていって、出前教室だったり模擬裁判をしていく時に、今度教員の立場の方に我々が何かアプローチをしているかと、そういう趣旨だと思いますが、その辺りはどうでしょうか。

〈法務省 加藤〉

そうですね。なかなか難しい質問ですね。

そういう模擬裁判を通じた法教育というのに理解のある先生方から我々にアプローチしていただければこうやりますよというところもちろんあるでしょうし、逆にそういったところの理解があまりしていただけない教員の方々にどうアプローチしていくかというところなのかなという気がしてるんですけども、難しいですね。

地道に広報していくしかないというところなんですけれども、ただ、1つ申し上げたいのは、教員の先生方、特に価値観も多様化してきていて、学生さん、生徒さんに教えなければならない内容もたくさん増えてきていて、複雑化してきて、それ以外にもたくさんやらないといけないことがあるという教員の方々に対して、法教育もお願いしますというふうに、ただお願いしますというだけではなかなか難しいというのが実情で、それは我々も十分理解してるところです。

なので、そういったやらなければならないことがたくさんある先生方に、どうかたちでより効率的に法教育というところに携わっていただけるのかということも、我々は工夫しながらやってるところでございます。

それは、より利用しやすい教材を、我々も現場の先生の方々の御意見もいただきながら作成していくとか、そういったかたちで、法教育を浸透させていくためのより有効なアプローチがないのかどうかということも考えてるところでございます。

皆さん、今日お渡ししてるストラップにキャラクターがついてると思うんです。

今日スライドでもたくさん登場しているホウリス君と言うんですけど、こういったキャラクターを通じてとか、いろんな、ありとあらゆるアプローチを用いて法教育とか模擬裁判による授業を通じた理解の増進とか、そういったところを理解いただけるように我々も努力している。

以上です。

〈法務省 江原〉

そうですね、窪先生どうぞ。

〈窪先生〉

現場の教員からということで、まず、先生たちに研修の制度はあるんです。

例えば東京都で言えば、法教育についてのテーマを扱った都の研修センターの研修ってあります。

でもそれって、全都の教員が受けてるかというところじゃないんです。

選択で、これに興味を持った人が受ける研修ということなので、じゃあ、これがキーになって全都の教員が法教育ができるようになるかというと、そこまではどうしても行かないというのが事実です。

あとは、やっぱり今日皆さんも模擬裁判をやってみて面白いとか教育的に意義あるなと思われたら、じゃあ何か力を借りてやってみようと思うと思うんですけども、そういう先生たちはたくさんいます。

そういう心ある先生たちが模擬裁判を扱うような研究授業をやって、それを見た先生がまた面白いと思って広がっていく。

それをやりやすいように、法務省の方でも模擬裁判の教材を作ったり出前授業の準備をしていくというところがあると思うので、普及というところすごい難しくて、私ももう20年以上、法教育の研究をやってきたんですけど、自分は面白いと思ってやるんですけど、隣の先生にやってもらってすごい大変なんです。それ難しいよと。

窪先生だからやるけど、ちょっと私は無理かなとかって言われちゃったら自分もだめだなと思うので、みんなができる、そういう授業ってないかなというのはずっと考えてるんですけど、おっしゃるように本当に難しいですし、多分皆さん難しいと感じてるところだと思います。

なので、このセミナーは学生向けというのはとてもいいと思って、去年までこの時期に教員向けの法教育セミナーというのを法務省さんがやってくださってて、そこに私も教員として参加したりしてたんですけど、学生向けになったので、面白そうだぞと思った方が現場に出てきてくれてやってみよう。それを隣の人が見ててという広がりが1番大事かなと。

法教育をやって何がいいの？という問いに答えられる先生と、いや、分からない、という先生がやっぱりいると思うので、こういういいことあるんですと答えられる人が増えてくると広がっていくんだろうなというのが、地道に広がっていく必要なところかなと思います。

もう1個の方法は、学習指導要領にバンって位置付けられて、教科書にもバンって載れば、全国で共通して行われるので、そういう方法もあると思うんですが、今はそういう動きではないかもしれないので、じゃあ地道に良さを知った先生が広げていくということが大事かなと思います。

こちらからはそうかなと見えています。以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

〈須藤弁護士〉

すいません、よろしいですか、弁護士会からも。

神奈川県弁護士会の取組も御紹介させていただこうと思います。

もうなくなっちゃったんですけども、教員免許更新講習というのが前にあったんです。

毎年夏にやってたんですけども、それに神奈川県弁護士会の法教育委員会が呼ばれて、法教育の授業をその更新の先生方にしてました。

なので、更新のある先生方はみんな我々の授業を受けていたということになります。

そこで模擬裁判をやったりとか、いろんな交渉のロールプレイをやってみたりとかということをやっていました。

それが、草の根的にはやはり結構広まったなというふうな印象はありまして、そこで火がついて、とある横浜市内の伊勢山小学校という小学校があるんですけども、その校長先生が非常に興味を持っていただきまして、先ほど窪先生からも特別活動と法教育というお話ありましたが、その伊勢山小学校の3年生の特別活動の中で法教育を研究授業としてやりました。

それを1回、法教育セミナーというかたちで神奈川県弁護士会の方で主催をして、その成果を報告するというふうな活動をして、そこに県下の小中高の先生方に、皆さんに招待をさせていただいて、結構たくさん来てくれたなという印象を持っています。

数十じゃない、多分3桁だったんじゃないかというふうに、オンラインの同時配信も確かしたので、全部合わせて3桁だったと思います。結構興味を持っていただいたなというふうに思っています。

なので、我々としては、そういう活動を通して教員の先生方に対する興味を持っていただくというふうなことも合わせてやっていますので、もし目にされましたらぜひ来てくださいというところで、東京とかの先生からも大丈夫だと思います。以上です。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。2つ目の質問に私から答えたいと思います。

あれは、今回模擬裁判を用意するにあたって、本来の裁判、実際の裁判では、前科は証拠として請求することが、近い前科があれば請求するのが普通ですので、ちょっとリアルさを追求して入れたものになるんですけども、実際はああいった様式ではなくて、様式が決まっているんですが、じゃあ果たしてなぜこれを請求しているかといいますと、今回は模擬裁判なので、ああいった検討ポイントを絞ってしまいましたが、実際に有罪、無罪という判断をしてもらった時に、じゃあ有罪になりますとなった時に、次には、じゃあ実際にどれぐらいの刑罰の重さになるのかというのを考えてもらわなきゃいけないわけです。

そして、裁判官に決めてもらうことになります。

結果としては懲役何年とか、懲役になったとして、刑務所に実際行くのか、執行猶予がつくのかつかないのかみたいな、これを情状と言うんですけども、そういった情状、最後の判決を考えてもらうにあたって、直近1番近いところで前科を持ってるか持っていないかというのは、法律上も事実上もかなり大きな意味を持ちます。

被告人質問のところでちょっと質問の中に入りましたが、あれだけ近い前科があつて、もし有罪になったとしたら、法律上ほぼ刑務所に行くことになります。

そういった、法律上決まっているルールとかもありますので、検察官としては当然有罪だと思って立証していきますので、ああいう情状に関わる事実というのも、犯人性が争点になってたとしても、違うところでも使っていく証拠というのは請求されることが普通かなということで、ちょっとリアルさを追求して入れてみました。以上です。

〈法務省 加藤〉

法律上そもそも有罪になった場合、今回住居侵入窃盗の事案だったので、最終的にあの人が犯人だということで有罪だということになれば、あとは刑をどれだけ定めるかということになります。

法律上、何年以下の懲役というかたちになってますから、その範囲で具体的に何年懲役ですかということを決めると。

それと同時に執行猶予という制度もありますから、執行猶予、つまり実際に刑務所に行くことはありませんということです。

今回は行く必要がありませんという判断も場合によってはできる。

それもある、できないというのは、まず法律に書いてあります。

直近で有罪判決を受けて、実際刑務所に行ってる人だと執行猶予をつけられないというふうにもなっているので、そういうところを確かめるために、ちゃんと前科があるかどうかは証拠で必ず出してもらいます。

〈法務省 江原〉

ありがとうございます。

手を挙げていただけたけれども私が気が付いてないという方はいらっしゃるんですか。

ではこの方を最後にお伺いしたいと思います。

〈質問者〉

はい、2点質問があります。

まず1つ目が、1番最初にお話ししていただいた中の高校生の法意識調査で、この調査のアンケートの内容は、争いごとというのをいろいろ使ってると思うんですけど、まず、争いごとは多少自分の利益が減っても円満に解決することが大切であるという調査で、自分の主張をしたくない生徒が多いと結論されています。

もう1個、争いごとは自分で解決するのではなく、の調査だと、まず自分たちでなんとかしようとする意識が低いというふうに結論されてるんですけど、これは何かアンケートの内容から結論するには強い気がするのと、あと、このアンケートの内容、争いごとというのを別の文言にしたら、もうちょっと違う結果が出そうな気がしたんですけど、ここの妥当性について聞きたいというのがまず1点目です。

もう1つは、学校内での生徒と先生のスキンシップというのは、どこまで、どういうふうに扱われるのかというのがずっと気になってまして、例えば、両者の好意があつてとかの場合は確かに良くないと思うんですけど、例えば生徒の精神的な問題に寄り添う時に必要であつたとか、そういう場合についてはどのように取り扱われるのかというのが気になります。

〈法務省 江原〉

分かりました。じゃあ、1点目は小貫先生をお願いします。

〈小貫准教授〉

御質問ありがとうございます。

高校生の法意識調査については、元々、実は法社会学の世界で、大人を対象にした全国的な調査が2回行われているんです。

そこに使われている文言を高校生の方に用いたというのがあります。

なので、それは大人との比較のためにこの文言を用いているというのが1つ目の理由です。

例えば1つ目の争いごとは多少自分の利益が減っても円満に解決することが大切であるという、この結果から、自分の利益が減っても紛争を解決する、回避する傾向と、自分の主張をしたくないというふうな結論を出しているわけですが、この結論は、この1つの問いだけではなくて、この問いも1つあるんですが、他のいくつかの問いを関連付けて出している結論になりますので、これだけからこういう結論を出してるわけではないということがございます。

争いごとの言葉はさっき言った通りかなというふうに思いますので、回答になっているかなと思います。

〈質問者〉

ありがとうございます。

〈法務省 江原〉

2つ目の質問につきましては、すいません、私の方から指名してしまって申し訳ないですが、沖山先生どうでしょうか。御回答いただけますでしょうか。

〈沖山先生〉

学校の教員と生徒の関係の間にスキンシップというものはあり得ないです。

どんなに理由をつけても、これがスキンシップですなんていうものはあってはならないのが今の学校だと思っています。

そういった意味では、スキンシップをどこまでと捉えるかではあるんですけど、それが結論です。

これはスキンシップですと学校の教員が生徒から訴えられた時に、これはスキンシップだったということは絶対にあり得ないというのが今の学校の現状だということは厳しく求められてると思っているので、生徒指導の様々な場面においても、同性、異性を問わず、やっぱり2人きりで指導しないとか、対応しないとか、きちんと複数の目で、複数で対応するとか、ちゃんと開かれた場所で指導をするとか、個室で対応しないとか、そういったこともしっかり求められているというのが学校の現状なので、それはもう学校の教員の共通認識になっていると思っていますし、社会的にもそれは妥当なんじゃないかなと思います。

〈法務省 江原〉

ありがとうございました。

なかなか議論が尽きないところではありますが、お時間ですので、これで締めさせていただきますと思います。

皆さま、今日半日いかがだったでしょうか。

この経験を通じて、登壇者の方も含め、御参加いただいた皆さまの間で様々な考えや意見を共有していただけたと思いますので、ぜひ今後に生かしていただければ幸いです。

私ども法務省といたしましても、学校現場の先生方の生の声をお伺いする大変貴重な機会をいただきました。今後の法教育施策を進めていくにあたっては、本日、参加者の方も含めて皆さまから頂戴した御意見を参考にさせていただきたいと思っています。

登壇者の皆さまありがとうございました。最後に登壇いただいた方々に拍手をお願いいたします。

以上で第3部のクロストークを終了いたします。

【11. 参考（8月23日）】

●開会挨拶（法務省大臣官房付 奥村 寿行）



●基調講演（埼玉大学教育学部(社会講座) 准教授 小貫 篤）



● 基調講演（神奈川県弁護士会所属 弁護士 須藤 公太）



弁護士から見た法と学校とのかかわり

日本弁護士連合会 市民のための法教育委員会 委員
神奈川県弁護士会 法教育委員会 委員

弁護士 須藤 公太

1. 法とは何か

憲法13条：すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

人は本来自由な存在であり、自身の幸福を追求するもの。

幸福追求行為の衝突が起きてしまうことを調整する必要がある。

力や暴力によらず、理性的に、お互いを尊重し合い、お互いの利益をできるだけうまく調整するものが「法」である。

2. 法が法であるための要素

①明確性 ②自由を過度に規制していないこと ③平等

④手続の公正 ⑤ペナルティ

3. 学校で

- ・校則
- ・掃除当番決め
- ・グラウンド割り
- ・何をして遊ぶか

● 教員と法曹とのクロストーク・意見交換会

埼玉大学教育学部 准教授
神奈川県弁護士会所属 弁護士
清瀬市立清瀬第十小学校 副校長
京学芸大学附属世田谷中学校 教諭
東京都立世田谷泉高校 統括校長
法務省大臣官房司法法制部 部付
法務省大臣官房司法法制部 部付

小貫 篤
須藤 公太
窪 直樹東
金城 和秀
沖山 栄一
加藤 邦太
江原 佑美

